

令和5年1月

alic
Agriculture & Livestock Industries Corporation
独立行政法人 農畜産業振興機構

始めたきっかけ、モニタリングなど
金融機関の畜産 ABL の
取扱事例を紹介しています

令和4年度畜産動産
担保融通活用支援事業

畜産 ABL 事例集

ABL の現状を分析しています

利用したきっかけ、利用して良かった点など
畜産 ABL 利用者の事例を紹介しています

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL. 03 (6206) 0833

公益社団法人 中央畜産会

はしがき

畜産経営においては、畜舎等の施設整備や家畜の導入の際に土地などが既に担保に供されています。このため、増頭のための家畜導入などの資金について信用力が不足しやすい状況にあります。

一方、近年、金融分野においては、担保や保証人によらず、融資機関が在庫等流動資産の管理状況等を通じて経営状況を把握し、これを基に融資を行う動産担保融資 (asset-based lending ABL) が推進されています。畜産分野においても、家畜等流動資産の管理状況等を通じて経営状況等を把握することにより、ABLを活用した資金調達を円滑に進めることが重要です。

本事例集は、本会が平成30年度～令和2年度にかけて実施した「畜産ABL」に関するアンケート調査に協力いただいた融資機関等の中から、実際に畜産ABLを行っている融資機関、畜産ABLを利用している資金利用者に聞き取り調査を行い、融資機関別の畜産ABLの取扱い、資金利用者別の畜産ABLの利用の内容をある程度詳細に記載したものです。

具体的には、融資機関については、畜産ABLを行うこととなったきっかけ、取り扱うまでに行った準備、審査・貸付条件、担保の対抗要件、モニタリング等です。畜産ABL利用者については、どのようにして畜産ABLを知ったか、資金使途、畜産ABLを利用して良かった点等です。

なお、畜産ABLの活用事例について、その概要をわかりやすくまとめた「事例で学ぶ畜産ABL 一畜産ABL 家畜を担保に融資を受けた事例一」をこの事例集と併せて作成しました。畜産ABLの普及の際に活用していただくようお願いします。

本事例集が、畜産経営者、融資機関担当者、畜産関係団体担当者、行政庁担当者等畜産分野に拘わる方々に今後の畜産における国際競争力のある畜産経営の発展のため、ご活用いただければ幸いです。

令和5年1月

公益社団法人中央畜産会

目次

畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員等名簿（令和4年度）

（中央検討委員会委員）（令和4年6月28日現在）

区分	氏名	所属等
学識経験者	両角 和夫	東北大学名誉教授
	野口 敬夫	東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科（准教授）
	深谷 耕司	元 農林漁業金融公庫 盛岡支店長
	山崎 政行	山崎農業経済研究所 所長
全国団体	加藤 純	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農政部 次長兼畜産・青果対策課（課長）
	山崎 啓司	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 統轄課（課長）
	市川 明弘	協同組合 日本飼料工業会 企画振興部（部長）
金融機関	岡田 充貴	農林中央金庫 食農法人営業本部 営業企画部 JA 農業貸出企画グループ（部長代理）
	木村 乃	株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 営業推進部 連携推進第一グループリーダー
	多賀 俊郎	株式会社 商工組合中央金庫 業務企画部（次長）
	平野 総大	株式会社 みずほ銀行 コーポレートソリューション部 コーポレート ファイナンス室（調査役）
	江藤 和範	株式会社 栃木銀行 法人営業部（調査役）
評価会社	菅原 毅	トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社 ABLソリューション部（副部長）
畜産団体等	市居 幸喜	一般社団法人 北海道酪農畜産協会 経営支援部（部長）
	梶川 雅弘	一般社団法人 長崎県畜産協会（事務局長）

（検討委員会 オブザーバー）

氏名	所属等
伊藤 麻子	農林水産省畜産局 企画課 金融・税制班 課長補佐
徳永 将恭	〃 〃 担当官
杉山 智朗	(独) 農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課 課長
浦里 知明	〃 〃 課長補佐

（検討委員会 事務局）

氏名	所属等
富永 二郎	公益社団法人 中央畜産会 資金・経営対策部 部長
中胡 隆	〃 〃 参与
山西 晃二	〃 〃 主査
小林 伸行	〃 〃 主幹

1. 各融資機関における畜産ABLの取扱事例	1
(1) A銀行における畜産ABLの取扱い	2
(2) B銀行における畜産ABLの取扱い	4
(3) C銀行における畜産ABLの取扱い	6
(4) D信用金庫における畜産ABLの取扱い	8
(5) E信用金庫における畜産ABLの取扱い	10
(6) F農業協同組合における畜産ABLの取扱い	12
(7) G農業協同組合における畜産ABLの取扱い	14
(8) H農業協同組合における畜産ABLの取扱い	16
2. 畜産ABL利用者の事例	19
(1) (有) A畜産の畜産ABLの利用状況	20
(2) B氏の畜産ABLの利用状況	22
(3) (株) C牧場の畜産ABLの利用状況	24
(4) D氏の畜産ABLの利用状況	26
(5) (合) E繁殖センターの畜産ABLの利用状況	28
(6) F氏の畜産ABLの利用状況	30
(7) G氏の畜産ABLの利用状況	32
(8) H氏の畜産ABLの利用状況	34
(9) (有) Iの畜産ABLの利用状況	36
(10) (株) Jファームの畜産ABLの利用状況	38
(11) K氏の畜産ABLの利用状況	40
(12) L氏の畜産ABLの利用状況	42
(13) (有) M牧場の畜産ABLの利用状況	44
3. 畜産ABLの活用に向けた検討 —令和3年度金融機関・利用者現地調査の結果から—	47

（参考資料）

①「畜産ABL融資」に関する8融資機関の対応状況等について	66
②「畜産ABL融資」の13利用者の状況等について	84
③令和3年度畜産動産担保融資活用支援事業（畜産ABL）に係る現地調査表	92

1. 各融資機関における畜産ABLの 取扱事例

凡例

本事例集において使用している略称等の正式名称等は次を指しています。

畜産ABL	……………	乳牛や肥育中の牛等の家畜や畜産物等を担保に融資を行う手法
一般のABL	……………	太陽光発電事業の発電設備・売電債権や製造された製品、在庫等を担保に融資を行う手法
道府県畜産協会	…	当該道府県における指導事業の実施主体として、地区内の畜産の技術及び経営の指導を行う法人
公庫	……………	株式会社日本政策金融公庫
公庫資金	……………	日本政策金融公庫の資金
信金	……………	信用金庫
JA	……………	農業協同組合
基金協会	……………	農業信用基金協会
制度資金	……………	農業近代化資金等国等から利子補給が行われている資金
モニタリング	……………	監視、観察、観測を意味し、対象の状態を継続または定期的に観察・記録すること
確定日付	……………	公証人が私文書に確定日付印を押捺することにより、その文書がその日に存在したことを証明するもの
占有改定	……………	占有の移転方式の一つで、ある目的物の占有者がそれを手元に置いたまま占有を他者に移す場合を言う
デフォルト	……………	経営破綻の状態
一般担保	……………	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものとされ、貸倒引当金の計上や直接償却が不要になるという効果がある

A 銀行における畜産 ABL の取扱い



A 銀行 (北海道・東北・関東地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

A 銀行は、平成 17 年頃より一般的な ABL の取扱いを開始しています。家畜を対象とする畜産 ABL については、令和元年 8 月頃から取扱いを開始しています。

令和元年以前も、ABL 一般の取扱規程の範囲内で家畜の ABL を行っていました。現在の畜産 ABL の取扱いを始める契機になったのは、地元畜産協会、畜産農協と日本政策金融公庫支店による連携スキームの存在です。その内容を知り、行内及び畜産協会等関係機関との調整を図り、導入を決めました。

なお、一般的な ABL は、平成 17 年に動産譲渡登記制度の運用が開始され、資産を活用した担保として注目され、金融庁の「担保・保証に頼らない融資」の方針に則り、A 銀行でも取扱いを開始したものです。A 銀行では農業融資も盛んに行われており、農業融資のうち畜産の占める割合も高く、ABL を畜産に適用することも、ごく自然に行われています。今後も、資金需要に応じて積極的に対応していくスタンスです。

2. 取扱開始までに行った準備等

専用規程を設けて畜産 ABL を取り扱うまでに行ったことは、まず連携スキームに関する情報収集です。また融資対象（見込）先の情報整理も進めました。

実際に取り扱うため、行内関係部及び関係機関との調整をさらに進めました。関係機関と取り交わす契約書類を作成し、弁護士のリーガルチェックも受けました。行内関係部との合議を進め、行内の専用規程を作成しました。

一般的な ABL の導入に際しては、システム関係について、登録する担保種別の追加の準備が必要でしたが、畜産 ABL の導入については、システム関係の追加作業は特に不要でした。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

貸付案件について、畜産 ABL 案件として取り扱う場合の判断基準は、特に定めていません。

なお、一般的な ABL の貸付案件についても、取り扱う場合の判断基準は特に定めていません。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査では他の資金に比べて徴求する関係書類が多くなっています。審査時及び事後の事務手続きも多くなっています。借入申込から融資実行までに要する期間は、通常約 2 か月程度となります。

畜産 ABL の貸付条件は、金利面、融資期間面において他の資金と変わりません。

畜産 ABL の融資期間は、資金使途の関係から約 5 年程度ですが実地確認・モニタリング面の頻度が増加します。報告事項面も多くなります。その結果、実態把握は強化されています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保は、飼養家畜である肥育牛、繁殖牛、搾乳牛となります。仕組みの上では、生乳販売代金、農業機械等も徴求可能です。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

A 銀行では一般的な ABL（法人）は、登記を原則にしています。

登記ができない場合は、確定日付の取得、通知・承諾を前提としています。畜産 ABL についても、融資機関としての原則的な対応方針を定めており、登記（法人）を第三者対抗要件としています。

なお、一般担保としては取り扱っていません。

7. モニタリングについて

モニタリングは、連携スキームに則って担保である牛のみならず、経営全般に関する項目について行っています。一般的な ABL（動産）でも評価会社等外部機関に委託していますが、モニタリングの対象を在庫状況と販売価格等に限定しており、外部機関によるヒアリングを必須とはし

ていません。畜産 ABL は、畜産の専門家である畜産協会が経営全般についてモニタリング（ヒアリングを含む）を行う点が特徴的な部分となっています。

畜産 ABL のモニタリング実施頻度は、肉用牛経営の場合は毎月、酪農経営の場合は四半期に 1 回となっています。そのうち年 1 回は、行内担当者が現地確認を実施しています。

モニタリングの結果は、畜産協会から銀行に報告されるほか、専門家の視点による分析結果が畜産協会から債務者にフィードバックされています（「その他」参照）。

8. 換価処分時のルール等

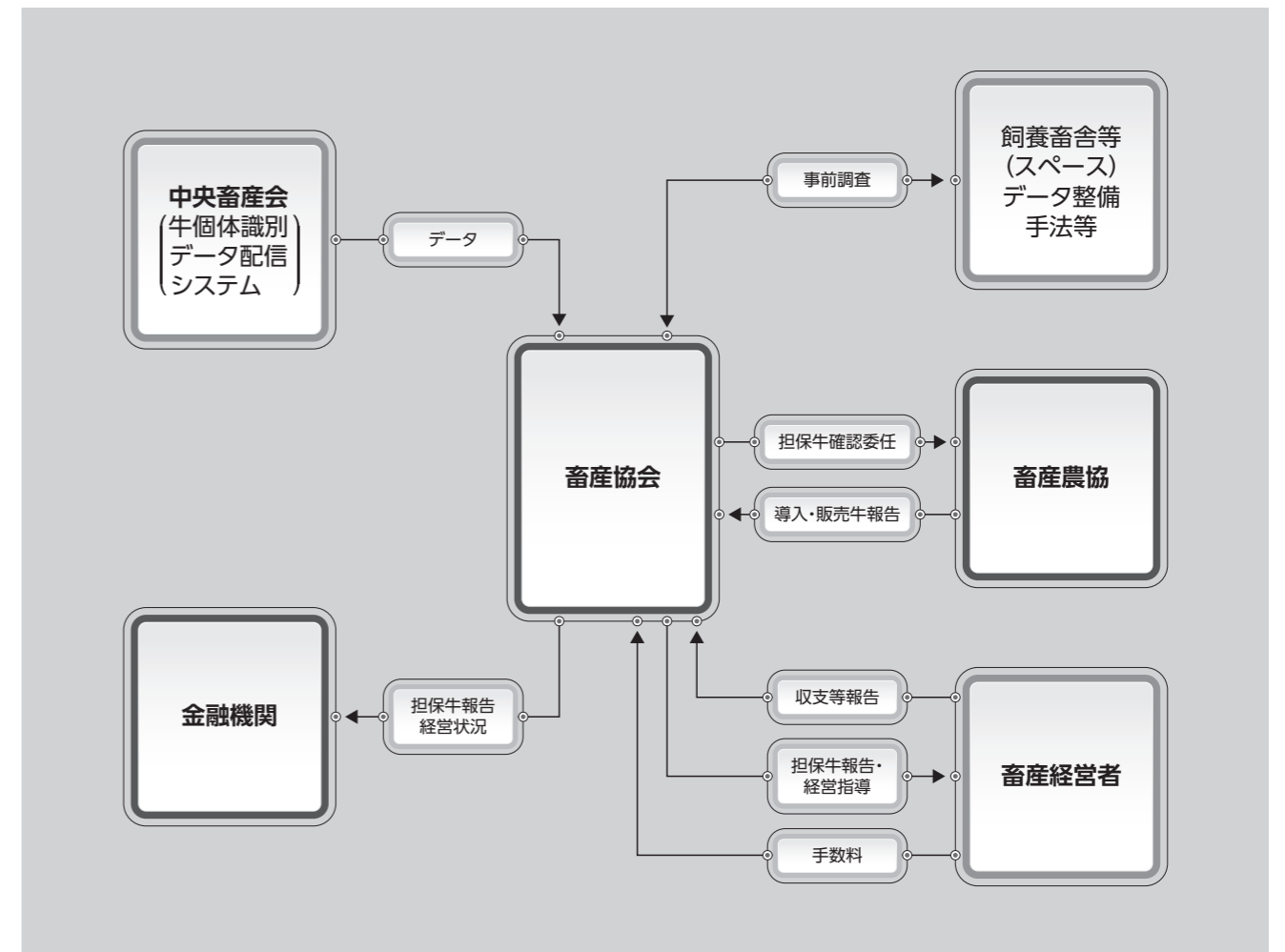
これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。

行内のルールとして担保の換価処分のルールは定めていません。

9. その他（スキーム図等特徴）

・畜産 ABL のモニタリングの関係図

畜産 ABL のモニタリングの関係図



B 銀行における畜産 ABL の取扱い



B 銀行 (北海道・東北・関東地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

B 銀行は、平成 19 年頃より一般的な ABL の取扱いを開始しています。畜産 ABL については、平成 23 年頃から取扱いを開始しています。

畜産 ABL の取扱いは、行内で担保保全の面からも畜産 ABL を取り扱ってはどうか、という話が出てきたことによります。平成 19 年から流動資産保証制度として中小企業向け施策が始められ、動産担保という括りから見れば畜産も対応できるのではないかとということになりました。

地域金融機関として過度な個人保証や不動産担保に頼らない円滑な資金供給、モニタリングを通したリレーション強化を図るということが、中小企業に対する ABL 一般と同様に、従来から融資を行っていた畜産農家に対してもできるのではないかと考えたわけです。なお、畜産 ABL については、機関保証（農業信用基金協会の利用）には付されていません。

2. 取扱開始までに行った準備等

行内の ABL の所管は審査部であり、取扱いについては取締役会の承認を得ています。開始までには、各種事務取扱要領を制定しました。チェックリストを制定し、コードの採番も行っています。

畜産 ABL の取扱いに関する規程も定めています。規程の内容は、取得する担保物件の対象範囲、家畜の評価手法、モニタリングの実施方法、デフォルト時における担保の換価の方法等です。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

貸付案件について、畜産 ABL として取り扱う判断基準は、制度融資ごとの取扱要領、小規模動産担保融資等において定めています。

畜産 ABL で対応するか、他の資金で対応するかの判断については、地元酪農協の組合員で家畜共済に加入している場合は、畜産 ABL の利用が可能です。また、個別の対応として、1 億円、3 億円の当座貸越枠を畜産 ABL で行ってい

るケースもあります。

酪農協の組合員であっても資金手当を急ぐ場合や通常の畜産 ABL の限度額（設備資金 1,500 万円、運転資金 500 万円）を超える金額の場合などは、畜産 ABL が融資までに時間を要することなどから、一般的な融資（農業従事者ローンや公庫と連携している融資）で対応する場合があります。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査について、他の資金と比べた場合、審査に時間がかかるとともに、関係書類の徴求も多くなる（通常の融資は借入相談書を稟議しますが、畜産 ABL は専用の借入申込書、チェックリスト、認定農業者の認定書徴求等）ほか、関係部署も増える（合議力所：法人営業部が加わる）こととなります。

畜産 ABL の貸付条件では金利面や融資期間については他の資金と差はありません。融資限度額については、個別対応によって融資を行っています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件の対象範囲は、乳用牛、肥育牛となります。

担保である家畜の評価手法については、以前は評価会社に評価を依頼していましたが、現在はあまり利用者が変わっていないことや評価手法も分かってきたことから自行で評価を行っています。乳用牛は固定資産のため減価してくるので、乳牛評価基準シートにより毎年評価額を算出しています。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、法人については、登記をするという対応方針を定めています。個人については、譲渡担保契約書を締結して、確定日付を取得しています。

なお、畜産 ABL の取扱開始時期より、一般担保として取り扱っています。現在、担保の種類としては一般担保としていますが、保全評価は 0 円としています。

7. モニタリングについて

畜産 ABL のモニタリングは、家畜共済台帳により、毎月の頭数増減、異常の有無を確認しています。また、最低年 1 回営業店職員による現地への立ち入り確認を行っています。

8. 換価処分時のルール等

これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。

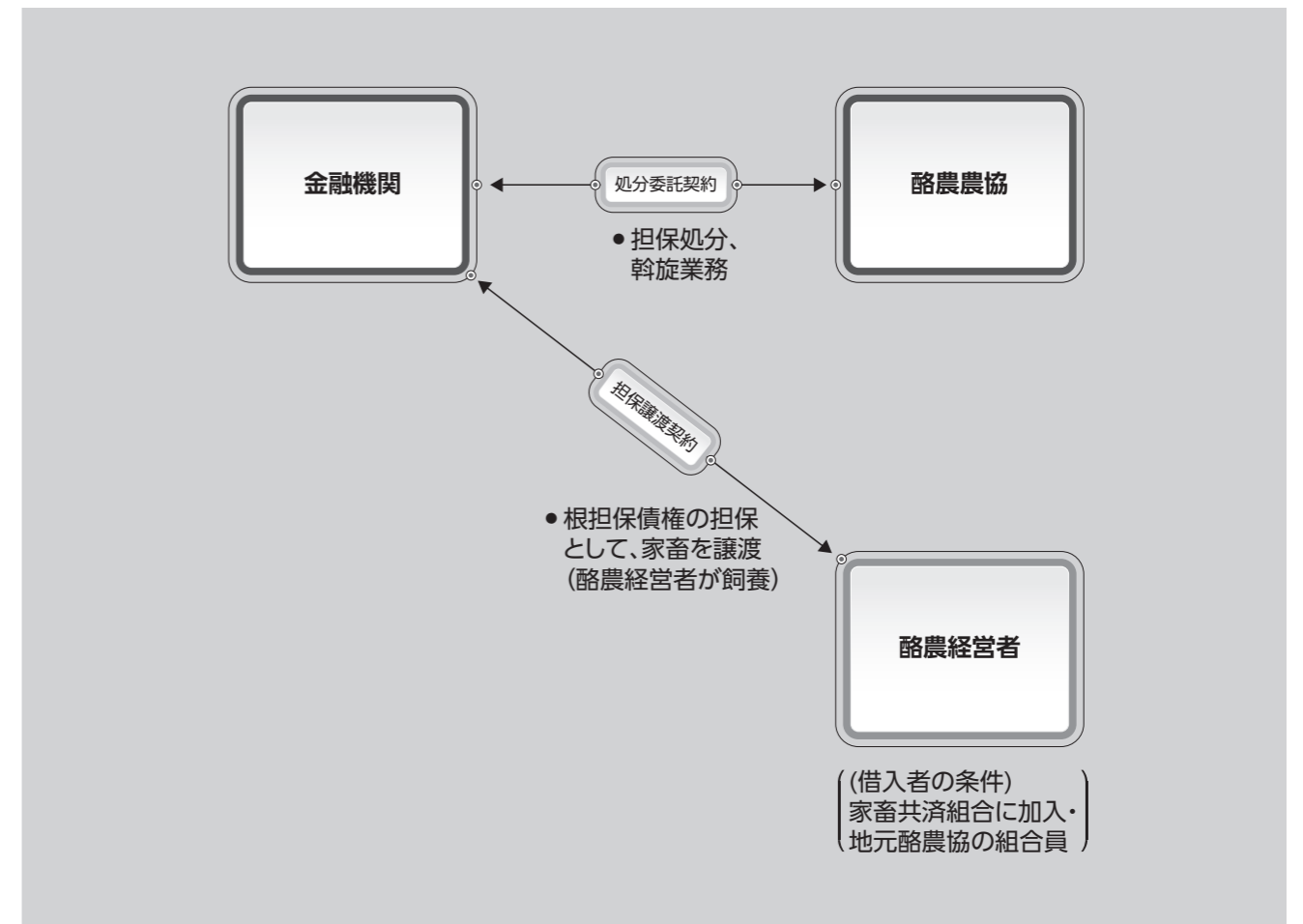
畜産 ABL に関する担保の換価処分のルールを定めています。地元酪農協の組合員の場合は、酪農協と処分委託

契約を締結し、デフォルト時の担保処分を委託しています。処分委託契約には、担保乳牛の組合管内近隣酪農家への斡旋、子牛の育成農家への斡旋、売却までの飼養管理代行に関する事項等が記載されています。組合員以外の場合は、組合へ依頼するケースも考えられますが、一般の不動産の換価処分の場合と同様に、ケースバイケースで対応していくこととなります。

9. その他（スキーム図等特徴）

- ・畜産 ABL 関係者の契約形態

畜産 ABL 関係者の契約形態



C 銀行における畜産 ABL の取扱い



C 銀行 (九州・沖縄地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

C 銀行は、平成 21 年頃より一般的な ABL の取扱いを開始しています。畜産 ABL については、平成 24 年頃から取扱いを開始しています。

平成 16 年 11 月に「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正」が成立し、平成 17 年 10 月から債権譲渡登記制度の運用が開始されたことを受けて、一般的な ABL の運用を開始しました。畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけは、平成 22 年に口蹄疫が発生し、そこからの再生局面で、まとまった導入資金の調達ニーズが発生したことによります。

2. 取扱開始までに行った準備等

一般的な ABL の取扱いを開始するために、内部規程を定めました。畜産 ABL に限った内部規程はなく、基本的に一般的な ABL の規程に従っています。具体的には、動産譲渡登記や占有改定への確定日付取得などの第三者対抗要件の具備、担保物件の確認や譲渡禁止の特約、保管場所の適正確認などを定めています。また、売掛金に関する確認事項等も定めています。ただし、債権は出口として考えており、必ず価値ある物を担保物としており、債権のみに基づく融資を行ったことはありません。

運用の中でモニタリング管理表などの制定を行うなど、随時改善に取り組んでいます。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、特に定めていません。畜産 ABL は当座貸越枠として利用されており、残高は安定的に推移しています。

畜産 ABL に対応するのは肉用牛経営が多いのですが、特徴的な事例として大規模養豚業者向けに畜産 ABL を行っています。メインは当行ですが、複数の銀行から運転資金の調達を行っていたことから、取引全行で協調して運転資金枠（当座貸越）を新設しました。利用者の養豚経営は、母豚舎を起点とする複数の農場系列を有してしま

た。衡平性の観点から、取引各行が個別に畜舎単位の畜産 ABL を組成するのではなく、当行が畜産 ABL を組成し、取引各行は当行と協定を締結しました。当行が担保の管理を行いますが、その際、地元畜産協会を検証機関として、担保物件に関する情報を各行に報告しています。また、畜産協会は利用者に対して経営技術に関する助言を行い、利用者が生産性の向上を実現できる仕組みとしています。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、一般融資の取扱いと変わりません。借入申込から融資実行までの期間は、どちらも約 1 カ月程度です。

貸付条件等は、金利面や融資期間は他の資金と変わりません。実際の融資期間は、畜産 ABL の場合は肥育牛経営をモデルとする運転資金なので、平均 2 年程度となっています。また、実地確認（モニタリング）では、きめ細かい確認を必要とします。報告に関しては、定例報告を求めています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、育成牛、肥育牛、母豚、子豚、肥育豚及び売掛金となります。

担保である家畜の評価手法については、基本的に公益社団法人中央畜産会による「畜産 ABL の円滑な導入・定着のためのマニュアル（改訂版）」による家畜棚卸評価の算定方法を援用しています。

前述の大規模養豚経営に対する畜産 ABL では、母豚、子豚、肥育豚及び売上構成の約 60% を占める主要取引先の売掛金を担保としています。その際、母豚と子豚は前記のとおり算定方式を採用していますが、肥育豚については、「生産費調査の（費用合計－もと畜費）/2+ もと畜費」という計算式で算出しています。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、基本的に個

体別の登記申請や費用負担を考慮して、占有改定を行って公証人役場の確定日付を取得し第三者対抗要件としています。ただし、上記の大規模養豚経営に関しては、家畜を集合動産譲渡担保として登記し、債権は確定日付のある債権譲渡承諾と登記が半々程度の取扱いとなっています。

以上のことから、結果として、主に牛では占有改定を行って確定日付を取って第三者継承対抗要件とし、複数の金融機関と協調している豚では登記によって第三者対抗要件となっています。

7. モニタリングについて

畜産 ABL のモニタリングは、飼養状況、繁殖成績、肥育成績、販売成績を営業店がモニタリングしています。上記の大規模養豚経営の畜産 ABL の場合は、地元畜産協会が行っています。この場合、前述のとおり、畜産協会が利用者に対して経営支援を行うことが、利用者、当行、畜産協会による三者協定に定められています。

なお、モニタリングの経費は、営業店が行う場合は営業店の負担となり、畜産協会が行う場合は利用者の負担となります。

8. 換価処分時のルール等

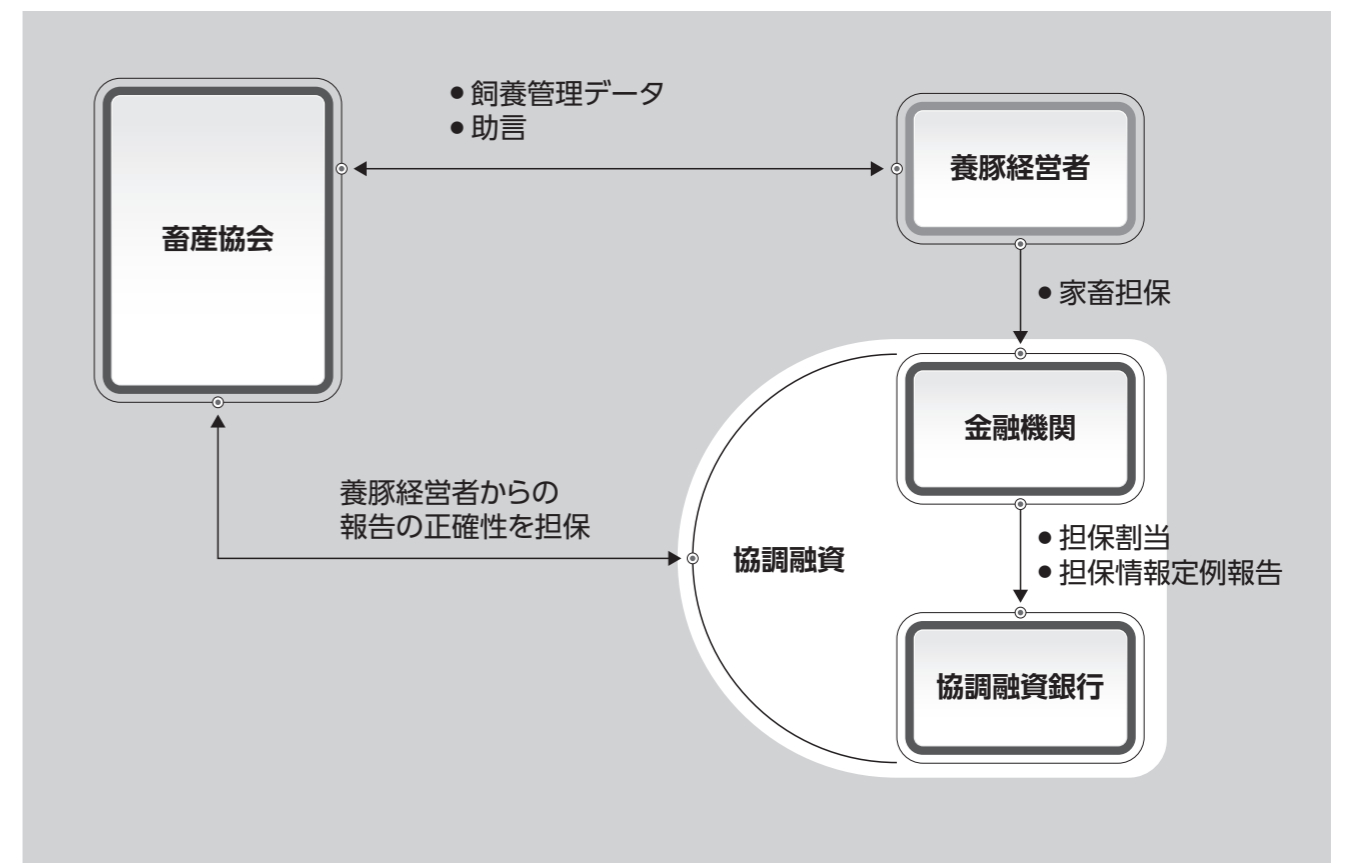
これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。また、担保の換価処分のルールは定めていません。

大規模養豚経営に対する畜産 ABL の仕組みにもあり、モニタリングに主眼をおいているためです。例えば、大規模養豚業者への畜産 ABL では、畜産協会がモニタリングを行い、経営支援まで担当することによって、変化の兆候を早期に発見することで、換価処分の方法についても畜産協会と十分な協議を行える形となっています。

9. その他（スキーム図等特徴）

・畜産 ABL に関する生産性改善の助言（担保価値の維持）

畜産 ABL に関する生産性改善の助言（担保価値の維持）



D 信用金庫における畜産 ABL の取扱い



D 信用金庫 (北海道・東北・関東地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

D 信用金庫は、平成 26 年 7 月から一般的な ABL の取扱いを開始しました。畜産 ABL については、令和 2 年 12 月から取扱いを開始しています。

D 信用金庫では、顧客とのリレーションを強化し、事業サイクルの現金化を把握することで ABL が担保としての機能を発揮すること、信用金庫のコンサルティングの機能の強化に資する、との考えから一般的な ABL への取組を始めました。畜産 ABL については、それらの目的に加え、特に肉用牛や酪農経営を行う事業者の健全な経営の発展に貢献することを目的として取り組みました。

2. 取扱開始までに行った準備等

一般的な ABL の取扱いを開始するために、従来の担保関係事務取扱要領の付随規程を、平成 26 年に制定しました。また、「手引き」も作成しました。システム関係では、動産担保設定申請（稟議）システム（しんきんオンラインシステム）を使うようにしました。畜産 ABL の取扱開始には、日本政策金融公庫と地元畜産協会などが構築した既存の枠組みを活用しました。また、その仕組みなどを現場の職員等が理解できるように、畜産 ABL 取組に関する Q&A を作成しました。

内部規程については、一般的な ABL について定めているほか、畜産 ABL についても定めています。規程の内容は、担保物件の対象範囲、家畜の評価手法、モニタリングの実施方法、担保の換価処分の方法等です。

内部の規程等の整備は行っていますが、日本政策金融公庫と地元畜産協会などが構築した既存の畜産 ABL の仕組みを利用することから、全体としては円滑にスタートできました。

なお、信用金庫内に、ABL の専門の担当者を置いており、畜産 ABL も担当しています。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、定めています。その内容は、担保の適格性、顧客の適格性です。

なお、日本政策金融公庫と畜産協会などが構築した仕組みを利用する場合、畜産協会が行うモニタリング（地元畜産農協が一部受託）の対象が担保の家畜の増減以外に経営全体に及ぶことから、利用者がそのようなデータ提供に対応できるかを、畜産協会が確認することになっています。したがって、畜産 ABL を取り扱う前提として、畜産協会が事前にデータ提供の可能性を判断することになります。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、一般の ABL よりも、審査に時間がかかり、関係書類の徴求が多く、関係部署（合議力所）が増え、決裁を得るランクが上がります。これは、この畜産 ABL を利用した畜産経営に対する支援が、基本的な姿勢である「地元農協の補完機能」から一歩踏み込んだ支援となるためです。

畜産 ABL の貸付条件のうち金利については、利用者の状況によって決まるので、他の資金と比較はできません。融資期間は、一般的な ABL と同様に、長期的な支援を行うことから、平均 10 年程度となります。実地確認（モニタリング）は、一般的な ABL の場合は 3 年に 1 回であるのに対し、畜産 ABL は基本的に毎月、専門機関が行っており、精度も高くなっています。なお、畜産 ABL のモニタリングの費用は、利用者が負担しています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、肉用牛と乳牛です。担保である家畜の評価手法などは、既存の枠組みを利用して、畜産協会のノウハウを利用しています。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、法人は動産譲渡登記としています。個人は、確定日付のある証書による承諾

としています。令和 2 年度に最初に行った畜産 ABL は個人であり、後者によっています。

7. モニタリングについて

畜産 ABL のモニタリングは、牛の個体識別データを基準とした動態管理のほか、飼養管理全体を畜産協会（一部畜産農協が受託）が行っています。

一般的な ABL では、モニタリングによる分析結果の利用者へのフィードバックは行っていませんが畜産 ABL では、専門機関である畜産協会が担保の増減以外に経営全体の状況を分析して、信用金庫と利用者へフィードバックしています。フィードバックの内容が、利用者の経営改善につながっており、利用者がモニタリング費用を負担する動機となっています。言い換えると、D 信用金庫の行う畜

産 ABL の融資が、資金調達のみならず、利用者への支援に繋がっているということになります。

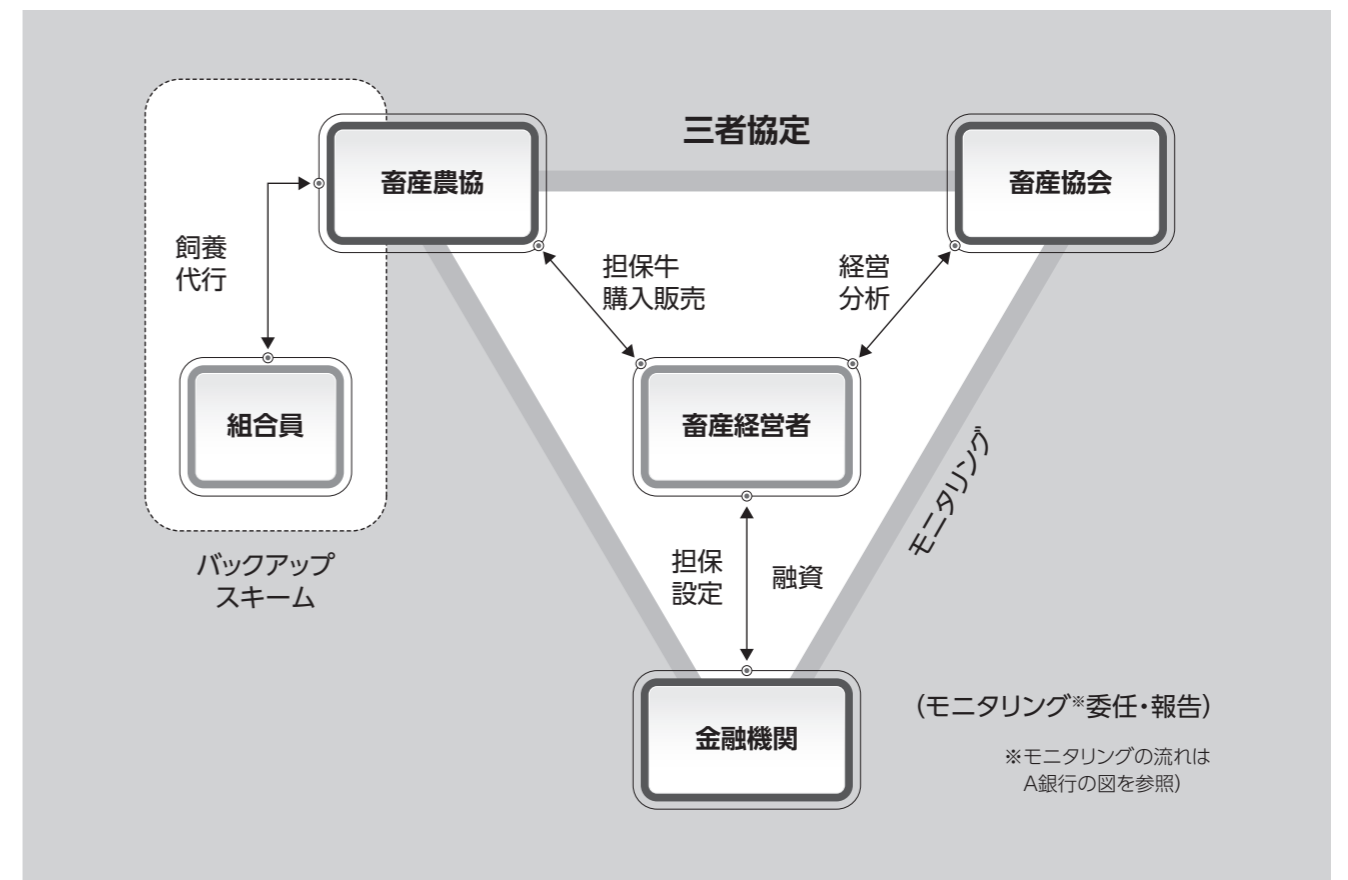
8. 換価処分時のルール等

これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。担保の換価処分のルールも、既存の仕組みを利用することとしています。具体的には、デフォルト発生時には、畜産農協の組合員が飼養代行等を行い、担保の牛が出荷に適した時期に処分することになっています。

9. その他（スキーム図等特徴）

・畜産 ABL に係る三者協定のスキーム

畜産 ABL に係る三者協定のスキーム



E 信用金庫における畜産 ABL の取扱い



E 信用金庫 (北陸・東海地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

E 信用金庫は、活発化する太陽光発電事業への対応がきっかけで、平成 25 年頃から一般的な ABL の取扱いを開始しました。畜産 ABL については、平成 28 年頃から取扱いを開始しています。

日本政策金融公庫から畜産 ABL 融資をやりませんかとの相談があったことが、畜産 ABL の取扱いを開始したきっかけとなりました。日本政策金融公庫からの説明を受け、一般的な ABL の取扱いとほとんど変わらないことを理解しました。その後、資金需要の大きい重要取引先が畜産業に参入することとなり、融資の相談を受け、畜産 ABL の手法で対応することとなりました。

2. 取扱開始までに行った準備等

一般的な ABL の取扱いを開始するために、他県の銀行に視察に行っています。また、評価会社の研修に、のべ 10 名の職員を参加させています。畜産 ABL については、特に先進地視察等はありませんでしたが、日本政策金融公庫との連携により、準備を進めました。

内部規程の整備は、一般的な ABL について定めていますが、畜産 ABL 専用規程としては定めていません。内部規程の内容は、担保物件としての家畜の対象範囲、家畜の評価手法を含むとともに、各種の制約等を規定しています。

なお、信用金庫内に、ABL の専門の担当者を置いており、畜産 ABL も担当しています。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、特に定めていません。畜産 ABL として取り扱うかどうかは、個別判断となります。一般的には、事前協議の段階で支店から本店に書類が送付され、担保について検討します。例えば、土地は借地で建物は未登記物件である場合、建物を登記してまで担保として徴求するか、その建物の評価額がどれほど見込めるか、などを検討して畜産 ABL とする、という流

れです。また、ABL で対応可能な判断は、経営実績も見ますが、将来性を考慮して融資している案件が多くなっています。

なお、E 信用金庫では、県が県産ブランド牛を市場に年間 1,500 頭出荷する目標を支援しています。畜産経営に対する融資は、肉用牛のみを対象としています。建物等施設整備については日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金、運転資金は畜産 ABL で対応というのが基本的なスタンスです。畜産 ABL 以外での運転資金もあり、借入相談に対して自然体で対応しています。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、一般の ABL よりも、関係部署（合議力所）が増え、決裁を得るランクが上がります。また、手続き面において管理委託先の選定に時間を要します。

畜産 ABL の貸付条件のうち金利面や融資期間面などでは、他の資金と差はありませんが畜産 ABL は当座貸越となっており、実質 1 年間の融資となっています。また、限度額となる当座貸越枠については個別対応となり、3,000 万円～1 億 5,000 万円程度となっています。

なお、畜産 ABL の場合、実地確認（モニタリング）を四半期ごとに行っています。報告事項では、デフォルト時の対応も含む管理委託先から在庫頭数報告を受けています。モニタリングの費用は、信用金庫が負担しています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、肉用牛です。担保である家畜の評価手法などは、特に確立していません。これは、モニタリングを重視しているためです。費用と時間をかけて担保評価の方法を確立して、担保を一般担保化すると安心感が生まれてモニタリングの意識等が薄れる懸念があるからです。モニタリングをきちんと行い、出口の換価処分の方法がしっかりしていることが重要だと考えています。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、融資機関として取れる措置を最大限行うこととしており、対抗要件具備は「登記」という原則的な方針を定めています。

7. モニタリングについて

畜産 ABL のモニタリングは、管理委託会社による毎月の飼養牛在庫報告と信用金庫職員による四半期に 1 回の実地検査となっています。外部機関に委託していますが、モニタリング費用は、信用金庫が負担しています。

モニタリングの結果から経営分析などは行っていません。また、利用者へのフィードバックも行っていません。

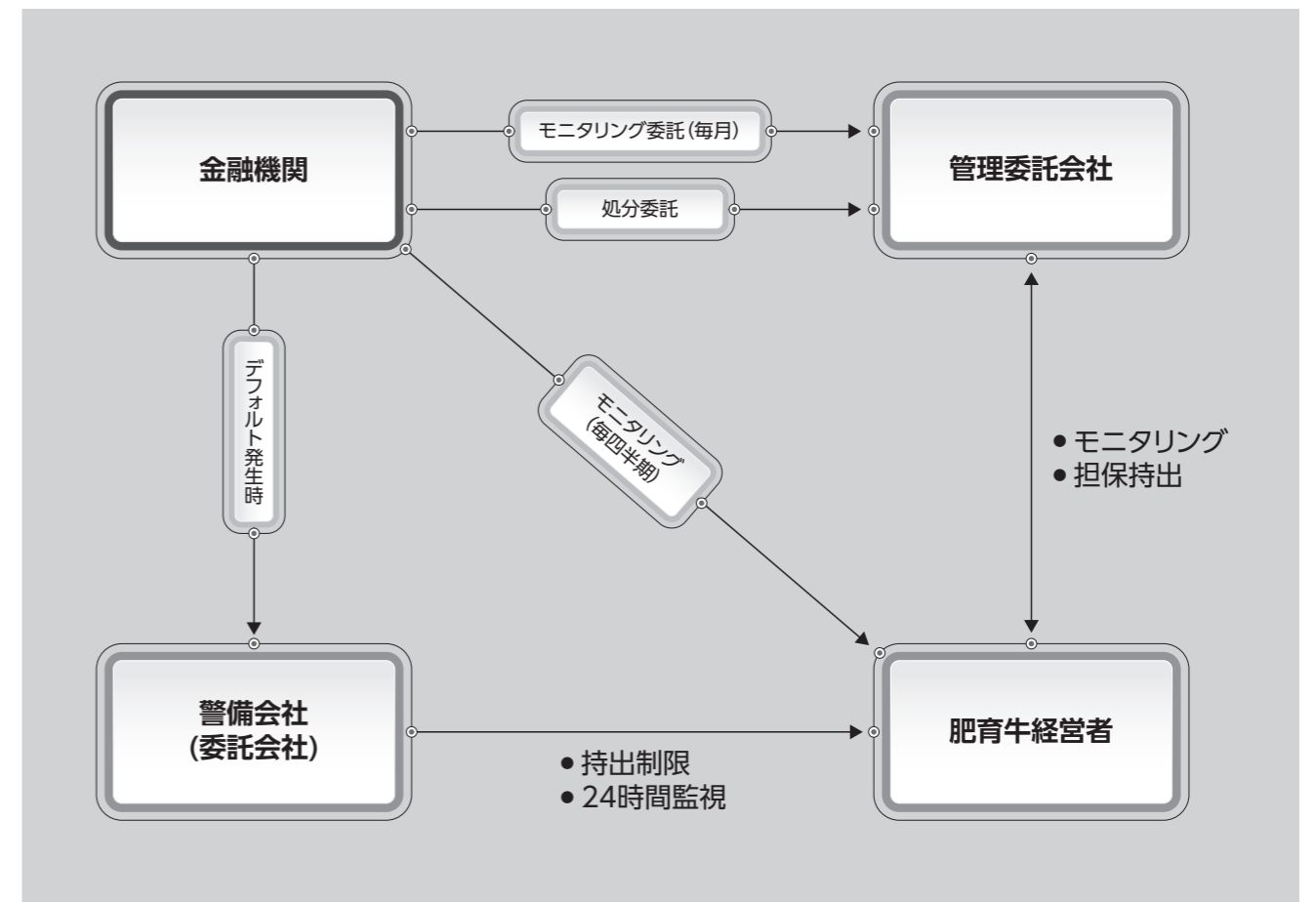
8. 換価処分時のルール等

これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。担保の換価処分のルールは確立しています。具体的には、デフォルト発生時には、信用金庫の委託会社の警備会社が担保物件が飼養されている現場に急行し、担保物件の持出の制限をかけるとともに、24 時間体制で警備します。その後、デフォルト時の対応も行う管理委託先に在庫処分を委託し、担保が持ち出されます。

9. その他（スキーム図等特徴）

・畜産 ABL に係るモニタリングと担保処分の関係図

畜産 ABL に係るモニタリングと担保処分の関係図



F 農業協同組合における畜産 ABL の取扱い



F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

F 農業協同組合は、畜産 ABL の取扱いを平成 30 年 10 月から開始しました。畜産 ABL 以外の ABL は、取り扱っていません。

畜産 ABL 取扱開始前までは、肥育牛導入は農業近代化資金の利用が大半でした。農業近代化資金の審査には 2 か月程度かかったり、貸付限度額も個人 1,800 万円と低いなど、自由度が低いものでした。

農業協同組合の担当者レベルから、農家のためになるとの考えから畜産 ABL の創設を提案しました。畜産 ABL の仕組みと動産を担保にすることの問題点やリスクなどに関する資料を整えて理事会説明し、導入に至りました。

2. 取扱開始までに行った準備等

畜産 ABL の仕組みおよび担保の評価方法については、JA バンクにおける標準的な手法（「ABL の手引き」）に基づき対応しています。モニタリングは、当初は頭数確認を現地で全頭耳標の確認を行っていましたが、作業量の問題からデータでの確認を利用しています。換価処分時のルールは特に定めていません。

畜産 ABL の取扱いに関しては、融資要項を定めています。融資要項の内容は、担保物件の対象範囲、家畜の評価手法、モニタリングの実施方法等です。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、特に定めていません。

畜産 ABL は、現在 2 件取扱っています。1 件は、後継者が正式に就農し、畜舎を増設して肥育牛を倍増する計画を立てていたことから、畜産 ABL を利用した資金繰りの負担の軽減によって肉用牛生産に集中できる利点を、農業協同組合から説明しました。もう 1 件は、農業近代化資金を 2 年に 1 回必ず利用する畜産経営で、安定的な導入資金として、農業協同組合から畜産 ABL について説明しました。

このように、現在、畜産 ABL を利用している者は、い

ずれも農業協同組合から利用を促進した者であり、優良経営であると考えている者です。

畜産 ABL は、畜産経営の先行きが不安定な中で、設定された融資枠の範囲内で即座に融資できる商品として、利用が高まっていくものと思われます。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、他の資金と比較した場合、関係書類の徴求が増えます。具体的には、販売実績に関するデータ、素牛導入に関するデータ、トレーサビリティデータです。関係部署（合議力所）が増えたり、決裁を得るランクが上がることはありません。きちんと管理ができていれば、逆にリスクが減るのではないかと考えられています。

畜産 ABL の貸付条件について、金利面では他の資金と差はありません。農業関係資金や畜産 ABL のような特別当座貸越の更新には、それぞれ農林中央金庫から利子補給が適用されます。畜産 ABL は特別当座貸越となっており、実質 1 年間の融資となっており、毎年更新することになります。不動産担保の場合の実地確認（モニタリング）は年 3 回ですが、畜産 ABL の場合は年 4 回となります。また、報告事項については、導入・出荷・期末頭数を年 4 回報告を受けることになっています。現在の利用者のデータは農業協同組合でも把握できます。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、融資要項上は肥育牛、繁殖牛、豚です。現在の実績は、肥育牛のみです。

担保の評価手法は、JA バンクにおける標準的な手法（「ABL の手引き」）に基づき、肥育牛であれば導入と出荷のそれぞれ直近 1 年位の単価を基にした方法によります。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、法人の場合

は登記とし、個人の場合は占有改定によります。現在の利用者はたまたま個人経営であり、第三者対抗要件は占有改定によっています。

なお、畜産 ABL の特別当座貸越は、農業信用基金協会の保証付きとなっています。優良保証が付いていること、融資要項の中で担保評価は牛の担保評価と目線を合わせて行うように定めていること、などから担保の区分は一般担保として扱っています。

7. モニタリングについて

モニタリングについては、現在の利用者の場合は全量農協出荷なのでデータで把握しています。また、金融担当者 2 名により年に 4 回現地確認を行い、畜舎を見せてもらい、借入者から質問があれば対応しています。

このほか、融資要項には定めていませんが、販売事業担当者、指導部門担当者が週に 1 回、少なくとも月に 2 回、利用者を巡回しています。そこで、利用者の経営に異変等があれば、農協内で情報が共有される体制が取られています。モニタリングの費用は農協が負担しています。

モニタリングの結果を利用者にフィードバックする形にはなっていませんが、モニタリング結果を情報共有している指導担当者が月に数回利用者を訪問しており、その折にモニタリング結果を踏まえた話を十分に行っています。

8. 換価処分時のルール等

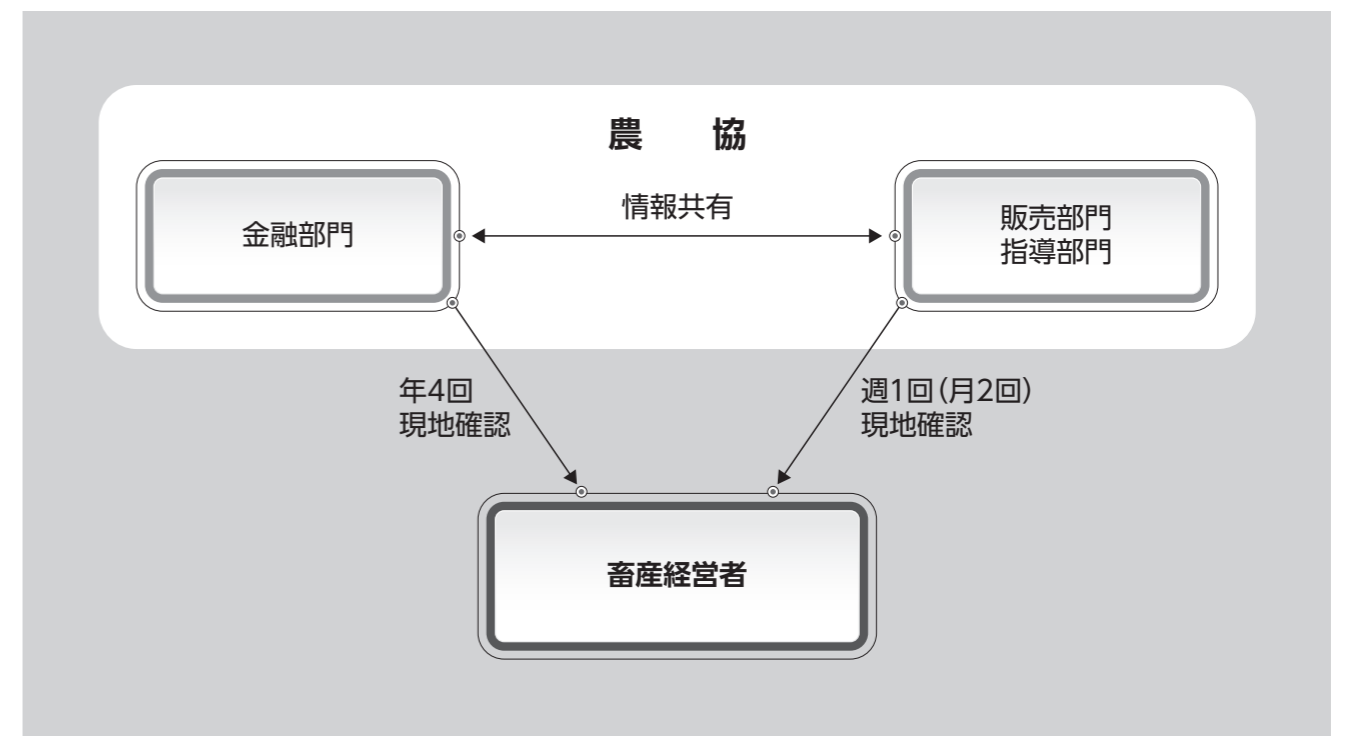
これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。担保の換価処分時のルールは特にありませんが、実際にデフォルトが発生した場合には市場に出荷する、あるいは出荷できる月齢に達するまで他の組合員に飼養してもらう等の方法を想定しています。

万が一事例が発生した場合には、ケースバイケースで対応していきながら、ルールを定めていくことになるものと考えています。

9. その他（スキーム図等特徴）

- ・モニタリングに関する連携スキーム図

モニタリングに関する連携スキーム図



G 農業協同組合における畜産 ABL の取扱い



G 農業協同組合 (九州・沖縄地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

G 農業協同組合は、畜産 ABL の取扱いを平成 29 年頃から開始しました。畜産 ABL 以外の ABL は、取り扱っていません。

畜産 ABL 取扱開始前までは、肥育牛導入は預託事業で行って行っていました。預託事業に係る金利相当分は農業近代化資金に比べて高かったため、農協内部から肥育牛経営の負担軽減を求める声があがり、農業近代化資金の活用とその他の担保として畜産 ABL の検討を行い、導入を決定しました。

農業近代化資金制度を利用すると、利子補給があること、農業信用基金協会の保証を付すことによりリスクが軽減されること、等も総合的に検討しました。

なお、2 億 5,000 万円までは農業近代化資金等での融資が可能ですが、それを超える部分については農協の預託で対応することになっており、機関保証も付されません。

2. 取扱開始までに行った準備等

畜産 ABL の導入に際しては、農林中央金庫、農業信用基金協会と打合せを行って、仕組みを構築しました。

これまでトラブル発生もなく、担保処分の権利行使という状況も発生しておらず、仕組みとしては特に問題はないものと考えています。

畜産 ABL の取扱いに関して、特に内部規程は定めていません。農協と利用者との間で譲渡担保設定契約を締結しており、その中でどのような担保を設定するか、期限の利益の喪失に関する事、処分の方法などを記載しています。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、定めています。

肥育牛導入については、原則畜産 ABL を利用することとしています。前述のとおり、限度額 2 億 5,000 万円までは農業近代化資金等を利用してその担保として畜産 ABL を利用し、原則農業信用基金協会の保証を付けています。2 億 5,000 万円を超える部分については、預託で

対応しており、保証は付けていません。

畜産 ABL の令和元年度末現在の実績として、38 件、約 12 億円の利用があります。多くの畜産経営に利用されていますが、今後も融資額は維持されていくものと思われます。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、他の資金と比較した場合、異なる点はありません。

また、金利や融資期間などの貸付条件についても、他の資金と差はありません。畜産 ABL を利用する融資の対象が素牛導入資金であることから、融資期間は平均 2 年 6 カ月(素牛導入から出荷までの期間について余裕を持った期間)となっています。

借入申込から融資実行までの期間は、ほぼ農業近代化資金の行政の利子補給承認等に係る期間として、約 2 か月を要します。

素牛導入資金として頭数に見合う金額を融資しているので、1 頭でも死んだ場合はその牛の導入価格相当額を繰上償還する契約を結んでいます。牛の死亡等は、農業近代化資金に係る当県の扱いでは、出荷、死亡等の状況を毎月県に報告義務があり、その報告から確認しています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、肥育牛です。担保の評価については、「導入価格 + (肥育日数 × 飼料供給料)」等で行っています。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

取得した担保は確定日付のない占有改定で対応しています。譲渡担保設定契約書上、占有権は農協にあることを明記しています。登記はせず、確定日付も取っていません。個体識別番号まで含めた形で担保目録を作り、万が一の対応に備えています。

当初は登記も検討しましたが、上期、下期の年 2 回の

融資をしているため、仮に登記をするとしても費用がかかること、手間暇もかかること、また明認方法を取ったからといって権利行使することが考え難いということで、いろいろ議論したうえで見送りました。今後も、事故の発生や不明の牛が発生したからといって担保保全するために登記しようという考えには移行しないのではないかと考えています。

7. モニタリングについて

モニタリングについては、農業近代化資金の報告事項として毎月頭数の増減等の報告を受けています。また、年 2 回 (9 月、3 月の決算期) は、現地に出向いて頭数確認等を金融機関として自ら行っています。

なお、利用者の経営が悪くなれば、農協内の畜産部が経営状況、収支まで含めて指導することになっています。モニタリング費用は農協が負担しています。

モニタリングの結果を利用者にフィードバックする形に

はなっていませんが、畜産部が経営指導等を行い、後述のように換価処分に関しても畜産部と連携することになっており、モニタリング結果を踏まえた情報共有がなされています。

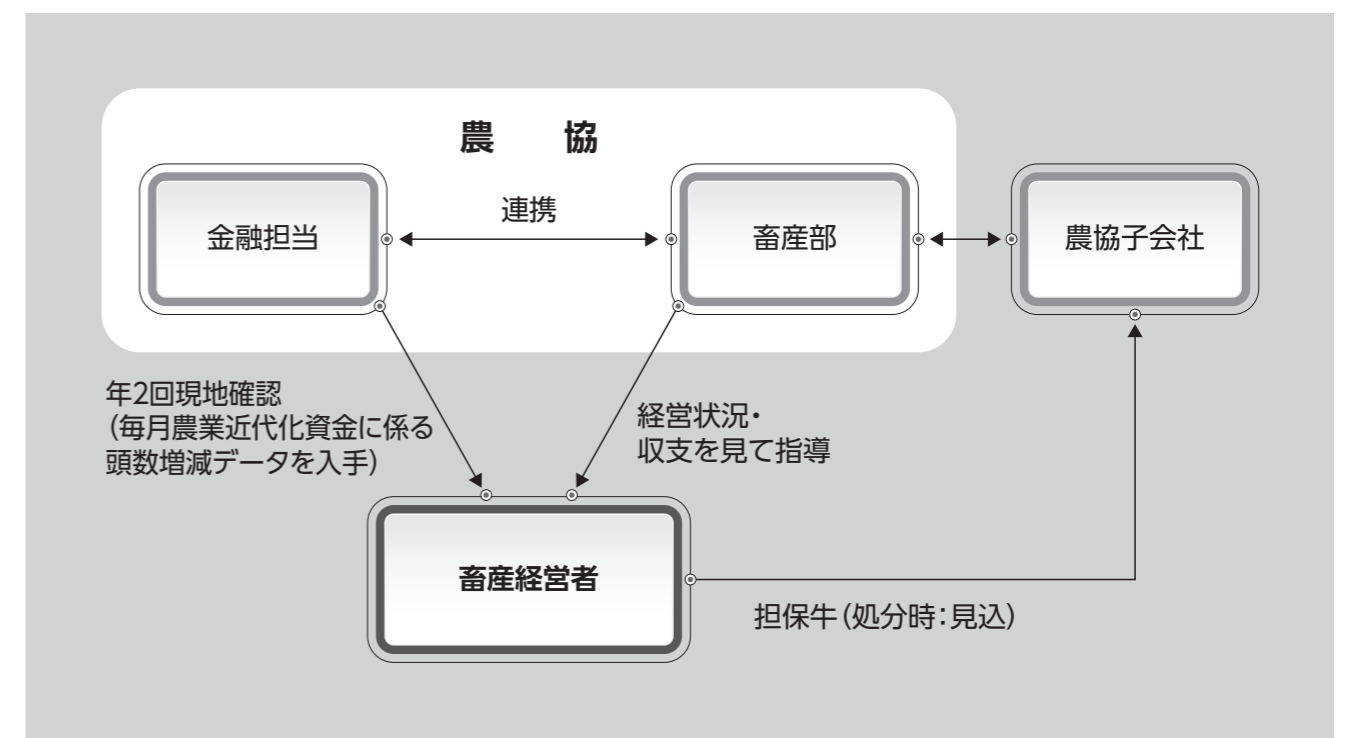
8. 換価処分時のルール等

これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。担保の換価処分のルールは特にありませんが、農協内で畜産業全般に係る廃業スキームを定めており、その中で対応する見込みです。具体的には、畜産部門との連携により、子会社 (子牛生産と養豚を行っている) を活用した組織内独自の経営継承支援 (飼育委託) スキームで対応することになると考えています。

9. その他 (スキーム図等特徴)

・モニタリングと換価処分に関する関係図

モニタリングと換価処分に関する関係図



H 農業協同組合における畜産 ABL の取扱い



H 農業協同組合 (九州・沖縄地域管内)

1. 畜産 ABL を取り扱うこととなったきっかけ

H 農業協同組合は、畜産 ABL の取扱いを平成 28 年頃から開始しました。畜産 ABL 以外の ABL は、取り扱っていません。

県内において畜産 ABL の取扱いが開始されたそもそものきっかけは、県段階の JA バンクが「ABL 対応型資金」を農業信用基金協会の保証付きで取り扱うようになったことによります。

当農協で畜産 ABL を取り扱うことになったきっかけは、農協の債権対策課が、畜産経営の状況から畜産経営者の助けになればと思ったことです。畜産経営者が集まる説明会で、「畜産 ABL を利用しませんか」という問いかけから始めました。畜産経営者からは、「家畜を担保に融資を受けられるのは助かる」という意見が出ました。畜産 ABL を取り扱う以前は、農業信用基金協会の保証付きのプロパー資金を利用していました。

肥育牛経営に対し、素牛導入のための運転資金は畜産 ABL で対応し、牛舎等の建設は農業近代化資金で対応することとしています。畜産 ABL を導入した農協としては、H 農協が全国で初めてのことです。

2. 取扱開始までに行った準備等

H 農協の畜産 ABL は、肥育牛導入のための資金を当座貸越方式で供給するものです。そのため、肥育牛の販売精算時に、素牛導入に係る借入金部分は畜産 ABL の口座に、利払いに対応するための利息積立分を利息用口座へ、残りを畜産経営の営農口座に振り込む仕組みとしました。これらを効率的に行うために、農協県連の出資するシステム会社が開発したシステムを活用できるように準備しました。

畜産 ABL の取扱いに関して、特に内部規程は決めていません。農協と利用者の間で譲渡担保設定契約を締結しており、その中で取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する事項等を明記していますが、家畜の評価、モニタリングの実施方法、担保の処分の方法などは記載していません。

3. 畜産 ABL として取り扱う場合の判断基準等

畜産 ABL として取り扱う判断基準は、定めています。

畜産 ABL 案件として取り扱うのは、牛の導入資金のみとなっています。プロパー資金の当座貸越制度として、融資枠を確保する形で、畜産経営が利用しやすいようにしています。また、当座貸越対応のため、利息の延滞が発生しないように積み立てを行っています。

畜産 ABL の令和元年度末現在の実績として、11 件、約 6 億 6 千万円の残高があります。融資枠は、8 億円程度となっています。1 経営体当たりの限度額は 2 億円としていますが、肥育頭数に応じて極度額を設定することにより、2 億円の極度額を増額することもあります。

畜産 ABL は素牛導入資金として積極的に利用されています。増頭等の規模拡大から経営形態の変化等にも柔軟に対応できるので、今後も積極的に利用を進めていきたいと考えています。

4. 畜産 ABL の審査、貸付条件等

畜産 ABL の審査については、他の資金と比較して、融資金額が大きいことから審査に時間がかかります。また、審査には棚卸関係の帳票や導入・販売に関する帳票等を添付するため、関係書類の徴求が多くなります。

また、貸付条件についても、畜産 ABL は牛の担保があるということから、当座貸越の資金としては、低い金利を適用しています。金利設定は農協の独自の設定になっています。

畜産 ABL を利用する融資は当座貸越であり、融資期間は 1 年としていますが、毎年審査して更新をしているので、長く利用可能な仕組みとなっています。

また、モニタリングは、システム上のデータにより都度確認できるようになっており、現地確認は半期に 1 度となっています。報告事項面では、年に 1 度当座貸越更新時に状況を確認していますが、畜産課においても現状を把握しています。

5. 担保物件の内容

畜産 ABL の担保物件は、肥育牛です。

担保の評価については、特に畜産 ABL 導入に当たって規程などで定めたものではなく、従来から行っていた評価方法(「素牛導入代金+(肥育期間×1日当たり飼料代等)」)を採用しています。この算式のとおりに、肥育牛の評価は日数に応じて上がっていきます。

6. 取得した担保の対抗要件具備等

畜産 ABL の第三者対抗要件については、占有改定によります。畜産 ABL の利用者には法人経営もありますが、登記はしていません。登記をしなくても、一般的には問題はないと考えています。確定日付は取っており、畜舎等に明認方法をとっています。

また、担保の区分としては、一般担保として扱っています。根担保として徴求しており、購買未収金やプロパー資金等他の債務に充当できるようにしています。

7. モニタリングについて

モニタリングの内容は、導入・販売・棚卸の確認をしています。前述のとおりデータで都度確認できるようになっていますが、農協内の畜産課職員が半期に 1 度現地確認

を行っています。

モニタリングの分析結果は、金融課から「今の成績はこんな感じですよ」とお知らせするなど、利用者へフィードバックしています。金融課と畜産課が連携をとって、畜産課は補助的な立場で技術的なアドバイスをしています。畜産 ABL の利用者の平均肥育頭数は 300 頭規模であり、データとして整備されたものが分析結果として活用されています。分析結果のフィードバックについては、利用者にとっても経営改善に役立っているものと考えています。

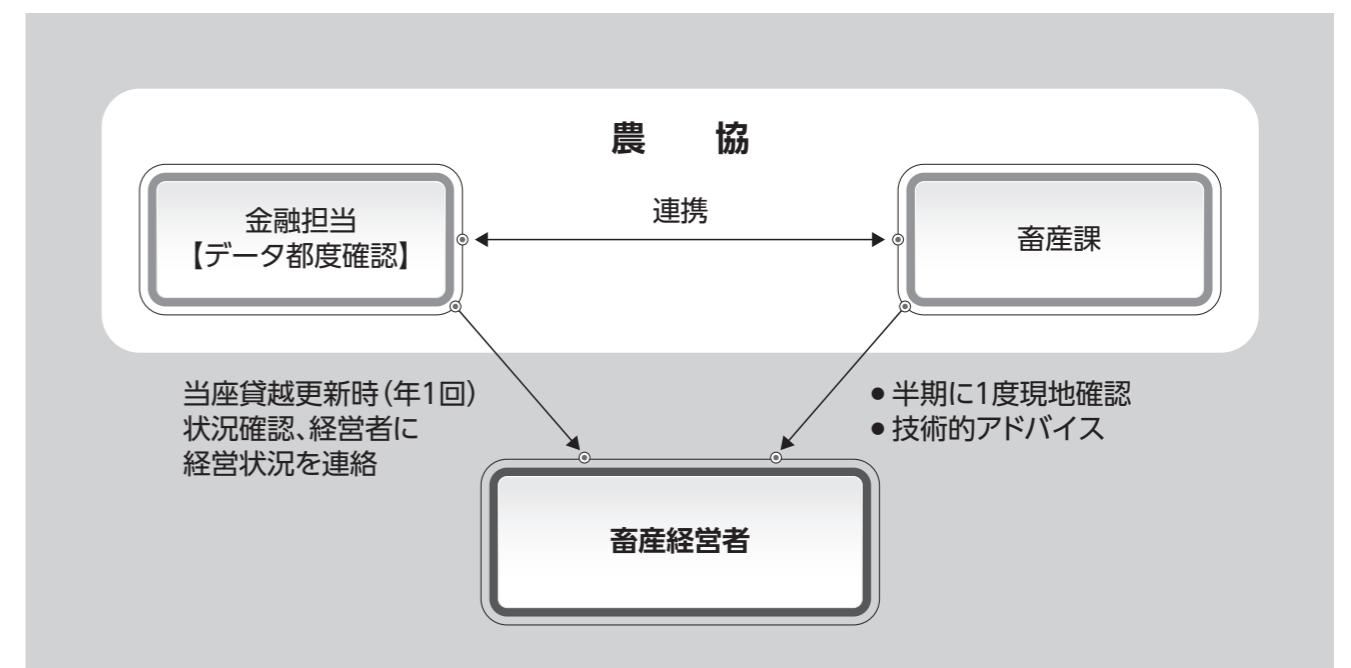
8. 換価処分時のルール等

これまで、畜産 ABL において担保の換価処分の実績はありません。担保の換価処分のルールも特にありません。もし、デフォルト案件が出た場合は、市場に出荷するか受入可能な畜産経営者に受け入れてもらうかになると考えられますが、どちらにするというような決定はしていません。受入可能な畜産経営者があったとしても、買取が飼養管理だけか、そのときに相手方と相談して決めることになると考えています。

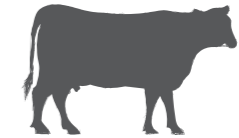
9. その他 (スキーム図等特徴)

・モニタリングに関する農協内の連携

モニタリングに関する農協内の連携



2. 畜産ABL利用者の事例



(有) A 畜産では肥育牛経営の資金調達に畜産 ABL を活用しています。畜産 ABL そのものは公庫からの資金調達でも利用していましたが、新たに a 銀行からの資金調達に利用した畜産 ABL では、地元の畜産協会がモニタリングを行い、専門家として評価、経営分析して、(有) A 畜産と a 銀行にフィードバックしてくれます。このことが経営上非常に参考になり、早く関係者に相談できるようになりました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 3 点を挙げられています。

- ①モニタリングの結果を専門家が評価・経営分析してフィードバックされ、経営の中身を評価してくれることが、経営者にとって参考になっています。
- ②経営状況の変動を早期に把握できるため、関係者への相談を早めに行うことが可能になっています。
- ③これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっています。

(有) A 畜産の畜産 ABL の利用

①経営の概況

経営の内容は肥育牛経営、ホルスタイン種肥育が 9 割で交雑種肥育が 1 割。飼養頭数は 621 頭、年間出荷頭数は 387 頭です。

従事者数は 4 名で内訳は、代表者、その妻と派遣従業員 2 名です。

②畜産経営に係る資金調達と担保の状況

資金調達先は、公庫がメインであり 8～9 割程度を占めています。残りが畜産 ABL で融資を受けた銀行です。公庫に対して、牛舎と敷地を担保提供済です。

公庫資金のうち 80 百万円は公庫独自の畜産 ABL であり、運転資金として



利用しています。銀行の畜産 ABL は、畜産協会によるモニタリングとそのフィードバックを伴うもので、50 百万円です。資金の用途は素牛導入資金です。肥育期間が 1 年を超えるので、1 年 25 百万円×2 年分を畜産 ABL の融資枠として利用しています。

③畜産 ABL 導入の経緯

公庫からも畜産 ABL を利用した資金調達を行っていましたが、畜産協会と連携した銀行の畜産 ABL の情報は、地元の家畜商業協同組合（以下「家畜商協」）から聞いていました。(有) A 畜産では資金調達先は公庫がメインであることから、畜産 ABL については以前から公庫の畜産 ABL を利用していました。(有) A 畜産が a 銀行の畜産 ABL を利

用することとなったきっかけは、公庫の資金を利用して新たに牛舎を建設している様子を見ていた a 銀行の担当者から、運転資金等で a 銀行がお役に立てることはありませんかと話しかけられたことによるものです。a 銀行のこの仕組みでは、畜産協会がモニタリングを行い経営分析データのフィードバックを受けられますが、そのために当社も担保の頭数等以外のデータを畜産協会に提出する責任があります。なお、畜舎等建物は公庫資金を利用して建設しています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 30 日程度、申込みから貸付決定まで約 30 日程度かかりました。思っていたよりは短期間で融資を受けられたと感じています。困ったことは一切なかった感じです。

⑤モニタリングについて

モニタリングは、毎月 1 回、基本的に畜産協会から委託を受けた家畜商協が来ています。2 か月に 1 回データがフィードバックされています。一頭ずつの評価額も出るので、税務申告にも利用するなど、助かっています。データからは、経営上の課題点も見つけられます。

有限会社 A 畜産の概要

ホルスタイン種
中心の肥育牛経営

経営規模

肥育牛
621 頭



年間出荷頭数
387 頭



従事者
4 名



⑥畜産 ABL を利用して良かった点

畜産協会、金融機関という第三者が、モニタリングにより経営の中身を知ったうえで当社を評価してくれることが、経営者として参考になります。餅は餅屋と言いますが、そのような外部の評価が、経営の治療に至る前の早め早めの予防のように、言わば経営が行き詰まる前に考えることができるということに繋がっています。

経営状況の変動を早期に把握できるため、関係者への相談を早めに行うことが可能になりました。銀行も当社の経営の現状を把握していますので、金融機関から資金が必要に応じてスムーズに借り入れられるようになっています。担保の関係で借りられないと思ったものが借りられたことによって、規模拡大や所得の増大につながっています。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

不自由に感じている点は、特にありません。



牧草地 12ha を持ち、乳用牛約 70 頭、育成牛約 50 頭を飼養する酪農家の B 氏にとって、畜産 ABL を利用して最も良かった点は、資金借入れまでのスピードが早いことです。審査などに時間がかかる設備投資などの多額の資金調達は、金利の低い制度資金を利用するようにしています。運転資金は畜産 ABL、設備資金は制度資金と、資金調達方法を工夫しています。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 3 点を挙げられています。

- ①公庫や JA に比べて資金借入れまでのスピードが速いのが良い。また、繰り返し利用することで銀行からの信頼も高まってきていると感じています。
- ②設備投資などの多額な資金は JA を通して金利の低い公庫資金を利用しています。畜産 ABL は金利は高いが運転資金として使えるなど、使分けができています。
- ③担保の関係で資金調達に苦労することも多かったが、金融機関側（銀行）からの勧めで畜産 ABL を利用でき、画期的な資金調達方法だと感じています。

B 氏の畜産 ABL の利用

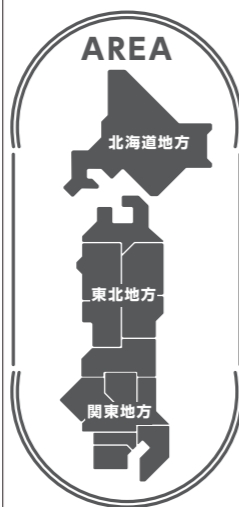
①経営の概況

経営内容は、酪農で乳用牛約 70 頭、育成牛約 50 頭。牧草地が 12ha。年間生乳出荷量は約 600t。売上げは 87 百万円。

従事者は、本人、子(独身 32 才)、パート 2 名の合計 4 名。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達は、農協を通して制度資金を借入れ、銀行から運転資金を借入れています。農協からの制度資金は返済が終わっており、担保も解除されています。資産としては山林ぐらいいはなく、担保として提供できるものはないと思っていました。



③畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL については、銀行から聞いたことがあり、資金の借入れで苦労していたところ、銀行から勧められました。

畜産 ABL の利用は 10 年位前から始めており、飼料の仕入れや諸経費の支出等の運転資金として利用しています。現在の借入額は 5 百万円。継続して利用していることで、銀行からも信頼されてきていると感じています。実際に、銀行の担当者から「普通では、このように簡単には借りられませんよ。」と言われたことがあります。担保より実績を見てくれているのだろう、と思っています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは、約 60 日かかりました。最初は農協と同じように 1 年内の収支等を含めて書類を提出していましたが、信頼が高まり、申込みばすぐに借りられるようになりました。

これまで借りれなかったものが借りられるようになっていたので、ある程度時間がかかるものだと思っていました。

⑤モニタリングについて

担保の牛のモニタリングは、銀行の融資担当者が毎月行っています。確認書類として、家畜共済の共済台帳を提出し、個体識別番号で個別に把握することも説明しています。年間乳量のデータなどを見せて説明していますが、銀行の担当者はなかなか分からないのではないかと思います。今のところ、モニタリングのフィードバックはありません。

⑥畜産 ABL を利用して良かった点

畜産 ABL の最も良い点は、継続利用して信頼がつくことによって、公庫や農協に比べて資金調達のスピードが速いことです。畜産 ABL を利用している銀行の利子はそれなりに高いので、資金用途によって利子の低い公庫資金などと使い分けています。これまで借りられなかったものが借りら

B 氏の経営の概要

酪農経営

経営規模

乳用牛
約 70 頭
育成牛
約 50 頭



年間生乳出荷量
約 600t



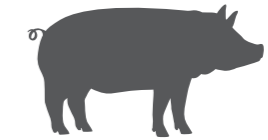
従事者
4 名



れるようになり、規模拡大や所得の増大につながっています。牛舎の規模拡大も考えていますが、資金調達先は公庫を考えています。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

スピード感もあり、利用して不自由に感じている点はありません。



(株) C 牧場では養豚一貫経営の資金調達に畜産 ABL を活用しています。養豚での利用では珍しいという状況でしたが、銀行からの勧めがあったので「ぜひお願いします」と要望しました。銀行としても初めての取扱いで相手間取ったと思いますが、養豚経営の仕組みの理解に繋がり、例えば効率が悪くなった農場の処分に対する銀行の理解など、養豚経営の判断への対応が早くなりました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 3 点を挙げられています。

- ① 経営の状況を常にモニタリングされることで、金融機関も経営の状況を把握し、資金が必要な時期にスムーズに借入可能となっています。
- ② 不動産担保に余力がなかったにも拘わらず、安定的な資金調達が可能になり、規模拡大等が実現しています。
- ③ モニタリングにより経営状況の変化を早期に自分でも把握でき、関係者への相談を早めに行うことができるほか、経営改善にも着手できるようになっています。

(株) C 牧場の畜産 ABL の利用

① 経営の概況

主な経営の内容は養豚一貫経営。母豚 4,836 頭規模。年間出荷頭数 112,720 頭。売上高約 52 億円のうち養豚関係の売上高が約 49 億円。

従事者数は 112 名、うち養豚関係 82 名。

② 畜産に係る資金調達と担保の状況

資金調達先は地方銀行 6 行程度で事業規模相応です。既に不動産等は各金融機関の担保に提供しており、家畜等動産以外提供できる担保はありませんでした。

銀行からの畜産 ABL による資金調達は、短期運転資金として 10 億円です。



③ 畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL の情報は、取引銀行の一つから聞いていました。しかし、畜産 ABL は肥育牛で利用されることが多く、豚では珍しいという状況でした。別の銀行に相談に行ったときに勧められ、「ぜひお願いします。」と要望しました。銀行にとっても、データ管理を行って経営内容の透明性が高まるとの判断であり、銀行として検討する、ということになりました。

銀行としても初めての取扱いで、相手間取ったと思います。養豚の棚卸とか理解が難しかったのではないかと思います。時間はかかりましたが、養豚経営の仕組みを理解してくれて、その後の対応が早くなり、大変良かったと思っています。

④ 畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約半年、申込みから貸付決定まで約半年かかりました。思っていたより審査に時間がかかりましたが、マイナスには感じませんでした。銀行にとって初めての取扱いであり、最初にしては短かったのかもしれないと思います。

⑤ モニタリングについて

モニタリングは、毎月 1 回、融資機関担当者が行います。データ等も銀行に提出しますが、四半期に 1 回畜産協会が経営分析を抱き合わせてフィードバックしてくれます。生産のデータも拾って（集めて）いるので、生産と連動した経営分析結果となっています。また、養豚経営に関する全国平均等の外部の数値との比較も含めた詳しい資料となっています。経営の良いところと悪いところの程度まで分かり、当社にとって経営に生かせるものとなっています。これまで銀行でも分からなかったことが分かり、これまでは担当者の異動などで情報が途切れることなどもありましたが、情報が継続的に共有されるようになったと感じています。畜産 ABL のフィードバックデータは、当社及び銀行の両方に大いにプラスになっていると思います。

⑥ 畜産 ABL を利用して良かった点

畜産 ABL を利用して最も良かった点

株式会社 C 牧場の概要

主業は
養豚一貫経営

経営規模

母豚
4,836 頭



年間出荷頭数
112,720 頭



従事者
112 名
うち養豚関係
82 名



は、現状を常にモニタリングしてもらうことで、資金が必要な時期にスムーズな借入れが可能となった点です。例えば、効率が悪くなった農場を売却しようと考えた際、そのことに対する銀行の理解も以前に比べてものすごく早いように感じました。また、不動産等の担保がなかったにも拘わらず安定的な資金調達が可能となった点も大きいです。そのほか、担保の関係で借りられなかったものが借りられて規模拡大や所得の増大につながったこと、経営状況を自ら把握できるようになって経営改善に役立っていること、経営状況の変動を早期に把握できるため関係者への相談を早めに行うことが可能になった点などを、良かった点として挙げることができます。

畜産 ABL の導入に際しては、関係者の中には、家畜を担保にすることに対する周囲の反応を心配する声もありました。当社では、多くの経営に畜産 ABL を知ってもらい、利用してもらいたいと思い、地元新聞を通して畜産 ABL の利用を公表しました。いろいろな見方をされるかもしれないとも思いましたが、導入前の予想以上に分析結果の活用等良かった点が大きく、資金調達や事業の改善に役立つことを分かってもらいたいと思い、思い切って公表しました。

⑦ 畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

不自由に感じている点は、特にありません。



若い後継者 D 氏は、既存の格納庫を牛舎に改築し、新たに格納庫を建設したいと考えていました。信用金庫にその旨伝えたところ、畜産 ABL を勧められました。畜産 ABL がなければ、牛舎への改築の話は動かなかっただろうと言います。信用金庫の審査の中での牛の評価などについて、畜産 ABL のスキームを構成する畜産協会や畜産農協がデータを信用金庫に出してくれるなど、協力してくれました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 3 点を挙げられています。

- ① やりたいと思っていてできなかった格納庫の牛舎への改築及び新たな格納庫の建設が、畜産 ABL で実現できています。
- ② 畜産協会によるモニタリング結果を金融機関も情報共有することで、自分の技術や能力を説明しやすくなっています。
- ③ モニタリングにより経営状況を自ら早期に把握できるため、問題が起きる前に関係者への相談や経営の見直しができるようになっています。

D 氏の畜産 ABL の利用

① 経営の概況

経営内容は和牛を中心にした繁殖経営で経営規模は、繁殖牛合計 72 頭。うち黒毛和種繁殖 70 頭、2 頭は交雑繁殖（受精卵移植）。年間出荷頭数は約 38 頭。

従事者は、父母と本人の 3 名です。

② 畜産に係る資金調達と担保の状況

運転資金の資金調達先は、父の代からの銀行と信用金庫からそれぞれ 3 百万円、公庫から 26 百万円となっています。

この他、畜産 ABL により別の信用金庫から 46 百万円を調達しています。

畜産 ABL で調達した資金は、格納庫を牛舎に改築し、新たに格納庫を建設



する施設整備に充てました。

当時、住宅や牛舎は既に金融機関に担保提供済でした。また、他の資産は担保としての価値はなかったと思います。畜産 ABL を利用できなければ、格納庫の牛舎への改築の話は動かなかったと思われる。畜産 ABL により、約 46 百万円の設備資金を、償還期限 14 年（うち据置期間 2 年）の条件で調達しました。畜産 ABL は、信用金庫と畜産協会、畜産農協が連携した仕組みとなっています。

③ 畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL の利用は、信用金庫から提案がありました。信用金庫から「何かやりませんか」と声をかけてもらい、牛舎（格納庫改築）をやりたい気持ちがあっ

たので、その旨を伝えたところ、畜産 ABL があると提案されたものです。

④ 畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 30 日、申込みから貸付決定まで約 30 日かかりました。手続きを始めたのは、後継者が経営者になる前でした（債務は父親と後継者の連帯債務）。審査の中で、牛の評価の仕方について、畜産協会や畜産農協がデータを提出してくれたおかげで、信用金庫が理解、納得してくれたようです。

そのため、審査の期間が長いという感じはありませんでした。

⑤ モニタリングについて

牛のモニタリングは、毎月 1 回で、現場に来るのはほとんど地元の畜産農協です。牛の妊娠関係分を含めて、データは畜産協会に送っています。

モニタリング結果は、当牧場のデータ以外の市場平均値や課題点を含めてフィードバックされています。

⑥ 畜産 ABL を利用して良かった点

畜産 ABL を利用して良かった点は、やりたいと思っていてできなかった既存の格納庫の牛舎への改築及び新たな格納庫の建設を実現できたことです。また、経営状況を自ら把握できるため、金融機関や畜産農協への相談を早めに行うことが可能となりました。畜産協会

D 氏の経営の概要

和牛繁殖経営

経営規模

繁殖牛

72 頭



年間出荷頭数

38 頭



従事者

3 名



がモニタリング結果から経営分析を行い、その結果をフィードバックしてくれていることが経営にとってすごく良かったと感じています。金融機関へも畜産協会から経営分析データが提供されており、自分の経営の生産技術等良かった点を金融機関に説明し易くなっています。経営状況を自ら把握できるようになり、当然ながら経営の見直しに役立っています。

⑦ 畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

特に不自由に感じている点はありません。



合同会社 E 繁殖センターは、県産牛出荷体制支援の一環として、生産基盤を支えるための繁殖牛経営を平成 30 年にスタートしました。借地上での事業であり、担保提供可能な不動産もありませんでした。地元の信用金庫から畜産 ABL を勧められ、資金調達方法の選択肢が広がりました。長期の運転資金を畜産 ABL で調達し、設備資金は畜産クラスター事業のリース事業を利用し、新規事業は円滑にスタートをきることができました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 2 点を挙げられています。

- ① 県産牛の出荷体制支援の一環として担保がない中で畜産 ABL によって資金を調達でき、繁殖牛経営の円滑なスタートができています。
- ② 資金調達方法の選択肢が広がり、設備関係は畜産クラスター事業のリース事業、運転資金は畜産 ABL により調達、と計画的な資金調達ができています。

(合) E 繁殖センターの畜産 ABL の利用

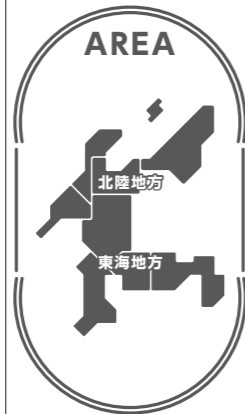
① 経営の概況

経営内容は、黒毛和種の繁殖経営で県産和牛出荷体制支援の一環として、生産基盤安定に貢献するためにスタートして 4 年目です。経営規模は、繁殖牛 59 頭規模。親牛は県内の試験場から入れています。また、牧草地 13ha の委託を受けています。

今年の年間出荷頭数は 15 頭から 20 頭の予定で、来年は 40 頭から 45 頭を見込んでいます。

子牛販売単価が目標より 15 万円程度低く、今年の売上げは 10 百万円低下しています。

常勤従事者は 2 名で若い場長が奮闘しています。



(なお、当該経営者は、今年（令和 4 年度）鹿児島で開催された全国和牛能力共進会に参加されました。)

② 畜産に係る資金調達と担保の状況

これまで畜産経営に係る資金調達は地元信用金庫のみでしたが、令和 2 年度に公庫資金を 10 百万円利用して増頭しています。また、機械・設備の導入には畜産クラスター事業のリース事業を利用しています。

これまで、金融機関から特に担保は求められていません。土地は借りて事業を行っており、担保提供できる不動産はありません。

③ 畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL の情報については、地元信用金庫から聞いていました。借入相談に行った際に、畜産クラスター事業を含めて畜産 ABL のことを信用金庫から聞き、勧められました。別の金融機関からも融資の話が出ましたが、信用金庫から強く申し出を受け、信用金庫の畜産 ABL を利用しています。畜産 ABL は、長期運転資金として当座貸越枠を 20 百万円設定しています。

④ 畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の申込みから貸付決定までは、約 20 日かかりました。相談から借入申込みまでは、いろいろと調整があり、少し時間を要しました。

育成中の子牛の農業共済(家畜共済)上の共済の評価は 75 百万円ですが、帳簿上は備品扱いということで評価はゼロです。後から、その理由の仕組みを金融機関や税理士から聞き、納得しました。最初のうちは、畜産 ABL の内容について、利用者にとって分かりにくいことがありました。

貸付審査については、他の資金と変わらなかったと感じています。

⑤ モニタリングについて

牛のモニタリングは、四半期に 1 回、直近四半期の出荷頭数、業況等について紙ベースで定められた様式で報告し

合同会社 E 繁殖センターの概要

和牛繁殖経営

経営規模

繁殖牛
59 頭



年間出荷頭数
今年

約 15 ~
20 頭

来年

40~45頭



常勤従事者

2 名



ています。信用金庫の職員も、実地確認に来ます。なお、モニタリング結果はフィードバックされてはいません。

また、家畜衛生保健所が毎月 1 ~ 2 回来てくれます。そばに県の牧場があり、その場長が指導に来てくれることを、ありがたく感じています。

⑥ 畜産 ABL を利用して良かった点

畜産 ABL を利用して良かった点は、不動産等の担保余力がなくても借入れができる等、安定した資金調達が可能になったことです。県産牛の出荷体制支援事業の開始にあたって、担保がない中で畜産 ABL によって資金を調達でき、繁殖牛経営の円滑なスタートができました。また、資金調達方法の選択肢が広がり、設備関係は畜産クラスター事業のリース事業、運転資金は畜産 ABL により調達、と計画的な資金調達ができました。

⑦ 畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

畜産 ABL を利用して不自由に感じている点は特にありません。スタートとしては良かったと思っていますが、分からないことも多いと感じていました。



F氏は、妻と子と3人で肥育牛と米・麦の複合経営を行っています。素牛導入資金として、以前は約2年間の償還期限の資金を利用しており、毎月元金返済が必要でした。農協から勧められた畜産ABLでは、販売予定の牛を担保として、金利だけを払い融資枠のように使えるようになり、楽になりました。

複合経営の中で畜産経営のための資金を使えるようになり、分かりやすい形で肥育牛経営の規模拡大、所得の増大につながっています。

畜産ABLを利用して良かった点として、次の2点を挙げられています。

- ①以前の資金が毎月返済だったことに比べて、畜産ABLは肥育牛を担保にすることによって金利だけを払い、融資枠のように使えることから、資金繰りが楽になっています。
- ②資金調達方法を畜産ABLに変えて、畜産経営のための資金調達ができるようになり、規模拡大、所得の増大につながり、また経営の改善に役立っています。

F氏の畜産ABLの利用

①経営の概況

経営内容は和牛の肥育の他、米、麦を栽培しています。肥育牛は50～60頭飼養。米は、主食用11ha、その収穫後に2条大麦（ビール麦）を植えています。

この他に飼料用米等新規需要米を15ha植えています。売上高は、合計で約60百万円です。

従事者は、本人とその妻、次男の3名です。法人化した方が良いか、考えているところです。

②畜産経営に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達先は、ほとんどが農協です。畜産ABLは、素牛



導入資金として利用しています。現在の借入額の上限が30百万円であり、もっと利用したいと考えています。

これまで、特に担保は求められていません。農業以外の事業で地元の銀行2行と取引の実績がありますが、担保の提供はありません。

③畜産ABL導入の経緯

畜産ABLについては、2～3年前に導入しています。それまでは、畜産経営ではアグリマイスター資金を利用していましたが、償還方法は月々返済でした。畜産ABLは融資枠のように利用できるので、アグリマイスター資金のような月々返済がないということで、農協からも資金を安定的に調達できると勧められました。

④畜産ABLの審査について

畜産ABLの相談から申込みまでは約30日、申込みから貸付決定まで約10日かかりました。手続きに必要な書類は、農協の担当者が作成に協力してくれました。思っていたよりも短期間で融資を受けられ、不自由なことはないと思っています。

⑤モニタリングについて

モニタリングは、四半期に1回程度で、現地調査として農協の金融（ABL）担当者が担保の牛の写真を撮りに来ます。モニタリング結果のフィードバックは、特に受けていません。

⑥畜産ABLを利用して良かった点

畜産ABLの良い点は、金利だけを支払い、融資枠のように利用できる点です。それまでのアグリマイスター資金が月々の返済が必要だったことに比べて楽な方法で畜産経営のための資金を調達できるようになりました。このように資金調達方法を変えて規模拡大、所得の増大につながり、また経営の見直しも行っています。

⑦畜産ABLを利用して不自由に感じている点

特に不自由に感じている点はありません。

F氏の 経営の概要

黒毛和牛肥育、
米、麦の複合経営

経営規模

肥育牛

50～60頭



米・麦作付
26ha

年間出荷頭数
36頭



従事者
3名





G 氏は、妻と子と 3 人で肥育牛経営を行っています。以前は預託牛制度で素牛の導入を行っていましたが、農協から畜産 ABL を使った農業近代化資金の利用を勧められ、切り替えました。事前に利息負担額が軽減されると説明がありました。導入当時はちょうど素牛高の時期でしたが、実際に牛 2～3 頭分位の利息が軽減されたような効果を感じました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 2 点を挙げられています。

- ①従前の肥育牛経営は預託牛制度で行っていたが、農協からの提案を受けて畜産 ABL に変わり、利息負担額が大幅に軽減されています。
- ②不動産は担保提供済でしたが、畜産 ABL の活用によりモニタリングによって経営を数値化してもらうことや経営の問題点を指摘してもらうことで信頼ができ、必要な時期に資金を借り入れることができるようになっています。

G 氏の畜産 ABL の利用

①経営の概況

経営内容は、和牛の肥育が中心で経営規模は、肥育牛 220～230 頭、繁殖牛が 7 頭。

年間出荷頭数約 130 頭。

従事者は、本人、妻と子の 3 名です。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達先は、農協のみです。

既に、住宅や畜舎は担保提供済です。

③畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL については、別の農協が行っていることを聞いていました。農協管内の肥育牛経営は、それまで預託牛



制度を利用していましたが、農協から預託牛制度から農業近代化資金の融資に替えれば、利息負担が軽減されるとの説明があり、畜産 ABL を使った農業近代化資金への融資に切替えました。導入当時は素牛高の時期でもあり、利息の軽減効果は大きく、実際に年間で牛 2～3 頭分くらい軽減されていると感じました。

畜産 ABL を利用し始めて 5 年目になります。現在、畜産 ABL は、肥育素牛導入資金として約 45 百万円を借入れています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 10 日、申込みから貸付決定まで約 30 日かかりました。思ったよりも時間がか

かった感じがします。書類は多かったのですが、農協が手伝ってくれたので助かりました。資金を借りるために必要なことですから、面倒とは思いませんでした。

⑤モニタリングについて

モニタリングは、年に 2 回の棚卸時に農協の畜産担当者が来て行っています。在庫、導入、出荷などを確認しています。毎年 3 月か 4 月には、出荷頭数・金額証明にサインしています。実績が農協からフィードバックされており、その中で経営の課題点も指摘してもらっています。

⑥畜産 ABL を利用して良かった点

利用して最も良かった点は、預託のときよりも利息負担が軽減されたことです。また、経営を数値化してもらうことで、資金を必要な時期にスムーズに借り入れることができるようになったと思っています。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

畜産 ABL の利用については、報告事項が多いように感じています。

G 氏の 経営の概要

黒毛和牛肥育経営

経営規模

肥育牛
220～
230 頭
繁殖 7 頭



年間出荷頭数
約 130 頭



従事者
3 名





夫婦で黒毛和牛の繁殖・育成経営を営むH氏は、母牛を増やして規模拡大したいと考えていました。しかし、土地や建物はあっても担保価値はなく、資金調達できませんでした。農協から畜産 ABL の話を聞き、それを利用することによって資金調達ができ、規模拡大を果たしました。資金を融資枠のように使える感じであり、毎月の牛の導入、肥育素牛の出荷、資金の流れなどを経営検討会で情報共有しており、経営の改善にも役立っています。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の3点を挙げられています。

- ①母牛を増やしたいと思っていたが、これまでは担保もなく資金調達できなかったものが、畜産 ABL で資金を調達でき規模拡大ができています。
- ②畜産 ABL は、融資枠のように自由に使える感じが良いです。
- ③モニタリングの結果を経営検討会において、従事するH氏夫婦、農協及び出荷先の肥育経営（同級生が経営する「兄弟牧場」）などと課題点なども含めて情報共有し、経営の改善に役立っています。

H氏の畜産 ABL の利用

①経営の概況

経営内容は、黒毛和種の繁殖育成で、経営規模としては、繁殖牛 47 頭。子牛を 9～10 か月育成し、年間約 60 頭出荷しています。

従事者は、本人と妻の 2 名です。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達先は、農協のみです。

資産のうち担保提供可能なものは、ほぼすべて根担保として提供済でした。提供していない土地もありましたが、担保価値はないだろうと思われました。



③畜産 ABL 導入の経緯

繁殖牛の導入を行いたいと思っていましたが、資金がなくできずにいました。農協から畜産 ABL についての説明があったので、自分から利用したいと申込みました。

3 年位前から始め、この資金を使ってみて本当に良かったと思っています。中央畜産会のような全国段階の農業団体から広めてもらえれば、繁殖農家のためになると思います。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 60 日、申込みから貸付決定まで約 30 日かかりましたが、審査については他の資金とほとんど変わらないと思っています。

これまで借りられなかったものが借りられるようになるので、ある程度時間がかかるのは、しょうがないと思います。

⑤モニタリングについて

牛のモニタリングは、毎月行われています。そして、その結果は毎月の経営検討会において、関係者で情報共有されています。経営検討会は、ABL を始める少し前、経営の調子が少し悪くなり、農協の畜産課、債権課、本人と同級生が行う兄弟牧場（肥育牛 300 頭規模）によって、出荷、導入、資金などを検討するために開催されていました。経営検討会の中で、モニタリングによって分かった課題点などもフィードバックされています。

⑥畜産 ABL を利用して良かった点

利用して良かった点は、資金を借りられないことでできなかった繁殖牛の導入が実現でき規模拡大や所得の増大につながったことです。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

不自由に感じている点は、特にありません。

H氏の経営の概要

黒毛和牛繁殖
育成経営

経営規模

繁殖牛
47 頭



年間出荷頭数
約 60 頭



従事者
2 名





(有) I の資金調達は、公庫と銀行が同程度であり、一部運転資金を信用金庫から調達しています。公庫資金の一部は、公庫独自の畜産 ABL です。銀行からの資金調達はすべて畜産 ABL です。地元の畜産協会とタグを組んで仕組みを作り上げています。モニタリング結果について、毎月 1 回サーベイ（全体像調査）を受けています。その効果が導入前の予想以上であり、経営の修正も早くなりました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 3 点を挙げられています。

- ①畜産協会によるモニタリング結果について (有) I と a 銀行は毎月 1 回サーベイを受け、生産現場の情報を含めて経営全体の状況を把握しています。
- ②専門家からデータの的に経営に関する指摘を受け、メインバンクにもそれが伝わっており、課題に早く対処できることに役立っています。
- ③自ら経営状況を把握し、金融機関も情報を共有できているので、資金が必要な時期にスムーズに借入可能となっています。

(有) I の畜産 ABL の利用

①経営の概況

主な経営の内容は素牛販売経営で、交雑種初生導入素牛販売が 5～6 割、黒毛和種初生販売が 1 割、ブラウン・ホル雌廃用肥育が 1 割程度、黒毛和種一貫経営による収入が 1 割程度、その他というように多彩な生産、販売を行っています。年間出荷頭数は約 2,300 頭です。

従事者数は 11 名で、内訳は、繁殖・哺育・育成・肥育が 9 名、販売 1 名、事務 1 名となっています。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

資金調達先は、銀行と公庫が同程度であり、一部運転資金を信用金庫から

有限会社 I の概要

主に初生を仕入れて素牛を販売する経営

経営規模

交雑種初生導入素牛販売
5～6 割

黒毛和種初生販売
1 割

ブラウン・ホル雌廃用肥育
1 割程度

調達しています。銀行からの資金調達は畜産 ABL のみです。公庫からの資金調達は、ABL と牛舎担保によるものの 2 種類あります。銀行と公庫の ABL の担保は、牛舎単位で区別しています。家畜以外の事業用資産はほぼ担保提供済です。

銀行の畜産 ABL による資金調達は、約 400 百万円程度です。

③畜産 ABL 導入の経緯

代表者を交代して 4 年目となりますが、畜産 ABL そのものは、先代社長時代から利用していました。現在の代表者となってから他の銀行の畜産 ABL を現在の取引銀行の畜産 ABL に借換えました。借換時期を決めて、新たな取引銀行と畜産 ABL での借入れ準備

を進めました。新たな銀行は本店に農業専門部署を持ち、地元畜産協会と連携し 1 年くらいかけてスキームを立ち上げ、畜産 ABL に初めて取り組みました。最大の特徴はサーベイ（全体像調査）にあります。畜産協会がモニタリングを行い、独自に分析した結果を金融機関と当社にフィードバックしています。その成果が、導入前の予想以上によく、価値があると思っています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 300 日、申込みから貸付決定までは約 60 日かかりました。サーベイを組み込む必要もあって 1 年かけてスキームを立ち上げ、お尻が決まっている中で進めました。思っていたより、短期間で融資を受けられた印象です。

⑤モニタリングについて

牛のモニタリングは、毎月 1 回、畜産協会の委託を受けた地元畜産農協が行っています。これまでの税理士からのデータは 1 か月遅れで税務内の事項に限られており、生産の現場とは連動していないものでした。一方、畜産 ABL のサーベイ結果は、生産現場に連動していて、課題点もフィードバックされます。これだけのデータを伴う毎月のサーベイのために必要な費用が、僅か 5～7 万円程度となっています。

黒毛和種一貫経営による収入
1 割程度



年間出荷頭数
約 2,300 頭



従事者
11 名



⑥畜産 ABL を利用して良かった点

月 1 回のサーベイによって経営上の修正が早くなりました。銀行もサーベイの結果を受けており、生産現場の情報を含めて経営全体の状況を把握してくれています。その結果、銀行との相談もスムーズに進んでいきます。経営者にとって、データの的に経営全体を把握している専門家（畜産協会）から指摘されるとともに、同じ内容がメインバンクにも伝わっていることは、信頼できる助言を得て課題に早く対処できることに繋がっています。このように経営状況を自ら把握して、経営の見直しに役立っています。金融機関とも情報を共有しており、モニタリング結果が資金調達にも繋がっていると言えます。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

不自由に感じている点は、特にありません。牛飼いの気持ちとして、牛を担保に入れなければならないのか、という心情が湧くようなことも理解できますが、当社で新たに導入した畜産 ABL はそれ以上に効果があると確信できます。普及されれば、それぞれの畜産経営にとってプラスが大きいと感じています。



黒毛和種肥育牛を約 300 頭飼養する肉牛経営の (株) Jファームにとって、畜産 ABL を利用して最も良かった点は、不動産等の担保余力がなくても安定的に資金調達ができ規模拡大や所得の増大につながった、ということです。素牛導入資金として 1 億～ 1.5 億円の資金を畜産 ABL で調達しています。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 2 点を挙げられています。

- ①不動産等の担保余力がなくても借入れができるなど、安定的な資金調達が可能となっています。
- ②(上記の言い換えとも思われるが) これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっています。

(株) Jファームの畜産 ABL の利用

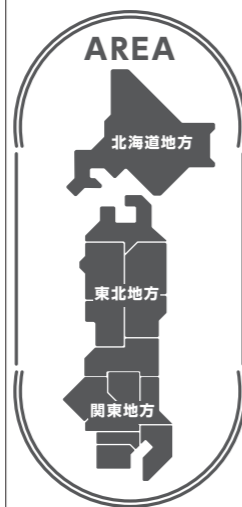
①経営の概況

経営内容は、和牛肥育経営です。経営規模は黒毛和種肥育牛約 300 頭。年間出荷頭数 120～150 頭、売上高は 221 百万円。

従事者は、本人、妻、子の常時従事者 3 名とパート 1 名の合計 4 名です。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金は、牛舎等の建設資金などは公庫、運転資金は農協と銀行から調達しています。運転資金の割合は、銀行が 7～8 割を占めています。以前は、農協の金融対応が堅かったため、銀行からの調達が増えました。今は、農協の対応の仕方も変わってきたと感じています。



公庫には牛舎、住宅なども担保に提供しています。

③畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL のことは、地元の地方銀行 2 行から聞いていました。一方の銀行は、県内で初めて畜産 ABL を始めたと聞いており、柔軟な対応をしてくれそうな印象でした。支店長も前任が本部の企画にいたということがあって積極的な感じでした。別の一行には統合の話もあり、どちらにするか、担当税理士に相談したところ、税理士が農業分野に詳しく、前者の銀行を勧められました。

畜産 ABL は 3～4 年位前から始めています。始めたときの経営規模は肥育牛 250～260 頭規模でしたが、畜産 ABL を利用した安定的な資金調達に

より 300 頭規模にまで拡大できました。畜産 ABL による資金調達は、当座貸越の運転資金として利用しています。2 年位前までは約 100 百万円程度でしたが、素牛高騰により約 150 百万円に増えています。何かあったときに使える枠を残すため、少しずつ減らしていきたいと考えています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 90 日かかりました。多少時間がかかったようですが、新たなことができるということで、大変だとは思いませんでした。2 回目からは、どこから何頭導入するか程度の書類を作成しますが、基本的に印鑑を持っていけば当日資金調達できる感じです。

⑤モニタリングについて

担保である牛のモニタリングは、銀行の融資担当者が年 1 回行っています。現地の飼養管理状況を確認し、共済台帳を提出しています。税理士が熱心であり、畜産 ABL とは別に、経営の把握のために飼養管理状況をデータ化して毎月確認しています。そのような情報を、金融機関とも共有しています。データ化に関しては、飼料会社がサービスで導入、出荷、事故牛などについて協力してくれています。今のところ、モニタリングのフィードバックはありません。

Jファームの 経営の概要

和牛肥育経営

経営規模

黒毛和種肥育牛
約 300 頭



年間出荷頭数規模

120～
150 頭



従事者

4 名



⑥畜産 ABL を利用して良かった点

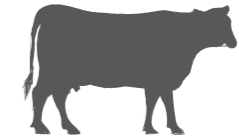
畜産 ABL を利用して最も良かった点は、不動産等の担保余力がなくても借入れができる等、定期的に必要となる素牛導入資金を安定的に調達できるようになった点です。言い換えると、これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながったということです。

利用当時、農協には畜産 ABL の制度がなく、銀行の畜産 ABL 制度は画期的だったと感じました。農協には、農家本位の口座貸越の制度などありますが、畜産 ABL 導入当時は金融庁などから厳しい見方をされていた様子です。そのため、牛の担保を認めようとしなかったのだと思います。銀行より厳しくなっていた時期があったと思います。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

畜産 ABL を利用して不自由に感じている点は特にありません。畜産 ABL は低利とはいえ利子がかかります。利用額が大きいと、利子も多くなります。使い勝手は悪くないですが、最近は無利子の資金もあるので、いろいろと考えています。

畜産経営のための資金を 融資枠のように使えるようになった



K氏は、妻と子と3人で肥育牛経営を行っていました。素牛高騰の状況の中で、繁殖経営も始めました。所属農協が畜産 ABL の取扱いを始めると聞き、早速相談を行い、県内第 1 号として利用を始めました。

畜産 ABL を利用して調達した資金は、素牛導入などの運転資金として活用しています。融資限度額を 40 百万円に設定して、その範囲内で借入可能になっています。畜産 ABL を利用して最も良かった点は、不動産等の担保余力がなくても一定の範囲内で安定的な資金調達が可能になった点です。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 2 点を挙げられています。

- ①不動産等の担保余力がなくても、新たに一定の範囲内で安定的な資金調達が可能となっています。
- ②自宅を担保提供することには抵抗があり、担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっています。

K 氏の畜産 ABL の利用

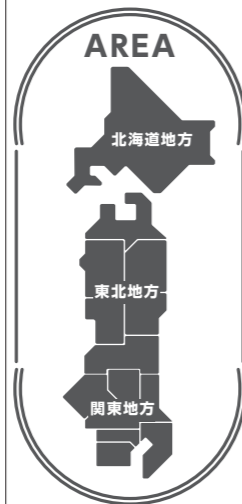
①経営の概況

経営内容は和牛の肥育が中心ですが、素牛高騰の状況の中で繁殖経営を始めました。経営規模は、肥育牛 160 頭、繁殖牛 8 頭。素牛導入は、多い年だと 90 ~ 100 頭、少ない年だと 70 頭程度です。年間出荷頭数は 95 頭前後です。

従事者は、本人と妻、子の 3 名です。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達は、農協から素牛導入や運転資金として畜産 ABL を利用しています。また、公庫から、建物建設の設備資金や増頭の運転資金を調達しています。その他に畜産クラ



スター事業により機械リースを利用しています。

金融機関への担保提供については、公庫資金で畜舎を新築した際に担保を提供しています。

なお、畜産経営以外に親の名義で不動産収入があり、銀行と取引しています。

③畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL については、他の地域の農家が農協から聞いたことを知っていました。県内 10 農協の中で所属農協が畜産 ABL の取扱いを始めると聞いて相談に行き、早速申込みました。県内第 1 号だったと聞いています。

畜産 ABL を利用することによって、40 百万円を限度に、その範囲内で資金の借入れが可能になっています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 30 日、申込みから貸付決定まで約 10 日かかりました。手続きに必要な書類は、農協の担当者が協力してくれました。最初が大変でも、2 回目以降は楽になると思っていました。思っていたよりも短期間で融資を受けられたと思っています。

⑤モニタリングについて

牛のモニタリングは、四半期に 1 回程度で、現地調査として農協の金融 (ABL) 担当者が担保の牛の写真を撮りに来ています。一方、営農担当者とは電話、ラインで日常的に連絡をとっており、当方の経営状況を農協は日常的に把握していると思います。

モニタリング結果のフィードバックは受けていません。フィードバックすることは理想だと思いますが、県北の畜産地域では営農担当に牛の担当者もいるのですが、県南では畜産は主流ではないため、所属農協でも営農のベテランは牛の搬送などでケガなどしないように配慮され、畜産の担当は若い人が異動してくるような実情があります。そのような営農担当の状況から、当方の経営状況を営農担当者に知らせることは行っても、理想のようなモニタリング結果をフィードバックすることは難しいのではないかと思います。

K 氏の 経営の概要

黒毛和牛肥育
一部一貫経営

経営規模

肥育牛
160 頭
繁殖牛
8 頭



年間出荷頭数
95 頭前後



従事者
3 名



⑥畜産 ABL を利用して良かった点

利用して最も良かった点は、不動産等の担保余力がなくても借入れができ、一定の範囲内で安定した資金調達が可能となったことです。自宅を担保提供することにはためらいがありましたので、畜産 ABL により自宅を担保提供せずに資金調達が可能になり、規模拡大、所得の増大につながりました。

⑦畜産 ABL を利用して不自由に 感じている点

特に不自由に感じている点はありません。



L氏は、子と二人で肥育牛経営を行っています。以前は預託牛制度を利用して素牛の導入を行っていましたが、これを畜産 ABL を利用した農業近代化資金の融資に切替えました。その結果、利息負担額が軽減されました。また、経営をモニタリングして農協に数値化してもらうことで、資金が必要な時期にスムーズに借り入れることが可能になりました。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の 2 点を挙げられています。

- ①従前の肥育牛経営は預託牛制度を利用していたが、農協からの提案で畜産 ABL に変わり、利息負担額が大幅に軽減されています。
- ②農協の行うモニタリングによって経営を数値化してもらうことで、必要な時期に資金を借り入れることができるようになっています。

L 氏の畜産 ABL の利用

①経営の概況

経営内容は和牛の肥育経営です。経営規模は、肥育牛 214 頭です。

年間出荷頭数約 120 頭。

従事者は、本人と子（36 才）の 2 名です。

②畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達先は、農協のみです。

住宅や畜舎は担保提供済です。父が 1 年前に亡くなり、今年 5 月に各種名義を変えたところです。

地下水のボーリングの費用についても、農協から「建物更生共済」を担保に 3 年程度の返済期間の資金を借りました。農協からの借入れは安心だと思っています。



③畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL の情報については、農協から聞きました。農協管内の肥育牛経営は、それまで預託牛制度を利用していましたが、農協から預託牛制度から農業近代化資金の融資に切替えれば、利息負担が軽減されるとの説明があり、畜産 ABL を使った農業近代化資金への融資に切り替えました。実際に、利息負担は大きく軽減されて良かったと思っています。

畜産 ABL では、肥育素牛導入資金として約 43 百万円を借入れています。平成 30 年か令和元年を初回として、これまで 3 回程度継続して利用しています。

④畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 10 日、申込みから貸付決定まで約 30 日かかりました。思っていたより時間がかかったと感じました。飼養する全ての牛が、預託牛制度から農業近代化資金の融資に切替わるまで、じわーと移っていた感じがしています。

⑤モニタリングについて

牛のモニタリングは、農協の営農部の担当だと思っていますが、コロナで現場に近づけない状況です。現場には来ることはできませんが、素牛仕入れ、販売の実績も農協が整理をしてフィードバックされています。経営が数値で把握でき、経営の課題点もフィードバックされています。経営の現状を常に把握でき、素牛の導入時期やそのための資金の必要時期がよく分かります。

⑥畜産 ABL を利用して良かった点

利用して良かった点は、預託のときよりも利息負担が軽減されたことです。また、農協が行ったモニタリング結果がフィードバックされ、経営を数値化してもらうことで、資金が必要な時期にスムーズに借入れが可能になったと思っています。

L 氏の 経営の概要

和牛肥育経営

経営規模

肥育牛

214 頭



年間出荷頭数

約 120 頭



従事者

2 名



⑦畜産 ABL を利用して不自由に 感じている点

畜産 ABL の利用については、報告事項が多いように感じています。



(有) M 牧場は、平成 6 年に設立されました。最近、代表取締役が若い後継者に交代しました。従事者は、前代表取締役、現代表取締役とその子、その他の従事者の 4 名で肥育牛約 200 頭、繁殖牛約 70 頭を飼養しています。畜産 ABL は、素牛導入資金として、1 億 9,000 万円の融資枠を設定して利用しています。現在の畜産 ABL の形で、最も良い点は、一定の融資枠内で安定的に資金調達できることです。

畜産 ABL を利用して良かった点として、次の点を挙げられています。

- ① 経営内で最も多額な費用である素牛導入資金を一定の融資枠内で安定的に調達できるようになり、資金繰りの調整も行い易くなっています。

(有) M 牧場の畜産 ABL の利用

① 経営の概況

平成 6 年に会社設立、最近若い T 氏 (43 才) が代表取締役に就任しました。

経営内容は、和牛の肥育が中心です。肥育のみだと売上げや素牛導入の波が大きいため、5～6 年前から素牛販売の繁殖経営を始めています。現在の経営規模は、肥育牛 200 頭、繁殖牛 70 頭規模で、年間出荷頭数は肥育牛約 120 頭、子牛販売 50 頭程度です。売上高は約 1 億 45 百万円程度です。

従事者は、前代表取締役、T 氏とその子、他の従事者 1 名の合計 4 名です。



② 畜産に係る資金調達と担保の状況

畜産経営に係る資金調達先は、農協のみです。

農地や山などの資産は、ほぼすべて根担保として提供済みであり、これ以上担保提供するものがなかった状況です。

③ 畜産 ABL 導入の経緯

畜産 ABL そのものは、昭和 60 年頃から利用していました。現在利用している畜産 ABL については、約 4 年前に農協から説明があり、勧められたので導入しています。

現在の畜産 ABL では、肥育素牛導入資金として 1 億 90 百万円の融資枠を設定して利用しています。融資枠内

であれば自由に使えるのですが、素牛導入資金のみの用途に限定し、飼料代の支払いには使わず、また飼料代は溜めないように毎月決済しています。

④ 畜産 ABL の審査について

畜産 ABL の相談から申込みまでは約 30 日、申込みから貸付決定まで約 30 日かかりました。農協が書類作成の協力をしてくれていますが、思ったよりも審査に時間がかかっている印象です。

融資額も大きく、1 年に 1 回切替えを行っています。

⑤ モニタリングについて

牛のモニタリングは、会社設立後に始めた毎月の検討会に合わせて行われています。検討会では、出荷頭数をはじめ、経営上の問題点等を話し合っています。参加者は従業員全員と農協の畜産課、金融担当者などです。県の普及組織、県出先事務所、町役場も参加することがあります。特に、従業員と当社を指導する立場の農協の畜産課で情報を共有して、共通の認識が持てるのが良いと思っています。また、税理士等検討会に出席しない者にも、内容を報告しています。その結果、モニタリング結果からフィードバックされて検討会にあがる経営上の改善点が、毎月共通認識として幅広い関係者に共有されます。

(有) M 牧場の経営の概要

和牛の肥育経営を中心に、一部繁殖育成経営

経営規模

肥育牛

約 200 頭

繁殖牛

70 頭



年間出荷頭数

肥育牛

約 120 頭

子牛

約 50 頭



従事者

4 名



⑥ 畜産 ABL を利用して良かった点

利用して最も良かった点は、一定の融資枠の中で素牛導入資金を自由に使えることだと思っています。また、経営内で最も多額な費用である素牛導入資金を安定的に調達できるようになったことで、経営内の資金繰りの調整を行い易くなりました。

⑦ 畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

報告事項が多く感じており、1 年に 1 回の切替時の報告について、決算書類等内容が毎年変わるものは毎年提出することはしょうがないと思いますが、定款など前年と変わらないものはせめて 3 年に 1 回とか変更した場合に提出するように提出回数を減らすなど、簡素化できないかと思っています。

3. 畜産 ABL の活用に向けた検討

—令和3年度金融機関・利用者現地調査の結果から—

畜産ABLの活用に向けた検討

—令和3年度金融機関・利用者現地調査の結果から—

山崎農業経済研究所
所長 山崎政行

1. 3年度現地調査の目的と概要

1) 経緯

公益社団法人中央畜産会では、これまで畜産動産担保融資（asset-based lending）の活用推進を図るため、補助事業を実施するとともに金融機関をはじめとする関係者の方々の協力を得て、活用推進に努めてきている。

現在実施している畜産動産担保融資活用支援事業（以下「本事業」）は、畜産経営における新たな資金調達方法として期待される畜産動産担保融資（以下「畜産ABL」）を利用できる環境整備を一層進めるための事業であり、令和2年度から4年度までの3年間において、畜産ABLの現状把握、金融機関における一般担保化に向けた課題の洗い出し及び解決方法の検討、現地調査等による事例の収集・蓄積、事例等を広く周知するための研修会（意見交換会等）の開催等を実施することとしている。

本事業の当初の計画は、令和2年度に一般担保化に向けた課題の洗い出し等を目的に畜産ABLのためのアンケート調査及び現地調査・研修会（意見交換会等）開催、令和3年度に一般担保化に向けた課題の解決策等の検討を目的とした現地調査、研修会（意見交換会等）開催及び一般担保化事例の情報収集を行うというものであった。周知のとおり、コロナ禍により人の移動等について大幅な制約を受ける中、研修会（意見交換会等）の開催は困難であったが、令和2年度には129金融機関に対して「畜産ABL融資に関するアンケート調査」（以下「2年度アンケート」）を実施し、95金融機関から回答を得たところである。アンケート調査の結果は、中央畜産会「『畜産ABL』に関するアンケート調査結果報告書（畜産ABLの融資動向と一般担保化の現状と課題）」（2021年3月）（以下「2年度報告」）に取り纏められたところである。

2年度アンケート調査は、畜産ABLに取り組んでいる金融機関に対して行った。2年度報告によれば、アンケートの結果明らかになった畜産ABLの融資動向と一般担保化の現状を以下のとおり総括している。

- ア) 畜産ABLに取り組んでいる金融機関において、約半数の機関で一般担保としての取扱いがみられ、特に農協系統は一般担保化の割合が高い。
- イ) 家畜を一般担保として取り扱うことのメリットについては、保全措置としての信認が高まり融資拡大につながることに、保全措置によって限度額引上げや条件変更に対応できること、があげられる。
- ウ) 家畜を一般担保として取り扱うことについての課題としては、家畜の数量や品質等を継続的にモニタリングすること、家畜の評価を実際に実施すること、適切な換価処分的手段を確保すること、などが多い。
- エ) 一般担保化としての取扱いが無い機関は、今後も家畜を一般担保として取り扱うことを考えていない場合が多い。その理由として、手続き（スキームの構築、関係機関との連携等）の煩雑さ、費用対効果（畜産ABLの取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない）、などが多く見られた。また、モニタリングさえしていれば一般担保化する必要がない、これまで金融庁が示していた条件を満たさない、連携すべき機関との繋がりが無い、デフォルト時の処分価額が評価額どおりとなるか不透明、などの理由もみられた。

2年度報告では、「畜産ABLについては、農家が規模拡大を図る中で畜産ABLの活用が増加するとみる機関は多い。」とした上で、「畜産ABLにおける家畜の一般担保化については、そのメリットが認められる一方で、モニタリングの実施や担保とする家畜の評価方法、担保の処分方法などの畜産ABLスキームの構築が課題となっている。」と指摘している。そして、「畜産ABLスキームが構築されている金融機関や利用者である畜産経営体への実態調査を進め、その結果を蓄積していくとともに、継続的に周知活動を行うことで、情報共有を図ることが必要である。」と、今後の取組みを明確に示している。

令和3年6月29日に開催された動産担保融資活用支援事業中央検討委員会（以下「本委員会」）において、上記の2年度報告を踏まえて、3年度の事業について検討を行った。

2) 調査の目的

本委員会では、本事業の前事業である畜産動産担保融資導入推進事業における金融機関に対するアンケート及び2年度アンケートでは把握できなかった課題・問題点を明らかにするための実態調査の実施が必要であるとの認識で一致した。そこで、畜産ABLを利用できる環境整備を一層進めるため、畜産ABLの現状を把握し、金融機関における一般担保化に向けた課題の洗い出し及び解決方法の検討を行うために、現地調査等を実施することとした。さらには、現地調査結果の取りまとめは、事例集等とする方向を確認した。

このため、3年度実施事業として、畜産ABLに取り組んでいる金融機関及び畜産ABLを利用している畜産経営者から実態を聞き取る実態調査を行うこととした。その内容は、金融機関に対しては畜産ABLの現状、一般担保化の状況、課題・問題点の解決策などとした。また、畜産経営者に対しては、畜産ABLを利用するようになったきっかけ、モニタリングの状況、畜産ABLを利用して良かった点、などとした。

なお、4年度事業として、3年度に行った現地調査結果を事例集として取りまとめる予定である。

3) 調査の実施

上記の目的の下に、令和3年度の現地調査を次のとおり行った。

①調査内容

金融機関に対しては、後添「畜産ABL現地調査 融資機関取りまとめ表（抜粋）一覧」のとおり、設問1「畜産全体に対する金融機関の融資スタンス等」から22問の項目について聞き取り調査を行った。主な設問をあげると、設問2「現時点の規程に基づくABLの仕組みについて」、同8「近年の畜産ABLの貸付状況」、同13「畜産ABLの物件担保の内容について」、同16「畜産ABLの物件担保の取扱い（一般担保として取り扱っているか、いないか等）」、同17「モニタリングについて」、同19「畜産担保換価処分の実績、換価処分時のルールの有無等」などである。

また、利用者に対しては、後添の「同 利用者取りまとめ表（抜粋）一覧」のとおり、設問1「経営概況」から14問の項目について聞き取り調査を行った。主な設問をあげると、設問4「調達された借入金額及び資金使途」、同9「ABLの利用における不動産等の担保との関係」、同11「モニタリングについて」、同13「畜産ABLを利用して良かった点」などである。

②調査対象

2年度アンケートの回答先から、銀行、信用金庫、農業協同組合（以下「JA」）の3業態について、15金融機関を調査先候補とした。その中から、訪問、リモートでの対応の可能性、畜産ABL利用者の紹介の可能性などから次の8金融機関を調査対象とした。

銀行（3行）、信用金庫（2金庫）、JA（3JA）

また、畜産ABL利用者については、金融機関の紹介により13先に対して聞き取り又は調査表配付・回収を行った。

③調査実施方法と調査者

コロナ禍の影響により、本委員会から訪問による現地調査は実施できなかった。

調査先と調査時期、調査者は表1のとおりである。金融機関に対する現地調査は、一部を除き令和2年度同様に本委員会から5名による小委員会を設置し、本委員会事務局と共同でリモートにより実施した。また、金融機関の一部については、地元畜産協会に依頼して行っている。

利用者現地調査については、金融機関現地調査と同日に行う場合は金融機関現地調査と同じメンバーがリモートにより実施した。他の利用者については、地元畜産協会による聞き取り又は調査表の配付・回収により実施している。

本委員会として予め設定した聞き取り事項のうち一部未回答などがある。すべての調査先を本委員会が実施できなかったこともあり、その理由の未確認を含め、やむを得ないものと考えている。

表1 現地調査先一覧

NO	調査先名	調査時期	調査者
1	A 銀行	令和3年11月12日	地元畜産協会
2	B 銀行	〃 10月29日	小委員会・事務局
3	C 銀行	〃 11月10日	地元畜産協会
4	D 信用金庫	〃 10月6日	地元畜産協会
5	E 信用金庫	〃 9月30日	小委員会・事務局
6	F JA	〃 10月8日	小委員会・事務局
7	G JA	〃 10月13日	小委員会・事務局
8	H JA	〃 10月22日	小委員会・事務局
9	(有) A 畜産	〃 11月25日	地元畜産協会
10	(個人) B	令和4年6月15日	融資機関の協力
11	(株) C 牧場	令和3年11月10日	地元畜産協会
12	(個人) D	〃 11月4日	地元畜産協会
13	(合) E 繁殖センター	〃 9月30日	小委員会・事務局
14	(個人) F	〃 9月28日	調査表配布・回収
15	(個人) G	〃 10月27日	調査表配布・回収
16	(個人) H	令和4年5月31日	調査表配布・回収
17	(有) I	令和3年10月8日	地元畜産協会
18	(株) J ファーム	令和4年6月15日	融資機関の協力
19	(個人) K	令和3年11月2日	調査表配布・回収
20	(個人) L	〃 10月22日	調査表配布・回収
21	(有) M 牧場	令和4年6月2日	調査表配布・回収

※調査先のNO. 1～8は融資機関であり、NO. 9～21は利用者である。

④調査結果の要旨

本調査によって導かれた結果の要旨は、次のとおりである（後述の「4. 総括—1）本調査によって明らかになった事項」の要約）。

ア) 金融機関は畜産ABLを評価して、前向きに取り組んでいることが分かった。そこには、JAについては当然として、地域の畜産に関する高い関心が窺えた。また、畜産ABLに取り組む態勢や具体的な手法に関しては、各金融機関独自の考え方が反映されている。

イ) 畜産ABLの一般担保化の課題は、主に評価、モニタリング、換価処分である。評価については、畜産業界で確立されている手法を援用している銀行などもあり、この課題を解決するには、情報の非対称を解消することが有効であると考えられる。モニタリングについては、畜産ABLに取り組む金融機関は金融庁FAQの一般担保化の要件を満たしていると思われ、一般担保化の可否をモニタリングに関する事項で判断している金融機関はない。他方、各地の畜産協会や評価会社など専門家と連携してモニタリング及びその分析結果をフィードバックしているケースでは、畜産経営の改善を進めて利用者からも高い評価を得ているなど、高いレベルのリレーションシップを実現している。換価処分については、処分の実績が全くない中で、一般担保化している金融機関は、専門家と連携した換価処分の手法のスキームを構築している銀行と、具体的な手法を想定しているJAという、二つのタイプがあった。

ウ) 畜産ABLを利用している畜産経営者に対する調査からは、不動産担保に余力がない中で新たな資金調達が可能になったこと、専門家から経営に関する項目を含めたモニタリング結果がフィードバックされていること、に高い評価があった。特に、金融機関と専門家の事業を結合して行われているモニタリングと分析結果のフィードバックは畜産経営の成長を支援するものと考えられる。畜産ABLにおける家畜という担保が、金融機関の債権保全のためという意味のみならず畜産経営にとっても意味のある存在となっている。

2. 調査結果の概要

金融機関に対する聞き取り調査結果の抜粋を、比較可能なように一覧表にまとめたものが表2である。畜産ABL利用者に対する聞き取り調査結果等の抜粋を、やはり比較可能なように一覧表にまとめたものが表3である。調査結果に関する検討は、論点を絞って次節で行っている。

表2-（1）畜産ABL現地調査 融資機関取りまとめ表（抜粋）一覧

金融機関	畜産ABL開始時期	畜産に対する融資		畜産ABLの規程		畜産ABLの貸付状況	
		現状	スタンス	規程	判断基準	件数	金額
A 銀行	令和元年度	農業融資に占める畜産残高67%	積極的	有	無	平成30年度5件	平成30年度3.4億円
B 銀行	平成23年度	農業融資500件、8割が畜産	畜特資金・独自の農業融資制度有	無	有	元年度4件	元年度6億円
C 銀行	平成24年度	畜産融資残高260億円	積極的	無	無	平成30年度3件	平成30年度3.1億円
D 信用金庫	令和2年度	農業融資に占める畜産の割合は66%	畜産事業者の資金需要に対応	有	有	2年度1件	2年度2,400万円
E 信用金庫	平成28年	県出荷目標支援のため積極的に融資	相談があれば対応	無	無	元年度1件	元年度1.5億円
F 農協	平成30年	畜産融資残高1.1億円	積極的	有	無	元年度2件（継続）	元年度1,200万円
G 農協	平成29年	畜産融資残高22億円	肥育素牛導入はABL活用	無	有	元年度38件	元年度11.9億円
H 農協	平成28年	畜産融資残高6.5億円	積極的	無	有	元年度11件	元年度6.7億円

表2-（2）畜産ABL現地調査 融資機関取りまとめ表（抜粋）一覧

金融機関	一般担保化の扱い		モニタリング			フィードバック		換価処分	
	一般担保化	対抗要件※	内容	実施者	費用負担	有無	経営改善	実績	ルール
A 銀行	一般担保化していない	原則登記（法人の場合）	現地確認、牛の飼養動向、成績集計表他	畜産協会	債務者	有（畜産協会から）	—	無	無
B 銀行	当初から一般担保	法人は登記、個人は占有改定	頭数増減、異常の有無（家畜共済台帳）	営業店職員	銀行	無	—	無	有
C 銀行	一般担保化していない	牛：占有改定 豚：登記	飼養状況、繁殖成績、販売成績	利用者又は外部	外部の場合は債務者	有	経営改善に結びついている	無	無
D 信用金庫	一般担保化していない	法人は登記、個人は占有改定	動態管理、飼養管理状況	畜産協会	債務者	有	経営改善に結びついている	無	有
E 信用金庫	一般担保化していない	原則登記（実績は法人のみ）	飼養牛在庫、業容	職員	金庫	無	—	無	有
F 農協	当初から一般担保	法人は登記、個人は占有改定	販売・導入・決算書	JA	JA	無（指導・販売担当訪問）	—	無	無（想定している）
G 農協	当初から一般担保	占有改定	現地調査、頭数	JA	JA	無（畜産部訪問）	—（畜産部が指導）	無	無（想定している）
H 農協	当初から一般担保	占有改定	導入・販売・棚卸	JA（畜産課）	JA	有	経営改善に結びついている	無	有（想定している）

※動産譲渡登記制度では、法人のみ登記可。

表3- (1) 畜産ABL現地調査 利用者取りまとめ表（抜粋）一覧

利用者名	経営概況			資金調達		担保の提供状況 ①新たに提供する不動産無し ②提供できる不動産はあった
	営農類型等	規模	従業員	資金使途	借入金額	
(有) A畜産	ホル肥育 交雑肥育	肥育牛 621 頭	4 名	牛の導入（銀行分） 運転資金（公庫分）	0.5億円 0.8億円	②
(個人) B	酪農	乳用牛約 70 頭 育成牛約 50 頭	4 名	運転資金	500万円	①
(株) C 牧場	養豚他	母豚 4,836 頭	112名 (豚82名)	運転資金	10億円	①
(個人) D	和牛・交雑繁殖	繁殖 72 頭	3 名	運転資金	4,600万円	②
(合) E 繁殖 センター	和牛繁殖	繁殖 59 頭	飼育 2 名	長期経常 運転資金	2,000万円	①
(個人) F	米・麦・畜産（肥育）	肥育牛 50 頭	3 名 (専従)	導入	3,000万円	①（徴求依頼が牛、これまで担保の関係で借りられなかった）
(個人) G	肥育	肥育牛 228 頭	3 名	導入	1億 8,200万円	②
(個人) H	繁殖・育成	繁殖 47 頭	2 名	導入	・・・	①
(有) I	交雑種初生肥育、黒毛 和種一貫、ブラウン・ ホル雌鹿用肥育	繁殖 267 頭 肥育牛 794 頭	12 名	運転資金	1.8億円	①
(株) J ファーム	肥育	肥育牛 228 頭	3名	運転資金	1.5億円	①
(個人) K	繁殖・肥育	繁殖 8 頭 肥育牛 160 頭	3 名	導入 運転資金	4,300万円	①
(個人) L	肥育	肥育牛 214 頭	2 名	導入	1億 8,200万円	②
(有) M 牧 場	肥育・繁殖	肥育牛 228 頭 繁殖牛 70 頭	4 名	導入	1.6億円	①

表3- (2) 畜産ABL現地調査 利用者取りまとめ表（抜粋）一覧

利用者名	モニタリング			畜産ABLを利用して良かった点（3年度調査は選択式の調査表を回収、4年度には同じ内容について電話で補足聞き取りを実施）
	報告事項等	実地確認者	フィードバック	
(有) A畜産	飼養牛の飼養動 向、成績集計表、 在庫牛等	融資機関 担当者以外	有	①モニタリングの結果を専門家が評価・経営分析してフィードバックされ、経営の中身を評価してくれることが、経営者にとって参考になっている。 ②経営状況の変動を早期に把握できるため、関係者への相談を早めに行うことが可能になっている。 ③これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。
(個人) B	家畜共済台帳	融資機関 担当者	無	①公庫や JA に比べて資金借入までのスピードが速いのが良い。また、繰り返し利用することで銀行からの信頼も高まってきていると感じている。 ②設備投資などの多額な資金は JA を通して金利の低い公庫資金を利用している。畜産ABLは金利は高いが運転資金として使えるなど、使分けができています。 ③担保の関係で資金調達に苦労することも多かったが、金融機関側（銀行）からの勧めで畜産ABLを利用でき、画期的な資金調達方法だと感じている。
(株) C 牧場	各部門の入金状況、売上状況、月次試算表、肉豚出荷状況（頭数、金額、格付）	融資機関 担当者	有	①経営の状況を常にモニタリングされることで、金融機関も経営の状況を把握し、資金が必要な時期にスムーズに借入可能となっている。 ②不動産担保に余力がなかったにも拘わらず、安定的な資金調達が可能になり、規模拡大等が実現している。 ③モニタリングにより経営状況の変化を早期に自分でも把握でき、関係者への相談を早めに行うことができるほか、経営改善にも着手できるようになっている。

利用者名	モニタリング			畜産ABLを利用して良かった点（3年度調査は選択式の調査表を回収、4年度には同じ内容について電話で補足聞き取りを実施）
	報告事項等	実地確認者	フィードバック	
(個人) D	飼養牛の飼養動 向、生産技術、 成績集計表、在 庫牛等	融資機関 担当者以外	有	①やりたいと思っていてできなかった格納庫の牛舎への改築及び新たな格納庫の建設が、畜産ABLで実現できている。 ②畜産協会によるモニタリング結果を金融機関も情報共有することで、自分の技術や能力を説明しやすくなっている。 ③モニタリングにより経営状況を自ら早期に把握できるため、問題が起きる前に関係者への相談や経営の見直しができるようになってきている。
(合) E 繁殖 センター	出荷頭数、業況 等	融資機関 担当者	無	①県産牛の出荷体制支援の一環として担保がない中で畜産ABLによって資金を調達でき、繁殖牛経営の円滑なスタートがされている。 ②資金調達方法の選択肢が広がり、設備関係は畜産クラスター事業のリース事業、運転資金は畜産ABLにより調達、と計画的な資金調達ができている。
(個人) F	現地調査	融資機関 担当者	無	①以前の資金が毎月返済だったことに比べて、畜産ABLは肥育牛を担保にすることによって金利だけを払い、融資枠のように使えることから、資金繰りが楽になっている。 ②資金調達方法を畜産ABLに変えて、畜産経営のための資金調達ができるようになり、規模拡大、所得の増大につながり、また経営の改善に役立っている。
(個人) G	現地調査	融資機関 畜産担当者	有	①従前の肥育牛経営は預託牛制度で行っていたが、農協からの提案を受けて畜産ABLに変わり、利息負担額が大幅に軽減されている。 ②不動産は担保提供済であったが、畜産ABLの活用によりモニタリングによって経営を数値化してもらうことや経営の問題点を指摘してもらうことで信頼ができ、必要な時期に資金を借り入れることができるようになってきている。
(個人) H	(経営検討会)	融資機関 担当者	有	①母牛を増やしたいと思っていたが、これまでは担保もなく資金調達できなかったものが、畜産ABLで資金を調達でき規模拡大ができています。 ②畜産ABLは、融資枠のように自由に使える感じが良い。 ③モニタリングの結果を経営検討会において、従事するH氏夫婦、農協及び出荷先の肥育経営（同級生が経営する「兄弟牧場」）などと課題点なども含めて情報共有し、経営の改善に役立っている。
(有) I	飼養牛の飼養動 向、生産技術、 成績集計表、在 庫牛等	融資機関 担当者以外	有	①畜産協会によるモニタリング結果について（有）Iとa銀行は毎月1回サーベイを受け、生産現場の情報を含めて経営全体の状況を把握している。 ②専門家から定期的に経営に関する指摘を受け、メインバンクにもそれが伝わっており、課題に早く対処できることに役立っている。 ③自ら経営状況を把握し、金融機関も情報を共有できているので、資金が必要な時期にスムーズに借入可能となっている。
(株) J ファーム	飼養牛の飼養動 向、家畜共済台 帳	融資機関 担当者	無	①不動産等の担保余力がなくても借入れができるなど、安定的な資金調達が可能となっている。 ②（上記の言い換えとも思われるが）これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。
(個人) K	現地調査	融資機関 担当者	無	①不動産等の担保余力がなくても、新たに一定の範囲内で安定的な資金調達が可能となっている。 ②自宅を担保提供することには抵抗があり、担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。
(個人) L	—	融資機関 担当者	有	①従前の肥育牛経営は預託牛制度を利用していましたが、農協からの提案で畜産ABLに変わり、利息負担額が大幅に軽減されている。 ②農協の行うモニタリングによって経営を数値化してもらうことで、必要な時期に資金を借り入れることができるようになってきている。
(有) M 牧場	(検討会)	融資機関 担当者	有	①経営内で最も多額な費用である素牛導入資金を一定の融資枠内で安定的に調達できるようになり、資金繰りの調整も行い易くなっている。

3. 調査結果に関する検討

本節では、調査結果の内容について、論点を絞って検討する。最初に金融機関の畜産ABLに対する評価などを通して畜産ABLへの取組について検討する。次いで、一般担保化について検討する。その上で、2年度報告においても一般担保として取り扱うことについての課題として挙げられている「評価」、「モニタリング」、「換価処分」（第1節1）一ウ）参照）について検討する。最後に、利用者からみた畜産ABLの評価について検討する。

1) 金融機関の畜産ABLに対する取組

金融機関は畜産ABLを、どう評価して、どのように取り組んでいるか。

①融資スタンスと貸付状況

まず、畜産ABLへの融資スタンスと貸付状況を確認する。調査先8金融機関のうち、5機関（A銀行、C銀行、E信用金庫、FJA、HJA）の融資の現状またはスタンスの回答中に「積極的」という文言が見られる。一定程度の評価をしていると思われる。残り3機関は、銀行1機関、信用金庫1機関、JA 1機関であるが、B銀行は、銀行としては珍しく畜特資金を扱っているほか、独自の農業従事者向けの融資制度を設けるなど、畜産融資に積極性を見せている。D信用金庫は、「今後も地元JAを補完する立場で畜産事業者の資金需要に対応する方針」としている。地域の事情が滲み出ているが、令和2年度から取扱いを始めており、前向きに乗り出してきたと思われる。GJAは、畜産ABLの貸付額が11.9億円（元年度）と、8機関の中で最も多く、畜産への融資は当然として畜産ABLそのものを評価したうえで既に定着している状況といえる。

②貸付状況

畜産ABLの貸付状況はどうか。銀行3機関の平成30年度又は令和元年度の貸付額は3～6億円、同信用金庫2機関は0.2億円、1.5億円、同JA 3機関は0.1億円～11.9億円となっている。取扱いを始めてから1～2年の金融機関もあり、地域において、または金融機関内において、相対的にどれほどの地位を占めているか分からないが、実績を挙げていることは間違いない。

③畜産ABLを始めたきっかけ

次に畜産ABLの取扱いを始めたきっかけについてであるが、8金融機関とも組織内部からの発案で始めている。銀行、信用金庫5機関については、発案は金融機関側であるが地元専門農協とスキーム構築、口蹄疫からの再生局面における資金ニーズ発生、県ブランド牛の出荷目標支援、日本政策金融公庫（以下「公庫」）、畜産協会と畜産農協がスキームを構築、というように、足元の畜産関係の動きを的確に捉えてスタートしていることが分かる。

④内部態勢と第三者対抗要件

金融機関内部の態勢については、各金融機関がそれぞれの考えを持ち、それぞれに仕組みを作っていることが分かった。畜産ABLに係る内部規程をおいている金融機関は8機関のうち4機関（A銀行、B銀行、D信用金庫、FJA）であった。畜産ABLに関する内部規程をおいていない金融機関については、一般的なABLの内部規程を準用する（C銀行、E信用金庫）、譲渡担保契約の内容に考え方を反映させている（GJA、HJA）という状況である。内部規程をおいている金融機関については、評価手法、モニタリングの実施方法、デフォルト時の対応など项目的な部分は同様でも、畜産ABLの取組に関しては各金融機関独自の対応が定められている部分が見受けられた。第三者対抗要件などにも、各金融機関の考え方が反映されている。例えば、C銀行は、主に牛については占有改定、主に豚については登記と、畜種によって分けて整理している。

HJAは、二つの手法の選択について、登記に関しても検討したうえで占有改定を選択している。最近（令和元年度）から畜産ABLの取扱いを始めたA銀行は、金融機関として原則登記（法人の場合）するという対応方針を定めている、としており、先行する一般的なABLに関して確立されている組織の方針を畜産ABLにも適用している。なお、畜産ABLに係る専門の担当者をおいているかどうかについては、すべての金融機関がおいていないとの回答であった。

畜産ABLを含めたABLの専門の担当者については、信用金庫2機関のみがおいており、他の機関は一般的なABL

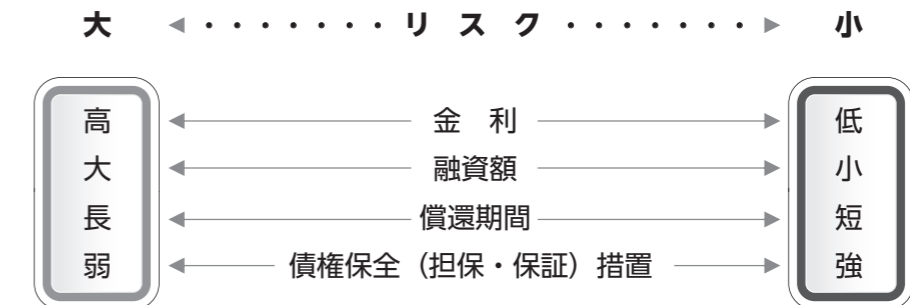
の専門の担当者もおいていない。信用金庫のABL担当者の配置は、金融機関としての規模やJAとの営業対象の違いなどを踏まえた対応と考えられる。

⑤審査、貸付条件に関する他の資金との違い

畜産ABLに関する審査、貸付条件については、多くの金融機関において、モニタリングに関する事項を除いて他の資金との違いはない、との回答であった。唯一HJAのみが、貸付金利を低く設定している。ABLは担保の一つであり、担保徴求という債権保全措置が取られている。またその特徴の一つは、モニタリングを行うことによって融資先の経営状況を確認できることである。これにより本来は倒産によって債権回収が難しくなる、というリスクが低下する。図1のとおり、債権保全措置が強化されるとリスクが低下し、リスクが下がれば金利水準は下がるはずである。例えば、HJAは、他の調査先金融機関と異なる独自の判断を行っており、畜産ABLの利用については、牛という担保があること、また、農家の負担を考え、当座貸越としては低い金利を適用し、その根拠は合理的と考えられる。なお、他の畜産ABLの融資も他の融資と同じ金利を取って、リスクが低下して下がる金利相当部分の差額を、モニタリング費用に充てるという考え方もある。

図1 融資時の貸付金利の設定

経常的な融資時（一定限度額内の事業資金を含む）の貸付金利は、各金融機関の独自の基準に基づき、融資先の信用度合いを格付けして設定されていることが多くなっている（制度資金の貸付金利は、利用者による違いはない）。
なお、融資時の貸付金利の設定に関する伝統的な考え方は以下のとおり。



※畜産ABLは担保の一つであり、債権保全措置として、無担保より強、不動産担保より弱、と位置付けられる。その結果、リスクも大小、金利も低高、と相対的に変動する。

現地調査の結果から、調査先金融機関は畜産ABLを評価して、前向きに取り組んでいることが分かる。そこには、JAについては当然として、地域の畜産に関する高い関心が窺えた。また、畜産ABLに取り組む態勢や具体的な手法に関しては、各金融機関独自の考え方が反映されている。

2) 畜産ABLの一般担保化

①一般担保化の障害は何か

次に、畜産ABLの一般担保化について検討する。調査先のうち、一般担保として取り扱っている金融機関は4機関（B銀行、FJA、GJA、HJA）である。一方、一般担保として取り扱っていない金融機関も4機関（A銀行、C銀行、D信用金庫、E信用金庫）である。半々、という結果であるが、これは2年度アンケートの結果（94金融機関中、一般担保として取り扱っているのは44機関）の傾向と同じである。JAが多いというのも同様の傾向である。ここでは、畜産ABLを活用する視点から、一般担保として取り扱わない理由について掘り下げてみる。各金融機関における理由は次のとおりである。

ア) C 銀行

- ・実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し掛け目の合理性を検討の上、必要に応じて掛け目を修正するという体制整備なし。
- ・適切な換価手段の確保や処分事例がないために、担保管理体制の整備が行われていない。

イ) E 信用金庫

- ・一般担保化するためには、評価の基準を定めなければ金融庁の検査にも耐えられない。評価の手法が未開発であり、今後も費用と時間をかけて評価の手法を確立する予定はない。
(E 信用金庫は、モニタリングさえしていれば十分であり、一般担保化する必要がない、としている)
(A 銀行及び D 信用金庫は、一般担保化しない理由について未回答)

上記の理由に関して、C 銀行と E 信用金庫との違いに注目したい。C 銀行は、E 信用金庫があげている「評価」に関する事項を理由としていない。この違いのヒントが、中央畜産会発行「畜産コンサルタント令和 3 年 8 月号」(以下「畜産コンサルタント 8 月号」)にある。畜産コンサルタント 8 月号は、「畜産経営における経営管理と資金調達」を特集している。同書で、C 銀行は「地方銀行の ABL への取り組みについて」という表題で自らの畜産 ABL の取組を紹介している。その中で、家畜の評価方法を「畜産 ABL の円滑な導入・定着のためのマニュアル (改訂版) 一本編-」(平成 28 年 3 月中央畜産会:以下「マニュアル本編」)に記載されている算定方法を援用していることを明らかにしている。C 銀行は、言わば畜産業界から家畜の評価方法を手に入れた、ということであろう。一方、E 信用金庫では、C 銀行ではルール化していない換価処分時の仕組みを具体的に構築している。そのことにより、処分時の価格と担保の評価との比較の問題や適切な換価手段確保などの課題をクリアーしていると判断していると思われる。

②一般担保化に必要な対応

このような一般担保として取り扱わない理由の違いの存在は何を意味するか。一つは、情報の非対称が存在している、ということだろう。一つは、情報は共有されているが、一般担保として取り扱うことが不可能になっているということが考えられる。これらを解決する方法は、一つは情報の非対称を解消することである。もう一つは、実態を見直して一般担保化を推進する環境を整備することである。前者については、本事業の来年度事業である事例集の発行や研修会(意見交換会)を活用することも有効な解決策に繋がるだろう。後者の、改めて実態を見直して一般担保化を推進する環境を整備するという事は、多様さや困難さを予想させる。2 年度報告においても、一般担保化していない金融機関は、その理由を具体的にあげている(前節 1 の 1) - 工) 参照)。その内容は、一般担保としての取扱いがある金融機関が一般担保化するための課題としてあげている「評価」「モニタリング」「換価処分」に直接つながる事項、これまで金融庁が示した条件を満たさない等組織的対応を包含した事項、などである。一般担保として取り扱っている金融機関はどのようにして課題を乗り越えてきたのか、現在は一般担保として取り扱っていなくても、どのような環境整備を行えば一般担保として取り扱えるのか、そのような視点での検討が必要である。そこで、次に、本調査における「評価」「モニタリング」「換価処分」に関する事項を中心に検討しよう。

3) 畜産 ABL の「評価」「モニタリング」「換価処分」の問題

①金融検査マニュアルにおける一般担保化の要件

E 信用金庫は、畜産 ABL を一般担保化できない理由として「一般担保化するためには、評価の基準を定めなければ金融庁の検査に耐えられない」と回答している。評価の基準に限らず、金融庁へ具体的な説明ができるかどうかは、一般担保化実現のポイントになっている。金融庁の検査マニュアルは既に廃止されているが、本調査の廃止後の一般担保化の考え方に関する設問に対して、すべての金融機関が「これまでと変わらない」と回答している。そこで、まず、金融検査マニュアル廃止前の一般担保化の要件について確認しておこう。表 4 は、マニュアル本編に掲載されている資料の一部である(p107)。動産担保に関する金融検査マニュアル(「一般担保(抜粋)」)と、ABL の一般担保化の要件を明確にするために発表された金融庁 FAQ (いわゆる Q&A) を整理したものである(金融庁 FAQ の内容は、マニュアル本編と同時期に中央畜産会から発行されている「畜産 ABL の導入と定着のためのマニュアル(改訂版) - 資料編 -」(以下「マニュアル資料編」)の p211 ~ 244 に詳しい)。

表 4 金融検査マニュアルの一般担保化の要件

金融検査マニュアル(「一般担保」抜粋)	金融庁 FAQ (ABL 編⇒動産担保)
<p>【自己査定 of 適切性の検証】 動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。</p>	<p>【0. 動産担保の一般担保化の要件: FAQ ①】 1) 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、以下の事項を含め、動産の性質に応じ適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、同様に換価が確実であると見込まれることが必要 i) 対抗要件が具備されていること ii) 数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること iii) 客観性、合理性のある評価方法による評価が可能であり、実際にもかかる評価を取得していること iv) 当該動産につき適切な換価手段が確保されていること v) 担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立されていること</p>
<p>【自己査定 of 正確性の検証】 動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていること</p>	<p>【1. 対抗要件: FAQ ③、⑩】 1) 「動産担保」の対抗要件については「占有改定」も認められているが、後日、「占有改訂」の有無、先後をめぐって紛争が生じるおそれがある。このため、原則として「動産譲渡登記」を行っていることを想定している (FAQ ③) 2) 特に留意すべき事項としては、次の事項などの前提条件の確認が必要 (FAQ ⑩) i) 先行譲渡がない ii) 動作の所有権が現に債務者にある</p>
<p>数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること</p>	<p>【2. モニタリング関係: FAQ ④、⑤】 1) 在庫品は、債務者提出の資料に基づき、原則として、「在庫品の保管場所」、「仕入数量及び金額」、「売上数量及び金額」、「在庫数量及び金額」を継続モニタリングすることが必要 2) 定期的に在庫品の数量及び品質等を実地に確認する (以上 FAQ ④) 3) 実地確認の頻度は、担保価値が著しく低下した場合や債務者の業況等が悪化した場合は高める (FAQ ⑤)</p>
<p>客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり、実際にもかかる評価を取得していること</p>	<p>【3. 担保評価関係: FAQ ⑥】 1) 担保の評価は、次のような場合は、原則要件を満たしているものと取り扱って差し支えない (FAQ ⑦) i) 予め売買予定契約が締結されており、当該契約に定められた売買価格を基にした評価 ii) 適切な市場の存在などにより価格が標準化されており、当該価格を基にした評価 iii) 専門業者等への売却が一般的に行われており、当該業者等から収集した情報を基にした評価 iv) 担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足る評価を取得している場合 v) 金融機関自らが、地域特産品などの特定の評価に関するノウハウ等を蓄積し、それを基にした評価</p>
<p>当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。</p>	<p>【4. 担保処分関係: FAQ ⑦、⑧、⑨】 1) 換価処分は、次のような場合は、原則要件を満たしているものと取り扱って差し支えない (FAQ ⑦) i) 予め売買予約契約が締結されている場合 ii) 適切な市場が存在し、かつ実際に当該市場において売却が可能であると考えられる場合 iii) 専門業者等への売却が一般的に行われており、実際に売却が可能であると考えられる場合 iv) 団体等との業務提携等により、信頼のおける売却ルートを通じて売却が可能であると考えられる場合</p>

注) 金融検査マニュアルは廃止済。

※中央畜産会(2016)「畜産 ABL の円滑な導入・定着のためのマニュアル(改訂版) 一本編-」p 107 より作成。

①JAの「評価」「モニタリング」「換価処分」

評価、モニタリング、換価処分に関する状況について、本調査において一般担保化として扱っている4金融機関について、表4も参照しながら検討してみる。4機関のうち3機関はJAである。3JAとも、担保物件は棚卸資産の肥育牛である。H JAの担保の評価手法は、素牛導入代金+日数に応じて加えた評価、としている。掛け目は100%である。H JAのモニタリングの範囲は、導入・販売・棚卸の確認である。モニタリングの実施者はJA畜産課職員である（非金融部門）。H JAは、系統の子会社が管理している生産システムを用い、分析結果を畜産経営にフィードバックして、それによって経営改善に結びついている、としている。モニタリングの費用負担はJAである。次にG JAについてであるが、担保の評価手法については、特に設定はしておらず一頭当たり75万円までを限度としている。H JAとほぼ同じ手法で評価している。モニタリングの範囲は、毎月頭数を把握し、決算期には現地確認を行っている。利用者の経営が悪くなると、畜産部（非金融部門）が経営状況、収支まで含めて指導することになっている。モニタリング分析結果はフィードバックしていないとのことである。モニタリングの費用負担はJAである。最後にF JAであるが、担保の評価手法は、導入と出荷のそれぞれ直近1年の単価を基にした簡便な手法をとっている。また、新しい取組（令和2年12月から）であることから安全性を重視し、掛け目を50%としている。モニタリングは、JA自前のデータを活用し、販売・導入・決算書について行っている。現在の融資先数は個人2先であり、モニタリングは、四半期ごとに現地調査を行っている。なお、自ら定めた融資要項には記載していないが、販売事業担当、指導部門担当（非金融部門担当）が週に1回、少なくとも月に2回程度は利用者を巡回しており、経営に異変があればすぐに報告をもらえるようになっている。フィードバックについては、G JA同様に、行っていないとの回答である。モニタリングの費用負担はJAである。畜産ABLに係る換価処分については、3JAとも行った実績がない。また、換価処分のルールについても、3JAとも定めていないが、それぞれデフォルト時には市場出荷やJA組合員による飼養代行等、具体的な対処方法を想定していることが分かった。また、F JAは、畜産ABLの準備時に農林中央金庫の作った仕組みを利用しているが、換価処分時のルールを定めていない理由として、農林中央金庫が換価処分に関してそこまで踏み込んだ事例を作れなかったようである、と回答している。3JAにおいて換価処分のルールが作られていない背景、畜産ABLにおける全国組織の指導の影響の大きさが窺える。

3JAに共通している点は何か。第一に担保物件の評価方法を確立している点である。評価の手法の基本は、マニュアル本編にも記載されており、C 銀行においても援用されている。第二に、モニタリングに関しては表4の要件を満たしている以上に、金融部門以外の営農部門（販売、指導等担当）を巻き込んだ体制を敷いて、実質的に利用者の経営指導を含めた高いレベルで実施している点である。モニタリングの分析結果のフィードバックについては、行っているJA（H JA）と行っていないJA（F JA、G JA）に分かれるが、G JAは畜産部の指導に言及しており、F JAは営農部門が最低月2回程度は訪問して利用者とは話をしており、両JAとも実質的にフィードバックは行われていると考えて良いだろう。また、このようなモニタリングや分析結果のフィードバックなどの費用は、JAが負担している。第三は、換価処分についてである。3JAとも、換価処分の実績はない。また、換価処分時のルール（いわゆるバックアップスキーム）も定めていないが、換価処分の方法を具体的に想定している。また、その手法は、金融的なモデルを引用しているとか、上部団体から指導を受けている、という性格のものではない。各JAが、地域の実態を踏まえて市場出荷やJA組合員による飼養代行を行うことを想定している。想定されていることとはいえ、内容は具体的であり、関係者の合意を得てスキームとして構築することも、そう難しくないのであると思われる。

このように、畜産ABLについて一般担保化している3JAには、評価、モニタリング、換価処分について、共通する特徴があることが分かった。本調査からは、さらに二つの大きな共通点を確認することができた。一つは、3JAともに、畜産ABLに農業信用基金協会（以下「基金協会」）の保証がついている点である。保証付きということで、金融機関にとって債権保全が強化されていることは間違いない。問題は、3JAは、保証付きだから畜産ABLに取り組むことができたのか、あるいは保証付きだから一般担保化しているのか、である。本調査結果の内容を詳しく見てみよう。畜産ABLについて、農林中央金庫は、素牛導入を農業近代化資金の借入金によって行うときは、基金協会の保証を付けるように指導していることが確認できる。最近（平成30年から）畜産ABLの取扱いを始めたF JAは、優良保証を付けていることから、当初から一般担保として扱っている、としている。即ち、保証付きだから一般担保化していることが窺える。一方、例えばG JAは、農業近代化資金等の限度額2億5千万円を超える場合については、預託牛として扱っているとのことである。すべての金融機関において、畜産ABLについては換価処分の実績はないので、

基金協会の代位弁済が行われていることもないだろう。このような実態の中で、保証付きという債権保全の強化を評価しつつ、融資に加えて預託制度を導入するなどJAが個別に柔軟に判断している実態が分かる。

もう一つの共通点は、取得した担保の第三者対抗要件として、占有改定を選択している点である。H JAは、法人も含めて登記はしていない。登記をしなくても、一般的には問題ないと考えている。G JAは、当初は登記も検討したが、費用や手間、実際に本人又は第三者が権利行使することもなかなか考えがたいということで登記の導入を見送った。今後も、事故の発生や不明の牛が発生したからといって登記にはしないのではないかと考えている。F JAは、現在の畜産ABLの利用者が個人であることから占有改定の方法をとっている。法人の場合は登記と決定している。金融庁のFAQ（表4参照）に沿った対応を行おうとしていることと思われる。将来、法人の事例が生まれれば登記を行うことが予想されるが、占有改定という方法に対してネガティブな意見や不安視する意見もあるが、事務処理上は個体管理やモニタリングで有効性を確認していると思われる。

②銀行における一般担保化のための対応

JA以外では、B銀行が当初から一般担保として取り扱っているとの回答であった。B銀行における評価、モニタリング、換価処分について確認してみよう。担保物件の対象は、乳用牛と肥育牛である。評価については、以前は評価会社に依頼していたが、近年は自行で実施している。乳用牛については、「乳牛評価基準シート」により毎年評価額を出している。掛け目は80%である。ただし、現時点の保全評価上の評価額を0円としている。モニタリングについては、頭数の増減、異常の有無を家畜共済台帳により毎月確認している。営業店職員による立入確認を最低年1回行っている。モニタリングによる分析結果はフィードバックしていない。モニタリングの費用は自行負担である。担保の換価処分の実績はないが、デフォルト時の対応については、JA酪農協と処分委託契約を締結しており、いわゆるバックアップスキームを構築している。なお、第三者対抗要件については、法人については登記、個人については占有改定としている。

B銀行の畜産ABLへの取組は地方銀行の中でも早く、先進事例としてマニュアル資料編に紹介されている。当初は、担保物件の評価を評価会社とコンサルティング契約を締結して行っていた。評価会社は、モニタリングのサポート及び換価処分内容の検証も担うことになっていた。組織として、当初より一般担保として取り扱ってきているものが、事情の変動により現時点では0円で評価していると考えられる。

③一般担保化の取組

改めて表4の一般担保化の要件と、本調査において一般担保化している金融機関の取組を比較してみる。第三者対抗要件については、個人と法人による制度的な違いはあるにしろ、登記または占有改定による方法を、金融機関が独自に判断して選択している。モニタリング関係については、表4の項目に関する数値をJAデータとして、あるいは家畜共済台帳により確認し、実地確認は金融機関職員が行っている。担保物件の評価関係は、畜産業界で一般的に採用されている方法及び決算などの会計上も採用された評価額（表4の3-iまたはii）、または評価会社の評価額（同iv）を採用している。担保処分関係に関しては、3JAは、組織の組合員や市場、子会社等（以下「後背部分」）を活用した具体的な対処方法を想定している（表4の4-1）-iiまたはivなど）。B銀行の場合は、酪農協と処分委託契約を締結して対応している（表4の4-1）-ivなど）といえる。

上記のとおり、表4の要件については、各金融機関の独自の考えによって対応し、一般担保化していると考えられる。また、各金融機関の対応の仕方に、大きな特徴があることを指摘できる。それは、金融機関（部門）と専門機関（部門）の別の組織の二つの事業から一つの畜産ABLという金融を生み出すという、言わば「結合」とも表現できる対応を行って一般担保化を実現している点である。3JAは、モニタリングについて営農部門と緊密な関係を持っている。換価処分についても、金融部門だけで対応することは困難であり、営農部門の協力を得て市場出荷や飼養代行の対応を行う見込みである。何れも、金融機関（部門）単独では難しい課題を専門家と結合することによって、畜産ABLを実施している。特にJAは、単に表4の一般担保化の要件を満たしている以上に、モニタリング分析結果のフィードバックにより高いレベルのリレーションシップ（関係性）を発揮していると考えられる。

4) 利用者からみた畜産ABLの評価

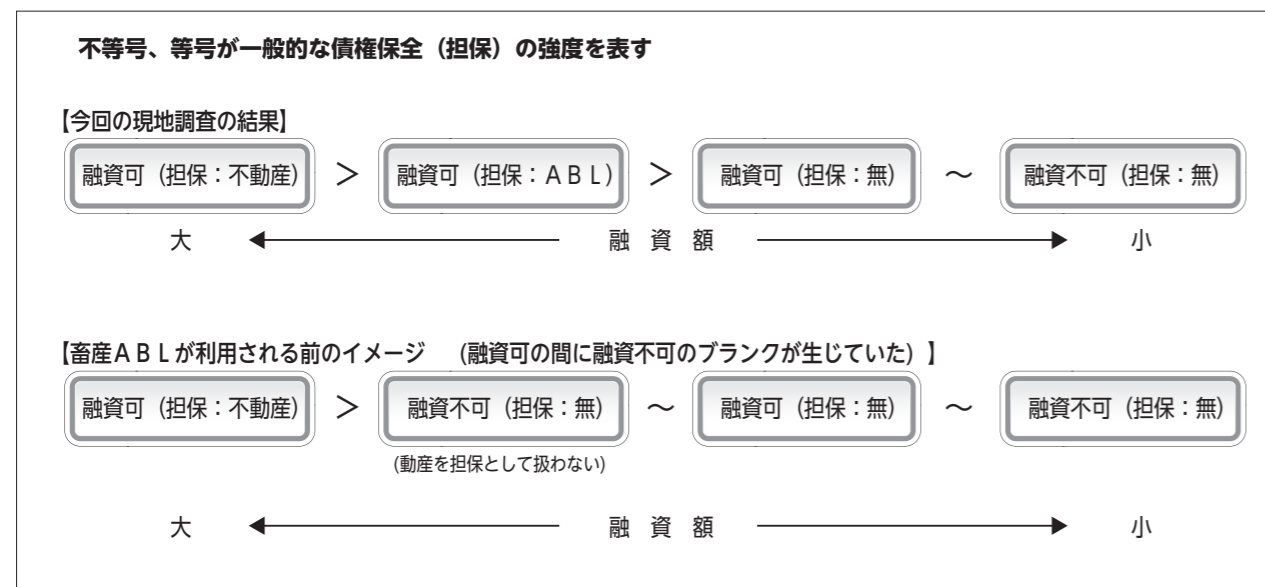
最後に、畜産ABLを利用している畜産経営者に対する現地調査結果から、利用者からみた畜産ABLの評価について検討する。なお、利用者に対する調査は合計13先となっているが、このうち3年度の調査において回答のあった調査先は9先である。このうち5先は聞き取りである。残りの4先については、調査表（様式は後添のとおり）を配付、回収している。調査先は、法人が4先、個人が5先である。営農類型は、肉用牛経営が8先、養豚経営が1先である。畜産ABLによる資金調達額は、銀行の紹介の3先は0.5億円～10億円、信用金庫の紹介の2先は2,000万円と4,570万円、JAの紹介の4先は3,000万円～4,496万円である。ここでは、3年度調査先9先について、担保の提供状況（調査票の設問3、9、10）、モニタリングの状況（同11、12）、畜産ABLを利用して良かった点など（同13、14、15）について検討したい。

なお、3年度の取りまとめでは上記のとおり9先について行ったが、その後4先から調査票を回収して、調査先は13先となった。さらに、4年度に調査票の様式に基づき電話で聞き取りを行い、前述のとおり事例集として整理した。

①担保の提供状況と畜産ABLに対する評価

まず、担保の提供状況についてである。利用者13先のうち9先は、畜産ABL借入時において、不動産を担保提供済（無を含む。）で余力がない状況であったと考えられる。残りの4先のうち担保未提供の不動産があるとしている(有)A畜産も、既に畜舎、草地等を担保提供していた、と回答しており、金融機関からみると不動産の担保余力はないと判断していたのではないと思われる。残りの3先のうち2先はGJAの紹介先であり、預託事業から畜産ABLへシステムティックに移行しているケースである。残る1先は、令和2年度から畜産ABLの取扱いを始めたD信用金庫の紹介先である。資金調達額は4,570万円。既に住宅、畜舎、装置等を担保提供済ということであり、融資額からみても不動産の担保余力は乏しかった可能性は高い。このようにしてみると、13先のうち11先は、担保付融資である畜産ABLによって新たな資金調達が実現した可能性が高い。ここで図を見てもらいたい。金融機関からみて、担保の徴求状況と一般的な債権保全の強度の関係をみたものである。不動産担保に余力がない場合に、担保なしで融資を受けられるか、あるいは融資を受けられない、という右側のシーンにとどまるのではなく、動産担保があれば融資を受けられる左側のシーンに入れる段階がある、という関係図である。本調査によって、図2の上段の関係が成立していることが窺える。

図2 利用者から見た担保の提供状況と一般的な債権保全措置の強度の関係（不動産担保～ABL～無担保）



②モニタリングの状況

次にモニタリングについてである。モニタリングの内容は頭数だけに限られない（13先のうち3先はモニタリングの内容未回答）。金融機関に対する調査でもそうであったように、在庫牛、肉豚数の他、飼養牛の生産技術、成績等、事例によって幅がある。モニタリング分析結果のフィードバックを受けているのは、13先のうち8先である。フィードバックを受けていないのは、B銀行の紹介先の2先（B氏と（株）Jファーム）、E信用金庫の紹介先の（合）E繁殖センターとFJAの紹介先の2先（F氏、K氏）である。（合）E繁殖センターのモニタリングの内容は、直近四半期の増減頭数と業況である。フィードバックを受けていないということであるが、よく顔を合わせていろいろ話をしているとのことである。FJA紹介のF氏とK氏、GJA紹介のG氏は、モニタリングの内容を現地調査のみと回答している。FJA側のモニタリングの内容に関する回答は、JA自前のデータにより販売・導入・決算書をモニタリングし、四半期ごとに担保評価の関係で現地を訪問しているとしている。また、自ら定めた要項にはないが販売事業担当、指導部門担当が週に1回、少なくとも月に2回程度は畜産農家を巡回しているとのことである。両者の話を総合すると、利用者がモニタリングの内容として「現地調査」と回答している中身には、営農部門の担当者（販売、指導担当者）の巡回も含まれているのではないかとと思われる。ただ、フィードバックという形式では受け取られていないのだろう。FJAでは、異常等があれば直ぐに（金融部門に）報告をもらえるようになっている、としている。このように、フィードバックを受けていない利用者に関しても、口頭とはいえ、金融機関と利用者間で一定の情報共有はなされていると思われる。また、そのことは、F氏が「経営状況を自ら把握できるようになり、経営の見直しに等に役立っている。」（設問13）と回答していることから窺える。

③モニタリング結果のフィードバックの状況

フィードバックされていると回答している8先についてみてみよう。（有）A畜産、D氏、（有）Iは、A銀行とD信用金庫の紹介先である。A銀行の現地調査結果からは、連携スキームを利用して畜産ABLを始めたことが分かる。D信用金庫も公庫の構築した既存の仕組みを活用した、としており、D信用金庫を含めた3先は連携スキームを活用していると考えられる（連携スキームについては、マニュアル本編に詳しい。）。連携スキームでは、モニタリングは畜産協会が行っている（一部畜産農協に委託）。利用者側が示しているモニタリングの内容は、飼養牛の飼養動向、生産技術、成績集計表、在庫牛等一覧である。連携スキーム利用以外の5先うちの1先は、C銀行紹介の(株)C牧場である。(株)C牧場のモニタリングの内容は、各部門（ホームページによれば養豚事業の他に食肉販売などを行っている）の入金状況、売上状況、月次試算表、肉豚出荷情報（頭数、金額、格付）である。同社に対するモニタリングは、畜産協会が行っている。残る4先は、GJAの紹介先とHJAの紹介先である。4先ともモニタリングの内容は未回答である。モニタリング結果のフィードバックは、4先とも受けているとの回答であるが、GJA紹介先の2先については、GJA側は、フィードバックは行っていないとの回答である。GJAは、畜産部が経営状況、収支まで含めて指導することになっている、としている。利用者のG氏、L氏は、両者とも、現状を常にモニタリング（経営の数値化）してもらうことで資金が必要な時期にスムーズな借入れが可能となった、とフィードバックを評価する回答をしている。JAの金融担当者の意識と異なり、利用者は畜産部からのフィードバックを受けているという意識のようである。このように、モニタリングは、事例ごとに異なるような幅広い内容について行われていることが分かった。また、金融部門からの形式的なフィードバックだけでなく、利用者からみて営農部門からの実質的なフィードバックが行われている実態も確認できた。そのようなフィードバックも、利用者からは違和感なく受け入れられているのである。

④専門家によるモニタリングと結果のフィードバック

金融機関（部門）以外の専門家によるモニタリングの関与については、既に検討した。畜産ABLに限らず、ABLにおけるモニタリングは、基本的に債権保全のために担保の変動を監視する行為であると位置付けられる。ところが、本調査からは、モニタリング結果を非金融機関（部門）である専門家のフィードバックを利用者が受けることによって、モニタリングそのものの意義に変化が生じていることが窺える。連携スキームの3先及びC銀行の紹介先は、それぞれ畜産協会のモニタリングを受けている。モニタリングの内容は専門的な視点から分析され、利用者はフィードバックを受けるときに幅広い助言や指導を受けていると考えられる。JA紹介の6先についても、金融部門の意識に拘わ

らず、利用者は日常的に営農部門から口頭のやりとりを含めてモニタリングを受けているようだ。利用者は、そのようなモニタリングとそのフィードバックについて、どう評価しているのだろうか。

⑤利用者は何を評価しているか

最後に、畜産ABLを利用して良かった点としている事項から、利用者の評価について検討する。利用者13先は、すべてが畜産ABLを利用して良かった点をあげている。利用者の回答（複数回答可）は、選択方式なので必ずしも利用者の意識をストレートに示していないかもしれないが、総じて利用して良かったと評価しているものと思われる。では、どのようなところが良かったと思っているのだろうか。利用者が良かった点として挙げている内容は、主に担保として新たな資金調達が可能になったこととモニタリングの成果に関することに分けられる。良かった点として回答が最も多かったのは、「担保で借りられなかったものが借りられたことで規模拡大や所得増大に繋がった」（7先）、次いで「不動産がなくても安定した資金調達が可能となった」と「モニタリングによって資金が必要な時期に借りられるようになった」が同件数（5先）、「経営状況を把握でき、見直しに役立っている」（4先）の順となっている。利用者は、モニタリングの成果を高く評価していることが分かる。特に、経営状況が常時的確に把握されることにより次の資金調達がスムーズになったことを評価している。

既に述べたとおり、基本的にモニタリングは金融機関の債権保全のために行われる。しかし、担保物件の数量以外の事項をモニタリングし、フィードバックを行っていることが、利用者にとって高い評価を受けている。ポイントは、モニタリング事項の追加項目が経営に関する項目であること（口頭によるやり取りを含む）、モニタリング、フィードバックを専門家（畜産協会、評価会社、JA営農部門：以下本稿において「専門家」という場合はこれらの者をさす）が行っていることである。さらに、銀行・信用金庫におけるモニタリング等の費用を利用者が負担しているケースがある点も注目できる。本調査からは、自ら費用を負担していても、フィードバックの成果を評価していることが分かる。利用者にとって納得感があるということであり、専門家によって行われているフィードバックの内容が自分の経営のためになる、と認識しているためだと思われる。

⑥債権者のためでもあり債務者のためにもなる担保

ここでは、畜産ABLの担保としての意義について掘り下げて検討しておきたい。近年、金融機関は、「財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業の成長を支援していくことが求められる。（金融庁金融モニタリング基本方針より抜粋）（平成26年9月11日公表）」という当局の要請への対応が求められている。この事業性評価融資について、即物的に無担保、無保証による融資を推進することが強調されすぎているのではないかと思われる。もちろん、事業性評価融資の推進に異論はない。ただ、無担保・無保証による事業性評価融資というものが、どこまで畜産経営の資金需要に応えられるか、ということである。金融機関側の無担保融資を増やすことへの注力が、融資（担保：ABL）の存在感を低下せしめることになってしまうことに危惧がある。図の融資（担保：不動産）と、融資（無担保）の間に一定のブランクが生まれ、結果として融資を受けられない畜産経営が生じやすくなる可能性がある。既に述べたとおり、利用者からは「これまでは担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより・・・」という声があり、図2の融資（担保：ABL）に存在感があることが確認されている。さらには、専門家が担保の変動の確認を通して経営全体をモニタリングし、その分析結果をフィードバックすることで、利用者の畜産ABLに対する評価が高いことも確認した。このことは、事業性評価融資に加えてABLを活用することが、畜産経営に対する切れ目のない資金調達を支援するとともに、畜産経営の成長の支援に繋がるのではないかと考えられる。畜産ABLの家畜という担保が、金融機関のみならず畜産経営にとって意味のある存在となっている。

4. 「まとめ」にかえて

3年度現地調査の検討は、前述のとおり論点を絞って行っている。その項目は、「金融機関の取組」「一般担保化」「一般担保化の課題としての『評価』『モニタリング』『換価処分』『利用者からみた評価』」であった。検討は、委員会の過去2年間の議論を踏まえた上で行っている。ここでは、本事例集を全国の金融機関や畜産関係者に広く提供するところから、今後の事例集の活用も視野に、検討の内容を簡潔に整理して、まとめに代えることとしたい。

1) 3年度現地調査結果に見られる特徴

①金融機関の取組姿勢と利用額等の実態

- ・調査を行った金融機関は、地域の畜産に関する高い関心が窺え、前向きに取り組んでいることが分かった。
- ・調査先の8金融機関の畜産ABLの貸付状況については、3銀行では3億円～6億円、2信用金庫はそれぞれ0.2億円、1.5億円、3農協は0.1億円～11.9億円となっており、一定程度の実績を挙げている。
- ・畜産ABLに取り組んだきっかけは、いずれも金融機関内部からの発案で始まっている。銀行・信用金庫では、口蹄疫からの再生局面における資金需要やブランド牛支援など、足元の畜産関係の動きを捉えてスタートしている。
- ・3農協の畜産ABLの取組は、預託牛制度から融資への切替や農業近代化資金から当座貸越枠への切替のように、枠組みの変更によって面的に推進している実態がある。

②結合型金融という実践手法

- ・畜産ABLを行っている銀行・信金は、「評価」「モニタリング」「換価処分」というABLの課題を、外部委託等外部機関の業務を結合させることによって解決し、実践している。
- ・畜産ABLを行っている農協では、「モニタリング」を畜産ABLを担当する金融部門と異なる営農部門の協力を得て、言わば内部の他部門の業務を結合させることによって実践している。

③利用者の評価

- ・銀行、信用金庫、農協の何れの金融機関の利用者からも、不動産担保等がない中で畜産ABLによって新たな資金調達を実現して規模拡大等を果たしたことを高く評価している。
- ・モニタリングを外部の専門家が行う畜産ABLスキームを利用している畜産経営者から、モニタリング結果のフィードバックに高い評価があった。利用前の予想を大きく上回って、専門家からの情報を金融機関とも共有し、経営改善に生かしている。
- ・モニタリング結果のフィードバックは、利用者が現状を早く客観的に把握することにも繋がっており、関係者に早く相談することが可能になったとの評価もある。

2) モニタリングと貸倒れ — 金融機関にとっての畜産ABL

- ・担保と保証は、融資先に万が一の事態が起きた時に、債権（融資額）を回収するための債権保全措置である。畜産ABLは担保の一つであり、金融機関は、これにより万が一の場合は債権を回収し、貸し倒れを防ぐことが期待されている。
- ・金融機関の中には、普段監視の届かない融資先に対して万が一に備えた措置である担保を徴求せずとも、監視を常に行うことができれば、担保に頼ることなく貸し倒れを防ぐことも可能であるとする金融機関もある。また、そのような監視の中から融資先の成長に応じた支援を重視する金融機関もある。
- ・畜産ABLを、担保の一つとしての債権保全を重視する考え方、融資先の状況を把握することによって支援を充実する考え方、の二つの考え方が金融機関にはある。

3) モニタリング結果のフィードバックと経営発展 — 利用者にとっての畜産ABL

- ・畜産ABLの利用者から、新たな資金調達が実現したことによる、言わば経営にとっての発展の契機が得られたことに対する評価は、畜産ABLという新たな担保が実現することによる効果としては、ある程度予想できた。
- ・一方、モニタリング結果のフィードバックに対する利用者の評価は、今回の現地調査によって初めて明らかになった。特に、担保である牛に関する事項以外の経営全体に関する分析が行われていること、モニタリング先以外の全国、市場データなどを含めて加工されていることなどが、経営改善に大きく貢献していると評価されている。
- ・また、経営の現状をデータで客観的に把握できることが、関係者への早期の相談につながると思われていることは、フィードバックを受けて自ら経営改善を図ることと併せて、その経営の発展を支えることに繋がっているだろう。
- ・これらのことは、畜産ABLが、金融機関のための担保、という機能の他に、モニタリング結果のフィードバックを通して、利用者のための担保として機能しているといえる。

4) 畜産ABL推進のポイント

①情報共有の推進

銀行・信用金庫の中には、家畜の評価について、畜産業界で一般に用いられている手法を取り入れて、畜産ABLに取り組んでいる金融機関もある。言わば、金融機関の前向きな姿勢が新たな情報を入手、共有することによって畜産ABLを実現している。このように、各種の情報を幅広く発信、入手することによって、畜産ABLが推進される余地は大きいと思われる。

②個々の金融機関の状況に応じた対応

これまでの調査などによって、金融機関が畜産ABLによる担保を一般担保化できると、推進が図られるとする意見が多い。一般担保化の要件を定めた金融検査マニュアルは既に廃止されているが、各金融機関の判断の中に色濃く残っている。各地の実態や畜産業の特徴について、各金融機関が畜産ABLを実践することに対する障害を明らかにして、丁寧にその障害を取り除く作業が必要である。

今回の現地調査の対象金融機関は、地域の畜産への関心が高かった。全国には、関心があっても畜産との接点のない金融機関もあるだろう。畜産ABLを普及させたい畜産関係団体などからの積極的なアプローチが期待される。その際、畜産の実態に関する情報提供を行うことはもちろん、個々の金融機関の状況を把握し、柔軟な対応を引き出すような情報交換も重要になってくる。

③利用者の評価に関する PR

利用者に対する現地調査によって、特にモニタリング結果のフィードバックに対する評価が高いことが明らかになった。このような評価を畜産団体や畜産経営に対して、また地域の産業の振興を図ろうとする金融機関に対して、積極的に PR していくことが重要である。

また、畜産ABLによって新たな資金調達が可能になったとする評価は、事業性評価による無担保の融資にも限界があることも明らかにした。つまり、無担保の事業性評価によって融資可能な領域と不動産等担保による有担保による融資可能な領域の間に、融資不可となる一定のブランクがあることが分かった。今回の利用者の評価は、畜産ABLがそのブランクを埋める有効な手段であることを示しており、利用者にとって切れ目のない融資を実現していることを示している。さらには、モニタリング結果のフィードバックは、融資事業の継続的な評価を行うことに他ならない。即ち、このような評価を積極的に PR することは、事業性評価融資のさらなる推進にもつながる。

5) 今後の課題

①法制審議会の議論を踏まえた対応

令和3年度現地調査と時期を同じくして、政府において担保法制に関する検討が行われている。令和3年2月開催の法制審議会において、「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、(中略)、担保に関する法制に関する見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問が行われた。

令和4年10月末現在、担保法制部会第27回会議が開かれ、中間試案の議論が行われている。最終的にどのような法制となるかは未だ判明しないが、動産担保の取扱いが大きく変わる可能性がある。畜産ABLについても大きな影響を受けることが予想されるので、的確にウオッチして、対応していくことが必要である。

②結合型金融というビジネスモデルという『情報』を理解して実践する

畜産ABLを実践している銀行・信用金庫では、モニタリング等を外注して、] 言わば外部機関の業務を結合することによって、利用者から評価される金融が行われている。3年度現地調査のとりまとめでは、このような金融を「結合型金融」と呼んでいる。

金融機関においては、個別の情報の機密性もあり、ABLに限らず金融機関で完結する仕組への志向が強い。そのような中で、結合型金融が利用者から評価されていることが明らかになった。モニタリングのための費用を利用者が負担していることなども、注目すべきであろう。畜産ABLの、このような新たなビジネスモデルの『情報』を理解し、積極的に活用することが重要になっている。

このことは、農協のように、金融部門が営農部門の業務を結合して、言わば総合農協の強みを発揮するビジネスモデルに関しても当てはまる。農協では、ABLの考え方は従前からある、という考え方がある。もっともな面もあるが、対象となる担保の評価やモニタリングの手続きなど、抽象的にイメージされていた部分があったのではないかと。今回の現地調査では、各農協によって違いがあるにしろ、その内容はそれぞれ明確に示されている。そして、農協の組合員である利用者に評価されていることに気づかされた。金融部門と営農部門の畜産ABLの仕組みを、具体的なビジネスモデルという『情報』として理解し、新たに実践していくことが重要になっている。

③モニタリングによって「利用者のための担保」として活用するための意識の展開

3年度現地調査では、各金融機関のモニタリングには違いがあることが分かった。そして、モニタリング結果をフィードバックしている仕組みでは、利用者から「導入前の予想以上のものだった」というような声も聞かれた。利用者の意識が変わり、畜産ABLが自らの経営のために役立っているという熱が伝わってくる。

畜産ABLに限らず、担保は万が一に備えた措置として徴求されている。それは金融機関のためであり、担保は金融機関のためのものであった。今回の現地調査によっても、モニタリング結果は金融機関と利用者へのフィードバックされ、金融機関のリレーションシップ・バンキングを一層進めていることが分かった。そして利用者の経営発展に貢献していることが分かった。畜産ABLという担保が、金融機関のためだけでなく、それに加えて利用者である債務者のための担保として、機能していることが分かった。

担保に関する議論は、どちらかという金融機関側に立った視点で行われることが多かった。畜産ABLについても同様に、推進を図るために金融の実態を調べたり、テクニカルな解決方法を探ることが多かった。それらのことは、確かに現状を前進させてきたが、利用者の実態や評価に視点を当て、モニタリングの工夫などにより画期的に債務者のためになるという『意識』を掲げることが、今後重要になっていくものと考えられる。

参考① 「畜産ABL融資」に関する8融資機関の対応状況等について (1)

調査項目 / 金融機関名	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
畜産全体に対する金融機関の融資スタンス等について	○令和2年度末の農業融資に占める畜産の割合は件数44%、残高67%である。畜産に対する融資は1件当たりの取扱額が大きく、農業融資に占める金額では約7割と高いウェイトを占める。 資金使途の多くは、経常的な運転資金及び家畜増殖頭資金となっており、設備資金の取扱いは少ない。 (融資のスタンス) 資金需要に応じて積極的に対応している。	○令和2年度末の農業関係への融資状況をみると、取扱先数は約500件、融資残高は約80億円となっており、大部分が畜産関係に対する融資となっており。このうち、畜産ABL融資は4件、600百万円である。畜産関係の融資は減少傾向にある。減少の背景には畜産クラスター関係の補助金等設備投資に向けた補助が手厚く資金需要が減少したものと推察している。 (融資のスタンス) 近隣の一般銀行が取扱っていない畜産特別資金を取扱っているほか、独自の農業従事者向けの融資制度(畜産ABLに限ったものではない)を設け畜産経営への資金需要に対応している。 このほか、日本政策金融公庫資金も取扱っている(受託貸し)が、農業近代化資金は取扱っていない。	○令和2年度末の畜産向け融資残高は現在260億円で、そのうち142億円が肉用牛生産業向け融資となっており、肉用牛取引先増加や、素牛価格の上昇に伴う運転資金ニーズに応えており、融資残高は漸増傾向となっている。 (融資のスタンス) 畜産に対しては、債務者の事業性を重視に評価したうえで、必要資金に積極的に応えている。	○令和2年度末の農業融資のうち、肉用牛、酪農、豚、鶏等の畜産が占める割合は約66%である。 事業意欲も旺盛な農業経営者が多い。 (融資のスタンス) 今後地元JAを補完する立場で、畜産事業者の資金需要に対応する方針である。
2 現時点の規程に基づくABLの取組について	○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABL、ABL一般とも取扱いに関する内部規程は定めている。内部規程には、 ・取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認。 ・家畜の評価手法に関する取り決めの確認。 ・モニタリング実施方法に関する取り決めの確認。 ・デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めの確認。 等の事項が整備されている。	○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABLの取扱いに関する規程は定めている。規程で定めている内容は、取得する担保物件の対象範囲、家畜の評価手法、モニタリング実施方法、デフォルト時における担保の換価の方法等である。具体的には、 ・取得する担保物件の対象範囲については、乳用牛、肥育牛。 ・1先に対する融資限度額については、酪農の専門農協の組合員で家畜共済に加入している酪農家の場合、設備資金1,500万円以内(農業従事者ローン利用者とは合算した場合1,500万円以内)。 ・取得する担保物件の対象範囲については、 ・取得する担保物件の対象範囲については、乳用牛、肥育牛。 ・1先に対する融資限度額については、酪農の専門農協の組合員で家畜共済に加入している酪農家の場合、設備資金1,500万円以内(農業従事者ローン利用者とは合算した場合3,000万円以内)、運転資金500万円以内(農業従事者ローン利用者とは合算した場合1,500万円以内)。	○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 ABL一般に係る取扱いに関する内部規程は定めているが、畜産ABLの取扱いに関する内部規程は特に定めていない。 ABL一般に係る取扱いとしては、 ・動産(債権)譲渡登記や、占有改定への確定日付取得、第3者への通知等の對抗要件具備。 ・担保物、担保債権の存在確認や反対債権、サイトの確認や、先行譲渡、譲渡禁止特約の確認、債権の実在性、第3債務者の信用力、販売ウェイトの確認、所有権留保等の確認、保管場所の適正確認、販売先、仕入先、滞留在庫の確認などの担保の適正確認。	○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABL、ABL一般とも取扱いに関する内部規程は定めている。内部規程には、 ・取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認。 ・家畜の評価手法に関する取り決めの確認。 ・モニタリング実施方法に関する取り決めの確認。 ・デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めの確認。 等の事項が整備されている。

調査項目 / 金融機関名	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
2 現時点の規程に基づくABLの取組について	・家畜の評価手法については、以前は取扱件数も多く評価会社に評価を依頼していたが、相手先(利用者)も変わっており、また、評価方法も分ってきたので近年は自行で実施している。新規案件等が出てくれば評価会社に依頼することも考えている。評価額に対する掛け目は80%としている。また、乳用牛の場合は固定資産のため評価額が下がってくるので、乳価基準シートにより毎年評価額を出している。 ・モニタリング実施方法については、家畜共済台帳を基に毎月頭数を確認することとしている。 ・デフォルト時における担保の換価方法については、酪農の専門農協と処分委託契約を締結し、デフォルト時の担保処分を委託することとしている。 具体的には、市場に出荷したり、酪農の専門農協の組合員に飼育して貰うこととなる。また、酪農の専門農協の組合員以外の者にあつては、酪農の専門農協に依頼するケースもあると考えられるが、特に取り決めは行っていない。一般の不動産の場合と同様にケースバイケースで対応していくこととなる。 ・なお、畜産ABL融資については農業信用基金協会の保証には付されていない。	・家畜の評価手法については、以前は取扱件数も多く評価会社に評価を依頼していたが、相手先(利用者)も変わっており、また、評価方法も分ってきたので近年は自行で実施している。新規案件等が出てくれば評価会社に依頼することも考えている。評価額に対する掛け目は80%としている。また、乳用牛の場合は固定資産のため評価額が下がってくるので、乳価基準シートにより毎年評価額を出している。 ・モニタリング実施方法については、家畜共済台帳を基に毎月頭数を確認することとしている。 ・デフォルト時における担保の換価方法については、酪農の専門農協と処分委託契約を締結し、デフォルト時の担保処分を委託することとしている。 具体的には、市場に出荷したり、酪農の専門農協の組合員に飼育して貰うこととなる。また、酪農の専門農協の組合員以外の者にあつては、酪農の専門農協に依頼するケースもあると考えられるが、特に取り決めは行っていない。一般の不動産の場合と同様にケースバイケースで対応していくこととなる。 ・なお、畜産ABL融資については農業信用基金協会の保証には付されていない。	・担保の評価方法は具体的にはない(一般担保化しているものが無い) ・モニタリングは1年1回としており形式的な手法を定めている。 ・出口シナリオの想定等に関する事項は定めていない。 畜産ABLの取扱いに関する内部規程は特に定めていないが、ABL一般に係る取扱いに関する規程を準用することとしている。	・担保の評価方法は具体的にはない(一般担保化しているものが無い) ・モニタリングは1年1回としており形式的な手法を定めている。 ・出口シナリオの想定等に関する事項は定めていない。 畜産ABLの取扱いに関する内部規程は特に定めていないが、ABL一般に係る取扱いに関する規程を準用することとしている。
3 貸付案件について畜産ABLとして取扱う場合の判断基準等について	貸付案件について、畜産ABLとして取扱う場合の判断基準は定めていない。 貸付案件を畜産ABLで対応するか、他の資金で対応するか(判断(項目)については、酪農の専門農協の組合員で家畜共済に加入している場合には、畜産ABLの利用が可能であるが、融資金額が大きいものや酪農の専門農協の組合員であっても、新規の者(初めて畜産ABLを利用する者)であつて資金手当てに高を要する場合には、畜産ABLは実務面で煩雑であつたり融資までに時間を要することから、	貸付案件について、畜産ABLとして取扱う場合の判断基準は、制度融資ごとの取扱要領において定めている。 貸付案件を畜産ABLで対応するか、他の資金で対応するか(判断(項目)については、酪農の専門農協の組合員で家畜共済に加入している場合には、畜産ABLの利用が可能であるが、融資金額が大きいものや酪農の専門農協の組合員であっても、新規の者(初めて畜産ABLを利用する者)であつて資金手当てに高を要する場合には、畜産ABLは実務面で煩雑であつたり融資までに時間を要することから、	貸付案件について、ABL案件として取扱う判断基準は定めていない。畜産ABLとして取扱うかどうかは個別判断となる。	貸付案件について、ABL案件として取扱う判断基準は定めている。 担保の適格性、顧客の適格性をみて判断することとしている。

	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
3	調査項目 / 金融機関名 貸付案件について畜産ABLとして取扱う場合の判断基準等について	畜産協会、日本政策金融公庫、畜産の専門農協との連携スキームが構築されたことにより、同様スキームでの取扱いを進めたことによる。	一般の融資（農業従事者ローンや日本政策金融公庫と提携している農業従事支援融資）で対応する場合もある。 また、与信の総額が増加してきて保全対策をどうするかとなった場合には畜産ABLを検討することもあるなど、ケースバイケースでの取扱いとなる。	
4	調査項目 / 金融機関名 畜産ABL取扱い開始時期について	令和元年8月から	平成23年から	令和2年12月から
5	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLを取扱うこととなったきっかけ・経緯等について	畜産協会、日本政策金融公庫、畜産の専門農協との連携スキームが構築されたことにより、同様スキームでの取扱いを進めたことによる。	地域金融機関として過度な個人保証や不動産担保に頼らない円滑な資金供給を行うため並びにモニタリングを通じてリレーンション強化を図るためである。 畜産ABLの取扱いを始めるに当たっては、以前から畜産への取組（融資）は行っていたので、畜産農家への円滑な支援と担保保全の面から銀行内で出た話。具体的には、平成19年から流動資産保証制度（保証協会が保証）として中小企業向け施策が始まられ、動産担保という括りから見れば畜産も対応できるのではないかとということになった。	顧客とのリレーンションを強化し、事業サイクルの現金化を把握する事で、ABLが担保としての機能を発揮する。 ・当金庫のコンサルティング機能の強化に資する。 という目的に加え、特に肉用牛や酪農経営を行う事業者の健全な経営の発展に貢献する事を目的としている。
6	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱い開始までに行った準備等について	(1) 取扱い開始前の準備 ① 仕組み関係（モニタリング、評価方法、換価方法等） ・参考スキームの情報収集 ・対象（見込）先の情報整理 ② 金融機関内部の了解までの手順等（説明） ・関係部および関係機関との調整 ・契約書類作成、弁護士のリリーガルチェック ・行内規程作成、関係部合議 (2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと 特になし	(1) 取扱い開始前の準備 ① 仕組み関係（モニタリング、評価方法、換価方法等） 規定の制定 ② 金融機関内部の了解までの手順等（説明）関連部を含む合議 (2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと 運用の中でモニタリング管理表などの制定を行い改善に取り組んでいる。随時手を加える形。	(1) 取扱い開始前の準備 ① 仕組み関係（モニタリング、評価方法、換価方法等） 日本政策金融公庫が構築した既存の枠組みを活用した。 ② 金融機関内部の了解までの手順等（説明） 本ABL関係機関と所管（審査）部での合同会議を実施し、仕組みが理解できるように努めた。 ③ システム関係 既存の動産担保設定申請（稟議）システムを活用した。 ④ その他 畜産ABL取組に関するQ&Aを作成し、現場の職員等が仕組みを理解できるように努めた。

	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
6	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱い開始までに行った準備等について	畜産ABL専任の担当者はおらず、通常の融資担当者が担当している。	畜産ABL専任の担当者はおらず、通常の融資担当者が担当している。	(2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと 特になし
7	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの担当職員数等について	畜産ABL専任の担当者はおらず、通常の融資担当者が担当している。	畜産ABL専任の担当者はおらず、通常の融資担当者が担当している。	ABL担当者（畜産ABLも担当）として1名を配置している。
8	調査項目 / 金融機関名 近年のABLの貸付状況について（貸付件数・貸付実行額、最近の状況）	(貸付件数) ・30年度 (5件) ・元年度 (0件) (貸付実行額) ・30年度 (339百万円) ・元年度 (0百万円) (最近の状況) ・増加傾向 畜産ABL専用規程が整備されたこと。 畜産クラスター事業等による規模拡大案件の増加による。	(貸付件数) ・30年度 (4件) ・元年度 (4件) 4件は全て乳用牛である（乳用牛は固定資産扱い）。 (貸付実行額) ・30年度 (600百万円) ・元年度 (600百万円) 600百万円は当座貸越のため貸越枠（極度額）であるが、ほとんど枠設定に近い金額が利用されている。3億円の融資枠の者が1番大きい。 (最近の状況) ・最近の状況は横ばいで推移しているが、畜産ABL取扱い開始当時は、開発活動だったこともありピーク時の利用件数は40件近くあった。減少の要因としては、クラスター事業関係の補助金充実による資金需要の減少等が考えられる。	(貸付件数) ・元年度 (0件) ・2年度 (1件) (貸付実行額) ・元年度 (0百万円) ・2年度 (24百万円) (最近の状況) ・横ばい
9	調査項目 / 金融機関名 畜産ABL融資を進めたものの借入れに繋がらなかった理由等について	借入れに繋がらなかったケースがある。繋がらなかった理由等は、財務内容不良のためによるものである。	畜産ABL融資を進めたものの借入れに繋がらなかった理由等があるが、複数件の融資残高があり担保の保全面から畜産ABLを進めたが、当該者は不動産担保があったので不動産を担保として担保権を取得し、畜産ABL以外で融資対応を行った例等があるが、融資に繋がらなかった案件ではない。また、事務手続きの面においても、畜産ABLは毎年モニタリング等を実施する必要があるが、不動産の場合は1度取得すれば、評価替えは定期的に行うものの手続きは簡単であることから、畜産ABL以外で対応するものもある。	借入れに繋がらなかったケースはない。また、ABL一般でもない。

	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
10	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの融資期間、融資実行までの期間等について	(融資期間) 平均5年程度 (借入申込みから融資実行までの期間) 約2ヶ月程度	(融資期間) 平均2年程度 (肥育牛がモデル) (借入申込みから融資実行までの期間) 約1ヶ月程度	(融資期間) 平均10年程度 (借入申込みから融資実行までの期間) 約3ヶ月程度
11	畜産ABLの融資期間内の審査状況について	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 他の資金と比較した場合、関係書類が多い。 ・関係書類が多い。 ・取扱時及び事後の事務手続が増える。	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 畜産ABL、ABL一般とも一般融資の取扱いと変わらない。	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 ・審査に時間がかかる。 ・関係書類が多い。 ・関係部署 (合議力所) が増える。 ・決裁を得るランクが上がる。 その理由は、本ABL制度を利用した支援は、当金庫の農業融資の基本的な姿勢である「地元JAの補完機能」から、一歩踏み込んだ対応 (支援) となる為である。
12	畜産ABLの貸付条件等 (貸付金利等他の資金との比較) について	(金利面) 差はない。 (融資期間面) 差はない。	(金利面、融資期間面) 他の資金と差はない。 (実地確認・モニタリング面) さめ細かい確認を求めている。	(金利面) 顧客の状況によるので、一概には言えない。 (融資期間面) 長期的な支援となる。

	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
12	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの貸付条件等 (貸付金利等他の資金との比較) について	(実地確認・モニタリング面) 頻度は増加し実態把握は強化される。 (報告事項面) 多い。	(実地確認・モニタリング面) 年最低1回現地モニタリングを実施 (営業店職員が実施)。 (報告事項面) 牛の異動確認については、利用者から月次で家畜共済組合の定める家畜共済台帳の写しを提出して貰い営業店が確認している。	(実地確認・モニタリング面) 専門機関によるモニタリング等により、精度は高い。 (報告事項面) 原則、1年に1回モニタリング結果表に基づき再評価を行う。
13	畜産ABLの担保 (牛、豚等) の内容について (棚卸資産、売掛債権、車両機械設備)	(棚卸資産) 肥育牛、繁殖牛、乳牛等 (売掛債権) 生乳販売代金 (車両機械設備) 農業機械等	(棚卸資産) 育成牛、肥育牛、母豚、子豚、肥育豚 (売掛債権) 売掛金	(棚卸資産) 肥育牛、乳牛 (車両機械設備) 農業用機械等
14	家畜などの資産によらず債権のみに基づく融資をした事例の有無について	ない。 売掛債権担保としては生乳販売代金である。なお、通常は無担保扱いがほとんどである。	ない。 債権は出口になる。その前にABLで支援という見方。	ない。
15	取得した担保の対抗要件具備について (確定日付のある証書による通知又は承諾、債権 (動産) 譲渡、登記、占有改定など)	取得した担保の対抗要件具備については、法人については原則登記するという対応方針を定めている。 個人については、譲渡担保契約書を締結するとともに確定日付をとっている。	取得した担保の対抗要件具備については、占有改定 (主に牛) 個体別の登記申請や費用負担を考慮して占有改定を行っている。公証人役場で公証人の確定日付を押しってもらうことで第3者対抗要件としている。 ・登記 (主に豚) 集合物産譲渡担保として登記を行うことで第3者対応要件としている。 ・売掛債権は確定日付のある売掛債権譲渡承諾、債権譲渡登記が半々程度の取り扱いとなっている	取得した担保の対抗要件具備については、法人については登記するという対応方針を定めている。 個人については確定日付のある証書による承諾。
16	畜産ABLの担保 (牛、豚等) の取扱い (一般担保として取り扱っているか、いないか等) について	一般担保として取り扱っていない。 当初から一般担保として取扱っているが、評価上は添え担保扱いである。 一般担保の担保種類として、畜産ABLは含まれているが、保全評価上の評価は0円とされている。このため、貸倒引当金については、評価額の円の与信として債務者区分毎の貸倒引当金を計上している。	一般担保として取り扱っていない。 実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額とを比較し掛け目の合理性を検討の上、必要に応じて掛け目を修正するという体制整備なし。また、適切な換価手段の確保や処分事例が無いために、担保管理体制の整備が行われていない。	一般担保として取り扱っていない。

	A 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	B 銀行 (北海道・東北・関東地区管内)	C 銀行 (九州・沖縄地区管内)	D 信用金庫 (北海道・東北・関東地区管内)
17	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLのモニタリングについて (モニタリングの内容、実施機関、経費負担者等)	(モニタリングの内容) 毎月または四半期毎に実施、うち年1回頭数等の現地確認実施。 (モニタリングの実施機関) 畜産協会、評価会社 (モニタリングに係る経費負担者) 債務者	(モニタリングの内容) 頭数増減、異常の有無を家畜共済台帳により毎月確認。 (モニタリングの実施機関) 営業店職員による立入確認(年最低1回)、乳牛評価基準テーブルシートを利用して実施。 (モニタリングに係る経費負担者) 銀行	(モニタリングの内容) 牛の個体識別データを基準とした動態(個体数の増減等)管理、飼養管理状況等の定期的な確認。 (モニタリングの実施機関) 畜産協会、畜産の専門農協 (モニタリングに係る経費負担者) 債務者
18	モニタリング分析結果等の取扱いについて	・分析結果については事業者へフィードバックしていない。 ・分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点は特になし。	・分析結果については事業者へフィードバックしている。また、分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついている。 ・分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点は特になし。	・分析結果については事業者へフィードバックしている。また、分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついている。 ・分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点は特になし。
19	畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分のルールの有無等について	○畜産担保換価処分の実績の有無 これまで畜産担保換価処分の実績はない。 ○畜産担保換価処分のルールの有無 畜産担保換価処分のルールは定めていない。 具体的には、酪農の専門農協と処分委託契約を締結し、デフォルト時の担保処分を委託する内容になっている。処分委託契約には、担保乳牛の転売、売却までの飼養管理代行に関する事項等が記されている(組合管内近隣農家への転売、市場に出荷したり(廃用牛については屠場へ出荷)、子牛がいる場合は育成農家へ転売等)。 酪農の専門農協同組合の組合員以外の者の場合については、酪農の専門農協に依頼するケースもあると考えられるが、特に取り決めは行っていない。一般の不動産の場合と同様にケースバイケースで対応していくこととなる。	○畜産担保換価処分の実績の有無 これまで畜産担保換価処分の実績はない。 ○畜産担保換価処分のルールの有無 畜産担保換価処分のルールは定めていない。 具体的には、酪農の専門農協と処分委託契約を締結し、デフォルト時の担保処分を委託する内容になっている。処分委託契約には、担保乳牛の転売、売却までの飼養管理代行に関する事項等が記されている(組合管内近隣農家への転売、市場に出荷したり(廃用牛については屠場へ出荷)、子牛がいる場合は育成農家へ転売等)。 酪農の専門農協同組合の組合員以外の者の場合については、酪農の専門農協に依頼するケースもあると考えられるが、特に取り決めは行っていない。一般の不動産の場合と同様にケースバイケースで対応していくこととなる。	○畜産担保換価処分の実績の有無 これまで畜産担保換価処分の実績はない。 ○畜産担保換価処分のルールの有無 畜産担保換価処分のルールは定めている。
20	ABLによる融資手法の今後の予想について	金融機関としては担保・保証に依存しない融資審査を行って、担保有無によって判断が変化しやすい可能性がある。 このため、これまで同様に大きく増加することはないとと思われる。	特にコメントなし	地元JAの理解や協力体制等が構築されれば、拡大する余地はある。 (地元JAの理解や協力体制等がなければ、大幅な増加は見込めない。)
21	その他	-	-	-

参考① 「畜産ABL融資」に関する8融資機関の対応状況等について (2)

	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	
1	調査項目 / 金融機関名 畜産全体に対する金融機関の融資スタンス等について	○県では、ブランド牛を市場に1,500頭出荷することを目標とし、その関連で肉用牛を対象に積極的に融資している。 肉用牛のみを対象としている理由は、県の1,500頭出荷体制の目標支援のほか、肉用牛には個体識別番号がついているので管理しやすいことである。 (融資のスタンス) 融資に関しては、建物等施設整備については日本政策金融公庫のスーパーL資金及び農業近代化資金で、運転資金については畜産ABLで対応というのが基本的な融資のスタンスである。 畜産ABL以外での運転資金の融資もあるが、借入希望者から借入相談があれば対応していくという自然体で対応している。	○肉牛部会員は20名(全て肥育牛関係者)である。 令和2年度末の畜産関係への融資は、貸付件数23件、融資残高111百万円となっており、その多くが素牛導入のための資金である。貸付件数23件のうち畜産ABL案件は2件で融資残高は12百万円である。 この中には、令和2年度にコロナの影響で枝肉相場が下がったため、運転資金確保対策資金として当支店が融資したのも含まれている。 近年の融資状況はコロナ対策のような特殊事情を除けばほぼ横ばいである。 畜産関係の販売高は842百万円で農協販売全体の8%を占めており、力を入れている事業(部門)である。なかでも肉牛はブランド化を進めており華のある部門ととらえている。 (融資のスタンス) 畜産経営の発展、改善には、素牛導入、飼料代に多額の資金が必要である。過去に経営者が亡くなり後継者が後を継いだ、亡くなられてバタバタ状態だったため素牛の導入ができずに経営が傾いた事例があった。コンスタントに素牛導入ができるようにすることが必要と認識している。このことから、農協としては畜産農家に対し積極的に融資を推進していくこととしている。	○令和2年度末の農業関係への貸出金残高は約41億円で、うち畜産関係は約22億円と酪農)に対する貸出金残高は約22億円となっている。 令和2年度の受託販売取扱高は約102億円で、うち畜産物の受託販売取扱高は約41億円となっている。 (融資のスタンス) 農家は圧倒的に耕種農家が多く畜産農家は12戸。畜産経営の内訳は繁殖・肥育・買経営もあるが大半は肥育経営。肥育素牛導入に伴う融資(農業近代化資金等)については、畜産ABLを活用していくこととしている。 なお、令和2年度末の畜産ABLの取扱高は、貸付件数は61件で貸出金残高は1,350百万円となっている。	○令和2年度末の農業関係への貸出金残高は約20億円であり、うち畜産関係は6.5億円となっている。 また、畜産ABLの貸付状況は11件、6.7億円(元年度)となっている。 農協管内の畜産農家数は20戸であり経営形態は肥育農家4戸、繁殖農家16戸となっている。畜産農家は一部兼業農家もあるが、ほぼ専業農家である。農協管内の畜産農家の推移は経営規模の小さい繁殖農家は廃業したところもあるが、最近では全体としてあまり変わらない状況にある。 10年前位に畜特資金等を借入れた者が多く、まだ残高が残っている状況にある。畜産農家に対する最近の融資状況を見ると、融資がほとんど出ていない現状にある。 その理由は、 ①畜特資金借入者は、新たな投資は原則できないこと、 ②近年畜産農家は経営成績も良く自己資金に余裕があること。 等が要因と考えられる。 (融資のスタンス) 管内の畜産農家は成績の良い農家が多いので、計画を作成し積極的に対応していきたいと考えている。なお、畜産ABLの取扱については、運転資金(導入資金)は畜産ABLで対応し牛舎等の建設は農業近代化資金等で対応することとしている。

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
2	<p>○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 ABL一般に係る取扱いに関する内部規程は定めているが、畜産ABLの取扱いに関する内部規程は特に定めていない。 内部規程に整備されている事項としては、取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認、評価手法に関する取り決め確認等である。 畜産ABLの取扱いに関する内部規程は定めていないが、ABL一般に係る取扱いに関する内部規程を準用することとしている。</p>	<p>○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABLの取扱い(ルール、制約等)は定めている。 要項で定めている内容は、取得する担保物件の対象範囲、家畜の評価手法、モニタリングの実施方法、デフォルト時における担保の換価の方法等である。 具体的には、 ・取得する担保物件の対象範囲については、要項上は動産担保としているが、現状は肥育牛、豚、繁殖牛だけを対象とすると内規で定めている。 ・家畜の評価手法については、導入と出荷のそれぞれ直近1年位の単価を基にした簡便な方法によっている。 また、畜産ABLという新しい取組みであるため、安全性を重視し、そこに掛け目50%を乗じている。 ・モニタリング実施方法については、四半期ごとに現地調査を実施することとしている。 また、トレーサビリティのデータを使用することにより現時点の頭数がわかるようにしている。このほか、要項にはないが、販売事業担当、指導部門担当が週に1回、少なくとも月に2回程度は畜産農家に異変等があれば直ぐに報告をもらえるようになっている。 ・デフォルト時における担保の換価の方法等については、農協は販売事業も行っているため、畜産農家が出荷している市場に農協名義で出荷し、代金を回収することを想定している。 また、場合によっては他の畜産経営者に委託して出荷時期まで育ててもらったことも想定している。</p>	<p>○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABLの取扱い(ルール、制約等)に関する内部規程は定めていないが、農協は畜産ABL利用者と譲渡担保契約を締結している。その契約書の中で期限の利益に関すること、対処方法等を表記している。 畜産ABLの譲渡担保契約の内容は、一般の融資の場合とほぼ同様の内容であるが、畜産ABLの場合は、譲渡担保契約の中に担保の設定、どのような基準の担保を設定するか、期限の利益に関すること、処分の方法等を記載しているところ。 なお、牛の評価については、導入価格+（肥育日数×飼料供給料）等で行っている。</p>	<p>○畜産ABLの取扱いに関する内部規程について。 畜産ABLの取扱い(ルール、制約等)に関する内部規程は定めていないが、譲渡担保契約は締結しており、その中で取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認等は記しており、確定日付けも取るようにしている。 また、畜舎等には明認方法をとっているが、家畜の評価に関する取り決めの確認、モニタリング実施方法に関する取り決めの確認、デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めの確認等については記していない。 家畜の評価に関しては、肥育の場合は、素牛導入代金+日数に応じて評価を上げていくという方法をとっている(生産費用(肥育期間×1日当たり飼料代等))。 なお、担保評価に関しては、安全性を考慮した掛け目はみておらず100%でみている。</p>

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
3	<p>貸付案件について畜産ABL案件として取扱う判断基準は特に定めていない。 畜産ABLとして取扱うかどうかは個別判断となる。一般的には事前協議書類が支店から本店に送付され、この案件については担保が必要か、担保は取れないのか等を議論して最終的には畜産ABLで対応しようということになるが、県内の場合、牛舎のある場所はその放牧場の一角を無償で借りているところが多く、土地は賃貸で建物は仮に登記しても担保評価はさほど出でこない。となると、畜産ABLで対応したほうが良いのではという判断になってくる。 また、この者にはABLで対応しても大丈夫だと判断する材料としては経営実績も見ることが、将来性を考慮して融資している案件の方が多い。</p>	<p>貸付案件について畜産ABL案件として取扱う判断基準は特に定めていない。 畜産ABLとして取扱うかどうかは個別判断となる。 畜産ABLは現在2件取り扱っているが、1件は後継者が正式に就農し、新しく畜舎を増設することにも、肥育牛も増やす計画を立てていたため、今後の資金繰りについて畜産ABLを利用すると案になり経営に専念する旨を説明したケース。 もう1件は、農業近代化資金を2年に1回程度必ず利用していた者で、安定的な導入資金が必要だと思われたので、畜産ABLならスムーズに対応できる旨を説明したケース。 また、優良経営であることも条件である。このため、損益が赤字の人には貸しづら。</p>	<p>貸付案件について畜産ABLとして取扱う場合の判断基準は定めている。 肥育素牛導入については、原則、畜産ABLで取扱うことになっており、肥育素牛を導入する資金(農業近代化資金等)の保証を得る為には「譲渡担保の設定」という農業信用基金協会の保証条件が付されているので、肥育導入に伴う資金については必然的に譲渡担保設定が発生することになっている。 プロパー資金による融資についても、農業信用基金協会の保証は付けないが担保としては取ろうということで譲渡担保契約を締結している。</p>	<p>貸付案件について畜産ABLとして取扱う場合の判断基準は定めている。 牛の導入資金のみ畜産ABL案件として取扱うこととしている。 畜産ABLについては、当座貸越(プロパー資金)制度とし、貸越枠を確保しておいて畜産農家が利用しやすいようにしている。</p>
4	<p>畜産ABL取扱い開始時期について 平成28年から</p>	<p>平成30年10月から。</p>	<p>平成29年から</p>	<p>平成28年から。</p>
5	<p>畜産ABLを取扱うこととなったきっかけ・経緯等について</p>	<p>肥育牛導入においては、これまで農業近代化資金の利用が大半であったが、農業近代化資金は融資審査に2か月程度かかったり貸付限度額も個人1,800万円と低いなど自由度が低かった。 畜産経営には肥育牛導入代や飼料代への対応も必要なため、農協から利用者に案内(持ちかけた)したものである。 なお、農協として畜産ABLを取扱ってはどうかという提案をしたのは、担当者レベルからで農家のためになるとの考えからである。畜産ABLの創設について、動産を担保にするというところで理事会等で説明(稟議決裁)したが、特に反対等の議論はなかった。しかし畜産ABLの仕組み、動産を担保とすることの問題点、リスクの問題点等の資料はかなりの作成、提供した。</p>	<p>肥育牛導入については、元々預託事業で行っていたが預託事業に係る金利相対分が高く農業者に負担がかかっていた状況であった。 このため、農業近代化資金制度を活用することとしたが、同資金の担保の関係において畜産ABLの検討を行い、導入を決定した。預託事業で行っていた時も担保は徴求していたが、明確に譲渡担保設定までは行っていなかった。貸付限度額については、250万円円までは農業近代化資金と県和牛事業を活用し、250万円円を超える部分については農協の預託で対応することとなった。 平成29年から取扱いが始まったのは、農協内部から畜産農家の負担軽減が必要との声が上がったもの。</p>	<p>JANバンクにおいて「ABL対応型資金」が創設され、農業信用基金協会の保証付きで取扱うようになったことによる。 農協内で畜産ABLを取扱うこととなったきっかけは、農協の債権対策課(畜特資金も関与)が畜産経営の状況から畜産農家の助けになればと思ってABLを推進したもので、取扱いに当たっては、当初、畜産農家に集まって貰い説明会を開催し、畜産ABLを利用しませんかとの問いかけ等から始めた。農家の反成としては家畜を担保に融資を受けられるは助かるという意見が出た。 畜産ABLの取扱い以前はプロパー資金(基金協会の保証)を利用していた。 畜産ABLを取扱うことについては、基金協会保証が付いていることもあり農協内部(役員等)から反対意見等は出なかった。</p>

	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
5	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLを取扱 うこととなった きっかけ・経緯等 について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLを取扱 うこととなった きっかけ・経緯等 について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLを取扱 うこととなった きっかけ・経緯等 について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLを取扱 うこととなった きっかけ・経緯等 について
6	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について

	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
6	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について	調査項目 / 金融機関名 畜産ABLの取扱 開始までに行った 準備等について
7	調査項目 / 金融機関名 ABLの担当職員 数等について	調査項目 / 金融機関名 ABLの担当職員 数等について	調査項目 / 金融機関名 ABLの担当職員 数等について	調査項目 / 金融機関名 ABLの担当職員 数等について
8	調査項目 / 金融機関名 近年のABLの貸 付状況について (貸付件数・貸 付実行額、最近 の状況)	調査項目 / 金融機関名 近年のABLの貸 付状況について (貸付件数・貸 付実行額、最近 の状況)	調査項目 / 金融機関名 近年のABLの貸 付状況について (貸付件数・貸 付実行額、最近 の状況)	調査項目 / 金融機関名 近年のABLの貸 付状況について (貸付件数・貸 付実行額、最近 の状況)

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
9 畜産ABL融資を進めたものの借りに繋がらなかったケースの無について	借りに繋がらなかったケースはない。	借りに繋がらなかったケースがある。 畜産ABL融資を提案したものの借りに繋がらなかったケースとしては、 ①経営主が資金繰りに困っていないとして断られたケース、 ②死亡頭数が多く利益が全くとってないため、畜産ABLを利用して安定的に増頭するよりも頭数を絞って管理を強化していった方がよいと判断して農協側から断ったケースがある。	借りに繋がらなかったケースはない。	借りに繋がらなかったケースはない。
10 畜産ABLの融資期間、融資実行までの期間等について	(融資期間) 当座貸越であることから融資期間はない。 当座貸越枠の設定は個別対応となるが、3千万円～1億5千万円程度となっている。(借入申込みから融資実行までの期間) 相談から融資実行までの期間としては半年程度かかるものもあるが、借入申込みから融資実行までの期間は約1ヶ月程度である。	(融資期間) 特別当座貸越制度により融通(1年更新) ○借入申込みから融資実行までの期間 約1か月程度	(融資期間) 平均2年6ヶ月(素牛導入から出荷までの期間)について余裕を持った最長期間 (借入申込みから融資実行までの期間) 約2ヶ月(農業近代化資金を活用していることから県の利子補給承認等に係る期間)	(融資期間) 1年更新(当座貸越のため)。 (借入申込みから融資実行までの期間) 2～3ヶ月程度
11 畜産ABLの融資機関内の審査状況について	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 関係部署(合議力所)が増えるとともに決裁を得るランクが上がる。畜産ABLの場合、肉用牛は担保として見えない(添え担保)ので無担保扱いとなっている。このため、ほとんどは役員決裁となっている。 また、審査とは異なるが、手続面において管理委託先の選定、調整(打合せ・契約)に時間を要する。なお、ABL一般では関係書類の作成が多い。 (その他)融資限度額の設定について 融資先の限度額の設定については、その者の頭数(将来計画)をみて設定することになる。 例えば、繁殖経営であれば、何年間でどれだけの運転資金が必要か、肥育であれば実際お金が回っていくのに何年かかるか等を見ている。	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 他の資金と比較した場合、関係書類の徴求が増える。具体的には、販売実績に関するデータ、素牛導入に関するデータ、トレーサビリティデータである。 畜産ABLだから稟議の関係部署が増えるか、決裁ランクが上がるといふようなことはない。きちんと管理ができていければ逆にリスクは減るのではないかと思っている。	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 畜産ABLだからということと特に他の資金の審査と異なる点はない。	他の資金と比較した融資機関内の審査について。 他の資金と比較した場合、 ・融資金額(当座貸越枠)が大きいため ・審査に時間がかかる。 ・棚卸関係の帳票や導入・販売に関する帳票等を添付するため、関係書類の徴求が多くなる。

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
11 畜産ABLの融資機関内の審査状況について	また、運転資金については農業近代化資金でも対応可能なため、必要運転資金のうち農業近代化資金対応で足りない部分は畜産ABLで対応するような形態をとっている(これにより運転資金必要額は100%対応可能)。 (金利面・融資期間面) 他の資金と差はない。 (実地確認・モニタリング面) 信用金庫が四半期ごとの実地調査を実施。 (報告面) 毎月管理委託会社から在庫頭数報告を受けている。	(金利面) 金利面で特に他の資金と差はない。 農業関係資金については農林中央金庫から3年間1%の利子補給が措置されている。 畜産ABLについても特別当座貸越が更新されれば1%利子補給措置が適用される。(融資期間面) 特別当座貸越制度により融通のため更新が必要。 (実地確認・モニタリング面) 不動産担保の場合は年3回であるが畜産ABLの場合は年4回実施。 (報告事項面) 年4回の報告で導入・出荷、期末頭数に關しては、これらのデータは農協側でも把握できる(現在の対象者は農協へ全量出荷のため)。 (自家繁殖を除き農協で把握できるので双方ですり合わせるイメージ)	貸付条件等(金利、融資期間、モニタリング、報告事項等)で他の資金と差はない。ただし、頭数確認については、9月及び3月の決算期に信用部門担当者が畜産農家にアウト向き、譲渡担保の頭数(個体登録管理表等)と実際の飼育頭数が合致しているかを確認している。 また、頭数に見合う金額を融資しているのて、1頭でも死んだ場合は、その分(導入価格)を繰上償還させる契約を結んでいる。 県の農業近代化資金の取扱いでは死亡、出荷等の状況については、毎月県に報告義務が生じているのでその報告を買っている。	(金利面) 営農ローン利用、カードローン利用等、利用するものによって適用金利は分かれているが、畜産ABLの利用については、牛という担保があること、また、農家の負担を考え、当座貸越の資金としては低い金利を適用している。 金利設定は農協独自の設定であり他からの金利助成はない。 (融資期間面) 融資期間は1年としているが、毎年審査(新規実行と同様に成績表の確認などにより更新して良いかを審査(審査は融資部門・基金協会))して更新をしているので、長く利用可能となっている。 (実地確認・モニタリング面) データとしては県独自のシステムデータにより都度確認が可能。半期に1度畜産課が現地確認を行っている。 (報告事項面) 年に1度、当座貸越更新の際に状況を確認するが、それ以外はほとんど畜産課への確認で済ませている。 (その他) 基金協会保証に付すことが融資条件になっている。
12 畜産ABLの貸付条件等(貸付金利等他の資金との比較)について	(金利面・融資期間面) 他の資金と差はない。 (実地確認・モニタリング面) 信用金庫が四半期ごとの実地調査を実施。 (報告面) 毎月管理委託会社から在庫頭数報告を受けている。	(金利面) 金利面で特に他の資金と差はない。 農業関係資金については農林中央金庫から3年間1%の利子補給が措置されている。 畜産ABLについても特別当座貸越が更新されれば1%利子補給措置が適用される。(融資期間面) 特別当座貸越制度により融通のため更新が必要。 (実地確認・モニタリング面) 不動産担保の場合は年3回であるが畜産ABLの場合は年4回実施。 (報告事項面) 年4回の報告で導入・出荷、期末頭数に關しては、これらのデータは農協側でも把握できる(現在の対象者は農協へ全量出荷のため)。 (自家繁殖を除き農協で把握できるので双方ですり合わせるイメージ)	貸付条件等(金利、融資期間、モニタリング、報告事項等)で他の資金と差はない。ただし、頭数確認については、9月及び3月の決算期に信用部門担当者が畜産農家にアウト向き、譲渡担保の頭数(個体登録管理表等)と実際の飼育頭数が合致しているかを確認している。 また、頭数に見合う金額を融資しているのて、1頭でも死んだ場合は、その分(導入価格)を繰上償還させる契約を結んでいる。 県の農業近代化資金の取扱いでは死亡、出荷等の状況については、毎月県に報告義務が生じているのでその報告を買っている。	(金利面) 営農ローン利用、カードローン利用等、利用するものによって適用金利は分かれているが、畜産ABLの利用については、牛という担保があること、また、農家の負担を考え、当座貸越の資金としては低い金利を適用している。 金利設定は農協独自の設定であり他からの金利助成はない。 (融資期間面) 融資期間は1年としているが、毎年審査(新規実行と同様に成績表の確認などにより更新して良いかを審査(審査は融資部門・基金協会))して更新をしているので、長く利用可能となっている。 (実地確認・モニタリング面) データとしては県独自のシステムデータにより都度確認が可能。半期に1度畜産課が現地確認を行っている。 (報告事項面) 年に1度、当座貸越更新の際に状況を確認するが、それ以外はほとんど畜産課への確認で済ませている。 (その他) 基金協会保証に付すことが融資条件になっている。
13 畜産ABLの担保(牛、豚等)の内容について(棚卸資産、売却権、車両機設備)	(棚卸資産) 繁殖牛、肥育牛	(棚卸資産) 肥育牛、繁殖牛	(棚卸資産) 肥育牛	(棚卸資産) 肥育牛

	調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
14	家畜などの資産 に基づく融資をし た事例の有無に ついて	ない。	ない。	ない。	ない。
15	取得した担保の 対抗要件具備に ついて(確定日 付のある証書に よる通知又は承 諾、債権(動産) 譲渡、登記、占 有改定など)	取得した担保の対抗要件具備については、 登記という原則的な対応方針を決めている。 登記によって第三者対抗要件を備えるとい う形をとっている。 (融資機関としては取れる措置を最大限行う こととしている。)	取得した担保の対抗要件具備については、 対象の2件がたまたま個人であったため、占 有改定の方法をとったものである。法人の場 合は登記と決定している。 (その他) 全ての畜舎内の家畜を動産担保として徴求 し、明認方法により対抗要件を措置。 トータルで頭数だけ把握していは十分な 保全能力はあるのではないかと判断している ところ。また、現在は、現地調査において は頭数確認の外、牛の健康状態、畜舎がき ちんと整理されているか等の飼育管理状況を よく観察しているところ。	担保については、譲渡担保契約書上は占 有権は農協にあることを表記しているが、登 記もしていないし、確定日付も取っていない。 また、明認方法もとっていない。 このため、万が一の対応としては、個体 識別番号まで含めた形で担保目録を作ってお り、もし決算期に棚卸をして牛がいなかった 場合には、その分を繰上償還させるとともに、 いなくないかどと考えている。 登記も検討したが、上期、下期の年2回の 融資をしているため、仮に登記をするとして も費用がかかるし手間暇もかかる。また、明 認方法として看板を掲げてもよいかなどと思っ たが、実際そうしたからといって、それを権 利行使するということが、なかなか考えがた いということも導入を見送った経緯がある。 今後、事故の発生や不明の牛が発生した からといって担保保全するために登記をしよ うという考えには移行しないのではないかと 考えている。	取得した担保の対抗要件具備については 占有改定の方法をとっている。 畜産ABL利用者には法人もあるが登記はし ていない。登記をしなくても一般的には問題 はないと考えている。 なお、譲渡担保契約締結の確定日付けは 取っており、また、畜舎等には明認方法をとっ ている。
16	畜産ABLの担保 (牛、豚等)の 取扱い(一般担 保として取り扱っ ているか、いな い等)について	一般担保として取り扱っていない。 その理由は、 ①モニタリングさえしえれば添え担保でも 十分であり、一般担保化する必要がない。 ②一般担保化すると、担保保全できたとの安 心感が生まれ、モニタリングの意識等が薄 れる懸念がある。 等からである。	優良保証を付していることから、一般担保 として取り扱っている。 一般担保として取扱うことについては畜産 ABLの要項の中で担保評価は自己査定 の担保評価と目線を合わせてやるよう定め てあり、また、自己査定における担保評価マニ アルでも動産担保については一般担保が認め られている。	当初から一般担保として取扱っている。 その理由は、貸倒引当金に計上でき財務 上の効果が大さいためである。	当初から一般担保として取扱っている。 根担保として徴求しており、余った分を他 債務(購買未収金に充てたりアロバー資金に 充てたり)に充当できるようにしている。

	調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
17	畜産ABLのモニ タリングについ て(モニタリング の内容、実施機 関、経費負担者 等)	金融機関がなぜ担保を取るかというと、万 が一の時のためであり、出口さえしっかり していれば添え担保でも十分と思っ ている。 金融機関としては、一般担保化すること もあるだろうが、当金庫としては、評価の方法 が未開発であり、今のところ費用と時間をか けて評価の方法を確立する予定はない。	(その他) ①貸倒率については、農協はそれほど多くの 業種に貸付けているわけではないので、業 種別の個別の貸倒率、デフォルト率を算出 している訳では無く、過去実績に基づいて 全ての融資案件トータルの貸倒率を算出し ている。一般貸倒率を適用し、経営が悪く なれば個別引当でとなるが、基金協会の保 証を付しているので引当はしていない。 ②畜産ABLの仕組みは、JAバンクにおいて ABLに関する標準的な手法が示されている。 その仕組みの中で県内では農業信用基金協 会の保証を付すことが条件になっている。	(モニタリングの内容、実施機関) 農業近代化資金の融資に係る報告をモニタ リングと捉えた場合には、毎月、頭数に係る 報告をもらっている。年に2回の決算期(9月・ 3月)には現地に行つて頭数確認を融資機 関自らが行っている。 なお、畜産農家の経営が悪くなれば、畜 産部が経営状況、収支まで含めて指導するこ とになっている。 (モニタリングに係る経費負担者) 農協	(モニタリングの内容) 導入・販売・棚卸の確認 (モニタリングの実施機関) 農協(畜産課) (モニタリングに係る経費負担者) 農協(畜産課) 畜産課の指導・販売等の事業の一環として 畜産農家を回るのに必要な経費として捉えて いることから、貸付金利には上乗せされてい ない。
18	モニタリング分析 結果等の取扱い について	畜産ABLに関してモニタリングの結果から 経営分析までは行っていない。事業者への フィードバックも行っていない。	分析結果については事業者にフィードバック はしていない。 指導担当者が月に数回農家に行っており、 その折りに十分話をしているため。	分析結果については事業者にフィードバック していない。 畜産農家から分析結果を教えてほしいと言 われることもあるが、基本的には農協から、 「今の成績はこんな感じですよ」とお知らせ せずすることになっている。具体的には金融課 から伝えており、畜産課は補助的な立場で 技術的なアドバイスをしている。両課が連携 をとって行っている。	分析結果については事業者へフィードバック している。 畜産農家から分析結果を教えてほしいと言 われることもあるが、基本的には農協から、 「今の成績はこんな感じですよ」とお知らせ せずすることになっている。具体的には金融課 から伝えており、畜産課は補助的な立場で 技術的なアドバイスをしている。両課が連携 をとって行っている。

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
18 モニタリング分析 結果等の取扱い について				分析結果は県独自のシステムデータに基づいてモニタリングを行ったものであり、農家への分析結果のフィードバックについては、県独自のシステムの中で分析した内容のものである。 畜産ABL利用者の平均肥育頭数は300頭規模であり、データがあれば集約も簡単なことから県独自のシステムデータを活用している。 ・分析結果のフィードバックにより経営改善に結びつけていると考えている。 ・分析結果を事業者へフィードバックすることについては特に問題点はない。
19 畜産担保価値処分の実績、畜産担保価値処分のルールの有無等について	○畜産担保価値処分の実績の有無 これまで畜産担保価値処分の実績はない。 ○畜産担保価値処分のルールの有無 ・畜産担保価値処分のルールは定められている。 ・具体的には、畜産ABL契約先でデフォルト時の飼養牛処分・換金の協定を結んでいる。(信用金庫、管理委託会社、畜産業者の三者協定)。	○畜産担保価値処分の実績の有無 これまで畜産担保価値処分の実績はない。 ○畜産担保価値処分のルールの有無 畜産ABLについての換価処分時のルールは定めていないが、デフォルトが発生した場合には市場に出荷する、あるいは他の組合員に出荷するまで飼育してもらおう等の方法を想定している。 今後、事例があった場合、その中でケースバイケースで対応しながら定めていくことになるものと考えている。	○畜産担保価値処分の実績の有無 これまで畜産担保価値処分の実績はない。 ○畜産担保価値処分のルールの有無 畜産ABLについての換価処分時のルールは定めていないが、畜産全般に係る廃業スキームは定めている。具体的には、畜産部門との連携により、子会社(養豚と子牛の生産を行っている)を活用した組織内独自の経営継承支援(飼育委託)スキームである。	○畜産担保価値処分の実績の有無 これまで畜産担保価値処分の実績はない。 ○畜産担保価値処分のルールの有無 も、デフォルト案件が出てきた場合には、市場に出荷するか、受入可能な農家に受入れて貰うかのどちらかになると思うが、どちらにするかは決めていない。 その時に受入れてくれる農家があればお願したいと思うが、受入れが難しければ出荷の方法しかない。 受入可能な農家がいても、買い取って貰えるのか、飼養管理だけして貰うのかについても、その時に相手方と相談して決めることになるものと思慮。
20 ABLによる融資 手法の今後の予想について	畜産ABLの取扱いについては、肉用牛のみとしていることから今後も変わらないと考えている。	伸びると思われる。 令和2年のコロナの影響時に枝肉価格がかなり下落し、収支が逆転となった時にコロナの対策資金がセーフティネットとして機能した部分があった。この時の資金繰りでかなり助かったと声をかけていただいた。	現在の融資額は維持されていくものと思われる。	導入資金として積極的に活用していただいていることから、増頭等の規模拡大から経営形態の変化等にも柔軟に対応できるので、今後も積極的に利用を勧めていきたい。

調査項目 / 金融機関名	E 信用金庫 (北陸・東海地区管内)	F 農業協同組合 (北海道・東北・関東地区管内)	G 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)	H 農業協同組合 (九州・沖縄地区管内)
20 ABLによる融資 手法の今後の予想について		このようことから、今後ともコロナの影響以外でも先行きが不安定な状況の中では、設定された融資枠の範囲内で融資が即座にできる商品として利用がかなり高まっていくものと考えている。		
21 その他		①当該農協における畜産ABLの売りについて。 融資のスピード。1度特別当座貸越契約を結ぶと更新することにより即日融資が可能。 ②モニタリング 農協からモニタリング結果のフィードバックはしていないが、ABL農家から学んだことを別の畜産農家に指導することがある。例えばは死亡頭数が多い場合、関係者間で協議し、場合によっては規模縮小の検討等を促す等、畜産農家全般的な指導につながっていると思っている。	○スキームを作るに際し、苦勞した点等 農林中金、農業信用基金協会と相談しながらスキームを作ったが、どこまでの条件を具備すれば良いのかということに苦心した。実際事故が起こったら、組合員なので訴訟にはならないと思うがどこまで権利行使ができるのかが疑問。今、締結している契約の内容はアバウトに組んでいる。	

参考② 「畜産ABL融資」の13利用者の状況等について(1)

番号	項目	(利用者(有)A畜産)	(利用者B)	(利用者(株)C牧場)	(利用者D)	(利用者(合)E繁殖センター)
	経営方針	・ホル素牛導入、肥育販売 ・交雑素牛導入、肥育販売	良質な生乳の生産を行い、規模を拡大していく	・生産性向上とコスト削減を外的要因に耐えうる経営体質をつくる。 ・コンプライアンスを遵守し安心安全な豚肉を生産する。 ・社員を社会人として地域に必要とされる人材に育成する。 ・適正な糞尿処理を行い良質の有機肥料を供給する。	和牛・交雑繁殖	・県のブランド牛出荷体制支援の一貫としての生産基盤安定に貢献する。 ・飼料、繁殖共に「地物」としてのブランド力を高める。
1-①	近年の経営状況(経営規模・飼養規模等)	・年間出荷頭数387頭 肥育牛621頭、牧草地200ha	・乳用牛70頭、育成牛50頭 牧草地12ha	・年間出荷頭数 112,720頭 母豚4,836頭(3年9月末現在)	・年間出荷頭数 肉専雄雌計38頭 繁殖牛72頭	3年の年間出荷頭数は15頭から20頭、4年は40頭から45頭予定している。 繁殖の親牛は徐々に増やしてきており現在59頭である。 相飼料関係については、牧草地13haの委託(借入れ)を受けており、WCS6.5ha、スーダン・イタリアン5.5haを栽培している。
1-②	従事者数	4人	4人	112人(豚82名)	3人	飼育2人(常勤)
2	現在の畜産経営のために必要な資金等の調達先	・日本政策金融公庫 ・銀行	・農協 ・銀行	・銀行	・銀行 ・信用金庫 ・日本政策金融公庫	・信用金庫
3	ABLに取組む(借入れる)までの融資機関への担保提供状況	・畜舎、敷地、草地等を担保提供していた。	・これまで特に担保提供は求められていない。	・家畜等の動産担保以外はほぼ担保提供していた。	・住宅等のほか、畜舎、草地等を担保提供していた。	・これまで特に担保提供は求められていない。
4	調達された借入金額及び資金使途	・資金使途 牛の導入資金及び運転資金	・資金使途 運転資金(飼料仕入・諸経費支払い)	・資金使途 運転資金	・資金使途 旧格納庫の牛舎への改築、新格納庫建設	・資金使途 長期経常運転資金(当座貸越)
5	畜産ABLという融資手法があることをどのようにして知ったか	・金融機関から聞いたことがあった。 ・家畜商業協同組合から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	クラスター事業も含め、このような資金があると言ったことを、金融機関から聞いた。

番号	項目	(利用者(有)A畜産)	(利用者B)	(利用者(株)C牧場)	(利用者D)	(利用者(合)E繁殖センター)
6	畜産ABLという融資手法を利用するようになったきっかけ	家畜商業協同組合から聞いていたこともあるが、日本政策金融公庫の資金を利用して新たに牛舎を建設している様子を見ていた銀行の担当者から、運転資金等でお役に立てることはありませんかと話しかけられたことによる。	借入相談に行ったらときに金融機関から勧められた。	借入相談に行ったらときに金融機関から勧められた。	金融機関から勧められた。	借入相談に行ったら時にクラスター事業も含め、このような資金があると言ったことを、金融機関から聞き、勧められた。
7	畜産ABLを借り入れるまでにかかったおおよその期間	・相談～借入申込みまで 約30日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度	・相談～借入申込みまで 約60日間程度	・相談から借入申込みまで 約半年間程度 ・申込みから貸付決定まで 約半年間程度	・相談～借入申込みまで 約30日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度	・申込みから貸付決定まで 約20日間程度 ただし、相談～借入申込みまでについては、設備は農業近代化資金で対応しよう等の調整があり少し時間を要した。
8	融資決定までの他の資金と比べた貸付審査の状況	思っていたよりも短時間で融資を受けられた。	担保が不動産ではなかったのですがこのようなものかと思った。	思ったよりも審査に時間がかかった。	思っていたよりも短時間で融資を受けられた。	他の資金借入とほとんど変わらなかった。
9	ABLの利用における不動産等の担保との関係(既に担保に出している等)。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると言われたため。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると言われたため。	既に不動産等は担保に提供しており、新たに提供する不動産がなかった。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると言われたため。	提供する不動産はなかった。
10	提供している担保状況(牛・豚等生物、畜舎等(畜舎等の他に売却権も担保も聞いたことがあるか等))	牛等の生物のみである。	牛等の生物のみである。	牛・豚等の生物、畜舎等のほか売却権も担保提供している。	牛等の生物のみである。	牛(生物)のみである。

番号	項目	(利用者 (有) A畜産)	(利用者B)	(利用者 (株) C牧場)	(利用者D)	(利用者 (有) E繁殖センター)
11	モニタリングについて (報告事項・内容、報告回数、実地確認対応等について) ・実地確認の状況	①報告事項・内容について 飼養動向、成績集計表、在庫牛等一覧、出荷牛一覧表等 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、畜産協会から委託を受けた家畜商業協同組合担当者である。	①報告事項・内容について 共済台帳提出 (家畜共済) ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。	①報告事項・内容について 各部門の入金状況、売り上げ状況、月次試算表・肉豚出荷情報 (頭数、金額、格付) ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。	①報告事項・内容について 飼養牛の飼養動向、飼養牛の生産技術、成績集計表、在庫牛等一覧 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者以外の者である。	①報告事項・内容について ・直近四半期の出荷頭数、業況等 ・紙ベースで報告 (様式が定められている) ・報告することが借入条件になっているものではない。 ②報告回数について 四半期に1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは融資機関担当者のみである。
12	モニタリング後の結果等のフィードバックの状況	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリング後の結果等のフィードバックはない。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリング後の結果等はフィードバックされていない。 ・よく顔を合わせているので口頭でいろいろ話をしている。
13	畜産ABLを利用して良かった点	・モニタリングの結果を専門家評価・経営分析してフィードバックされ、経営の自身を評価してくれること が、経営者にとって参考になっている。 ・経営状況の変動を早期に把握するため、関係者への相談を早期に行うことが可能になっている。 ・これまで担保の関係で借りられないものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。	・公庫やJAに比べて資金借入までのスピードが速いのが良い。 また、繰り返し利用することで銀行からの信頼も高まってきていると感じている。 ・設備投資などの多額な資金はJAを通して金利の低い公庫資金を利用している。畜産ABLは金利は高いが運転資金として使えるなど、使分けができていた。 ・担保の関係で資金調達に苦労することも多かったが、金融機関側(銀行)からの勧めで畜産ABLを利用でき、画期的な金調達方法だと感じている。	・経営の状況を常にモニタリングされることで、金融機関も経営の状況を把握し、資金が必要な時期にスムーズに借入可能となっている。 ・不動産担保に余力がなかったにも拘わらず、安定的な資金調達が可能になり、規模拡大等が実現している。 ・モニタリングにより経営状況の变化を早期に自分でも把握でき、関係者への相談を早期に行うことができるようになった。	・やりたいと思っていたのできなかっただが格納庫の牛舎への改築及び新たな格納庫の建設が、畜産ABLで実現できている。 ・畜産協会によるモニタリング結果を金融機関も情報共有することで、自分の技術や能力を説明しやすくなっている。 ・モニタリングにより経営状況を自ら早期に把握できるため、問題が起きる前に関係者への相談や経営の見直しができるようになってきている。	・県産牛の出荷体制支援の一環として担保がない中で畜産ABLによって資金を調達でき、繁殖牛経営の円滑なスタートがされている。 ・資金調達方法の選択肢が広がり、設備関係は畜産クラスター事業のリース事業、運転資金は畜産ABLにより調達、と計画的な資金調達ができている。
14	畜産ABLを利用して不自由に感じている点	特に感じていない。	特に感じていない。	特に感じていない。	特に感じていない。	特に感じていない。

参考② 「畜産ABL融資」の13利用者の状況等について (2)

番号	項目	(利用者F)	(利用者G)	(利用者H)	(利用者 (有) I)	(利用者 (株) Jファーム)
1-①	経営方針 近年の経営状況 (経営規模・飼養規模等)	米麦畜産の複合経営と後継者の育成により経営の安定を図る。 ・年間出荷頭数 36頭 肥育牛 50～60頭 ※この他米、麦、飼料用米等栽培	品質管理、食品安全性の確保 ・年間出荷頭数 130頭 肥育牛 220～230頭 繁殖牛 7頭	黒毛和牛繁殖、育成 肉用牛 繁殖牛 47頭、牧草地 0.1ha	交雑初生導入素牛販売、黒毛和牛種一貫、ブラウン・ホルン雌廃用肥育 ・年間出荷頭数約2,300頭 交雑種初生導入販売 5～6割 黒毛和牛種初生販売 1割 ブラウン・ホルン雌廃用肥育 1割程度	生産性向上と規模拡大 ・常識を心がける ・年間出荷頭数 120～150頭 肥育牛 300頭
1-②	従事者数	3人	3人	2人	11人 ※繁殖・哺育・育成・肥育9名、販売1名、事務1名	4人
2	現在の畜産経営のために必要な資金等の調達先	・農協	・農協	・農協	・銀行 ・信用金庫 ・日本政策金融公庫	・農協 ・銀行 ・日本政策金融公庫
3	ABLに取組む(借入れる)までの融資機関への担保提供状況	・これまで特に担保提供は求められていない。	・住宅等のほか、畜舎、草地等も担保提供していた。	・家畜等の動産担保以外はほぼ担保提供していた。	・家畜等の動産担保以外は、畜舎、草地等ほぼ担保提供していた。	・住宅等のほか、畜舎、草地等も担保提供していた。
4	調達された借入金額及び資金使途	・資金使途 素牛導入	・資金使途 肥育素牛導入	・資金使途 牛導入	・資金使途 運転資金	・資金使途 運転資金 (当座貸越)
5	畜産ABLという融資手法があることをどのようにして知ったか	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	先代の社長時代から利用していたが、現在の社長となってから現在の銀行に切り替えた。	金融機関から聞いたことがあった。 ・担当税理士から聞いた。
6	畜産ABLという融資手法を利用するようになったきっかけ	借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。	借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。	自らABLを利用したいと申し込んだ。	借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。	借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。 ・担当税理士が農業分野に詳しく勧められた。
7	畜産ABLを借り入れるまでにかかったおおよその期間	・相談～借入申込みまで 約30日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約10日間程度	・相談～借入申込みまで 約10日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度	・相談～借入申込みまで 約60日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度	・相談～借入申込みまで 約300日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約60日間程度	・相談～借入申込みまで 約90日間程度
8	融資決定までの他の資金と比べた貸付審査の状況	思っていたよりも短時間で融資を受けられた。	思っていたよりも審査に時間がかかった。	他の資金借入とほとんど変わらなかった。	思っていたよりも短時間で融資を受けられた。	多少時間がかかった。

番号	項目	(利用者F)	(利用者G)	(利用者H)	(利用者(有)I)	(利用者(株)Jファーム)
9	ABLの利用における不動産等の担保との関係(既に担保に出している等)。	肥育牛のみ担保提供を求められた。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると云われた。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると云われた。	既に不動産等は担保に提供しており、新たに提供する不動産がなかった。	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると云われたため。
10	提供している担保状況(牛・豚等生物、畜舎等。(畜舎等の他に売掛債権も担保にとというような話も聞かされたことがあるか等)	牛等の生物のみである。	牛等の生物のみである。	牛等の生物のみである。	牛等の生物のみである。	牛等の生物のほか畜舎等も担保提供している。
11	モニタリングについて(報告事項・内容、報告回数、実地確認対応等について) ・実地確認の状況	①報告事項・内容について 現地調査のみ ②報告回数について 四半期に1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。	①報告事項・内容について 経営検討会 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。	①報告事項・内容について 飼養牛の飼養動向、飼養牛の生産技術、成績集計表、在庫牛等一覧 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、畜産協会から委託を受けた畜産農協担当者である。	①報告事項・内容について 飼養牛の飼養動向、飼養牛の生産技術、成績集計表、在庫牛等一覧 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。 ※ABLとは別に、税理士が飼養管理状況をデータ化。毎月確認実施、金融機関と情報共有している。	①報告事項・内容について ・現地飼養管理状況確認 ・共済台帳提出 ②報告回数について 年1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。 ※ABLとは別に、税理士が飼養管理状況をデータ化。毎月確認実施、金融機関と情報共有している。
12	モニタリング後の結果等のフィードバックの状況	・モニタリング後の結果等のフィードバックはない。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリング後の結果等のフィードバックはない。
13	畜産ABLを利用して良かった点	・以前の資金が毎月返済だったことに比べて、畜産ABLは肥育牛を担保にすることによって金利代金を払い、融資枠のように使えることから、資金繰りが楽になっている。	・従前の肥育牛経営は預託牛制度で行っていたが、農協からの提案を受けて畜産ABLに変わり、利息負担額が大幅に軽減されている。	・母牛を増やしたいと思っていたが、これまでは担保もなく資金調達できなかつたものが、畜産ABLで資金を調達でき規模拡大ができていく。	・畜産協会によるモニタリング結果について(有)Iとa銀行は毎月1回サーベイを受け、生産現場の情報を含めて経営全の状況を把握している。	・不動産等の担保余力がなくても借入れができるなど、安定的な資金調達が可能となっている。

番号	項目	(利用者F)	(利用者G)	(利用者H)	(利用者(有)I)	(利用者(株)Jファーム)
13	畜産ABLを利用して良かった点	・資金調達方法を畜産ABLに変えて、畜産経営のための資金調達ができるようになり、規模拡大、所得の増大につながり、また経営の改善に役立っている。	・不動産は担保提供済みであったが、畜産ABLの活用によりモニタリングによって経営を数値化してもらったことや経営の問題点を指摘してもらうことで信頼ができ、必要な時期に資金を借り入れることができるようになった。	・畜産ABLは、融資枠のようにより自由に使える感じが良い。 ・モニタリングの結果を経営検討会において、従事するH氏夫婦、農協及び出荷先の肥育経営(同級生が経営する「兄弟牧場」)などと課題点なども含めて情報共有し、経営の改善に役立っている。	・専門家から定期的な経営に関する指摘を受け、メインバンクにもそれが伝わり、課題に早く対処できることに役立っている。 ・自ら経営状況を把握し、金融機関も情報を共有できているので、資金が必要ない時期にスムーズに借入可能となっている。	・(上記の言い換えとも思われるが)これまで担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。
14	畜産ABLを利用して不自由に感じている点	特に感じない。	報告事項が多い。	特に感じない。	特に感じない。	特に感じない。

参考② 「畜産ABL融資」の13利用者の状況等について(3)

番号	項目	(利用者K)	(利用者L)	(利用者(有) M牧場)
	経営方針	増頭により所得の増大を図り名采の安定化を目指す。	品質管理の徹底	肥育と生産とバランス良く
1-①	近年の経営状況(経営規模・飼養規模等)	年間出荷頭数95頭 繁殖牛8頭、肥育牛160頭	年間出荷頭数120頭 肥育牛214頭	年間出荷頭数 肥育牛120頭、生産(子牛)50頭 肉用牛 繁殖牛70頭、肥育牛200頭、牧草地3.5ha
1-②	従事者数	3人	2人	4人
2	現在の畜産経営のために必要な資金等の調達先	・農協 ・日本政策金融公庫	・農協	・農協
3	ABLに取組む(借入れる)までの融資機関への担保提供状況	・これまで特に担保提供は求められていない。	・住宅等のほか、畜舎、草地等を担保提供していた	・家畜等も含めほぼ担保提供しており、これ以上担保提供するものがなかった。
4	調達された借入金額及び資金使途	・資金使途 素牛導入、運転資金	・資金使途 肥育素牛導入	・資金使途 素牛導入
5	畜産ABLという融資手法があることをどのようにして知ったか	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。	金融機関から聞いたことがあった。
6	畜産ABLという融資手法を利用するようになったきっかけ	自らABLを利用したいと申し込んだ。	借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。	ABLそのものは昔から利用したことがあったが、現在のABLは借入相談に行ったときに金融機関から勧められた。
7	畜産ABLを借り入れるまでにかけたおおよその期間	・相談～借入申込みまで 約30日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約10日間程度	・相談～借入申込みまで 約10日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度	・相談～借入申込みまで 約30日間程度 ・申込みから貸付決定まで 約30日間程度
8	融資決定までの他の資金と比べた貸付審査の状況	思っていたよりも短時間で融資を受けられた。	思ったよりも審査に時間がかかった。	思ったよりも審査に時間がかかった。
9	ABLの利用における不動産等の担保との関係(既に担保に出している等)。	不動産担保なし	提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があるとされたため。	根担保になっている。

番号	項目	(利用者K)	(利用者L)	(利用者(有) M牧場)
10	提供している担保状況(牛・豚等生物、畜舎等(畜舎等の他に売掛債権も担保にというような話も聞かされたことがあるか等)	牛等の生物のみである。	牛等の生物のほか畜舎等も担保提供している。	牛等の生物のみである。
11	・モニタリングについて(報告事項・内容、報告回数、実地確認対応等について)	①報告事項・内容について 現地調査のみ ②報告回数について 四半期に1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは、融資機関担当者のみである。	—	①報告事項・内容について 検討会 ②報告回数について 月1回程度 ③実地確認対応等について 実地確認に来るのは融資機関担当者のみである。
12	モニタリング後の結果等のフィードバックの状況	・モニタリング後の結果等のフィードバックはない。	・モニタリング後の結果等のフィードバックがある。 ・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。	・モニタリングの際、課題点があれば課題点もフィードバックされる。
13	畜産ABLを利用して良かった点	・不動産等の担保余力がなくても、新たに一定の範囲内で安定的な資金調達が可能となっている。 ・自宅を担保提供することには抵抗があり、担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながっている。	・従前の肥育牛経営は預託牛制度を利用していたが、農協からの提案で畜産ABLに変わり、利息負担額が大幅に軽減されている。 ・農協の行うモニタリングによって経営を数値化してもらうことで、必要な時期に資金を借り入れることができるようになっていた。	・経営内で最も多額な費用である素牛導入資金を一定の融資枠内で安定的に調達できるようになり、資金繰りの調整も行い易くなっている。
14	畜産ABLを利用して不自由に感じている点	特に感じていない。	報告事項が多い。	報告事項が多い
15	畜産ABLに対する要望事項等	—	—	年1回の融資額の切替時の報告ものの簡素化

令和3年度畜産動産担保融資活用支援事業(畜産 ABL)に係る現地調査表

I. 金融機関

金融機関名 _____
 調査実施日 令和 年 月 日
 調査者氏名 _____
 金融機関対応者氏名 _____

1. 畜産全体に対する金融機関の融資スタンス等について

畜産に対する融資の現状

畜産に対する融資のスタンス

2. 現時点の規程に基づく ABL の取り組みについて

ABL一般	畜産 ABL
<input type="checkbox"/> ABL の取扱いに関する内部規程がありますか ・ある ・ない (その内部規程にはどのような事項が規定として整備されているか確認) <input type="checkbox"/> 取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> 評価手法に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> モニタリング実施方法に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めの確認	<input type="checkbox"/> 畜産 ABL の取扱いに関する内部規程がありますか ・ある ・ない (その内部規程にはどのような事項が規定として整備されているか確認) <input type="checkbox"/> 取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> 家畜の評価手法に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> モニタリング実施方法に関する取り決めの確認 <input type="checkbox"/> デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めの確認

(注)1. ABL一般とは動産担保及び売掛金担保等の債権担保などをいいます。
 2. 畜産 ABLとは ABL一般のうち家畜を担保にした ABLをいいます。
 以下 同

3. 貸付案件について ABL 案件として取扱う場合の判断基準等について

ABL一般	畜産 ABL
貸付案件について、ABL 案件として取扱う判断基準を ・定めている ・定めていない (定めている場合、どのような基準か)	貸付案件について、ABL 案件として取扱う判断基準を ・定めている ・定めていない (定めている場合、どのような基準か)

4. ABL の取扱い開始時期

ABL一般	畜産 ABL
取扱い開始時期 年頃から	取扱い開始時期 年頃から

5. ABL を取扱うこととなったきっかけ・経緯等

ABL一般	畜産 ABL

6. ABL の取扱い開始までにどのような準備を行いましたか(又は取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたことはありませんか)。

ABL一般	畜産 ABL
(1) 取扱い開始前の準備 ① 仕組み関係(モニタリング、評価方法、換価方法等) ② 金融機関内部の了解までの手順等(説明) ③ システム関係 ④ その他 (2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと	(1) 取扱い開始前の準備 ① 仕組み関係(モニタリング、評価方法、換価方法等) ② 金融機関内部の了解までの手順等(説明) ③ システム関係 ④ その他 (2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと

7. 担当職員数等

ABL一般	畜産 ABL
ABL 担当者が (人) ・いる ・いない	畜産 ABL 担当者が (人) ・いる ・いない

8. 近年の ABL の貸付状況 (貸付件数・貸付実行額、最近の状況)

ABL一般	畜産 ABL
(貸付件数) ・30年度(件) ・元年度(件) (貸付実行額) ・30年度(百万円) ・元年度(百万円) (最近の状況) ・増加傾向 ・減少傾向 ・横ばい ○増加・減少傾向として考えられる理由 ()	(貸付件数) ・30年度(件) ・元年度(件) (貸付実行額) ・30年度(百万円) ・元年度(百万円) (最近の状況) ・増加傾向 ・減少傾向 ・横ばい ○増加・減少傾向として考えられる理由 ()

9. ABL融資を進めたものの借りに繋がらなかったケースの有無

ABL一般	畜産ABL
借りに繋がらなかったケースが ・ある ・ない (繋がらなかった場合の理由等)	借りに繋がらなかったケースが ・ある ・ない (繋がらなかった場合の理由等)

10. ABLの融資期間、融資実行までの期間等

ABL一般	畜産ABL
(融資期間) ・平均 年程度 (借入申込みから融資実行までの期間) ・約 ヶ月程度	(融資期間) ・平均 年程度 (借入申込みから融資実行までの期間) ・約 ヶ月程度

11. ABLの融資機関内の審査状況

ABL一般	畜産ABL
(他の資金と比較した融資機関内の審査について) ・審査に時間がかかる ・関係書類が多い ・関係部署(合議カ所)が増える ・決裁を得るランクが上がる ・その他 その理由:	(他の資金と比較した融資機関内の審査について) ・審査に時間がかかる ・関係書類が多い ・関係部署(合議カ所)が増える ・決裁を得るランクが上がる ・その他 その理由:

12. ABLの貸付条件等 (貸付金利等他の資金と比較してどうか)

ABL一般	畜産ABL
(金利面)	(金利面)
(融資期間面)	(融資期間面)
(実地確認・モニタリング面)	(実地確認・モニタリング面)
(報告事項面)	(報告事項面)
(その他)	(その他)

13. ABLの物件担保の内容について(棚卸資産、売掛債権、車両機械設備)

ABL一般	畜産ABL
(棚卸資産)	(棚卸資産)
(売掛債権)	(売掛債権)
(車両機械設備)	(車両機械設備)

(注) 主な対象物を聞き取ること

14. 家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をした事例の有無

ABL一般	畜産ABL
/	家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をしたことが ・ある ・ない (ある場合、何を担保にしましたか) (例: 乳代等)

15. 取得した担保の対抗要件具備について(確定日付のある証書による通知又は承諾、債権(動産)譲渡登記、占有改定など)

ABL一般	畜産ABL

16. ABLの物件担保の取扱い(一般担保として取り扱っているか、いないか等)

ABL一般	畜産ABL
○一般担保として取り扱って ・いる ・いない	○一般担保として取り扱って ・いる ・いない
○取り扱っている場合、いつ頃からの取扱いか ・当初から ・()年頃から	○取り扱っている場合、いつ頃からの取扱いか ・当初から ・()年頃から
○一般担保として取り扱っている場合、その理由	○一般担保として取り扱っている場合、その理由

17. モニタリングについて(モニタリングの内容、実施機関、経費負担者等)

ABL一般	畜産ABL
・モニタリングの内容 (信用力を判断するための情報の随時入手、財務状況の継続的なモニタリング、合理的な貸倒率の算出など)	・モニタリングの内容
	・モニタリングの実施機関
	・モニタリングに係る経費負担者

18. モニタリング分析結果等の取扱い

ABL一般	畜産ABL
<ul style="list-style-type: none"> 分析結果を事業者へ <ul style="list-style-type: none"> フィードバックしている フィードバックしていない 分析結果のフィードバックにより <ul style="list-style-type: none"> 経営改善に結びついている 経営改善には結びついていない 分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある <ul style="list-style-type: none"> 有 無 <p>(有の場合、具体的に) ()</p>	<ul style="list-style-type: none"> 分析結果を事業者へ <ul style="list-style-type: none"> フィードバックしている フィードバックしていない 分析結果のフィードバックにより <ul style="list-style-type: none"> 経営改善に結びついている 経営改善には結びついていない 分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある <ul style="list-style-type: none"> 有 無 <p>(有の場合、具体的に) ()</p>

19. 畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分時のルールの有無等

ABL一般	畜産ABL
/	<ul style="list-style-type: none"> 畜産担保換価処分の実績の有無 <ul style="list-style-type: none"> 有 無 畜産担保換価処分時のルールの有無 <ul style="list-style-type: none"> 有 無 どのような方法で処分し、評価額に対し回収額はどの程度だったか。 実際に処分して評価方法等の見直しが必要となったかどうか。

20. ABLによる融資手法の今後の予想について

ABL一般	畜産ABL

21. 金融庁の検査マニュアル廃止後の考え方(一般担保化についてこれまでの考え方との比較)

ABL一般	畜産ABL
<p>○これまでの考え方と</p> <ul style="list-style-type: none"> 変えた 変わらない <p>・変えた場合の理由</p> <p>・変わらない場合の理由</p> <p>○貸倒引当金の取扱いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 変えた 変わらない 	<p>○これまでの考え方と</p> <ul style="list-style-type: none"> 変えた 変わらない <p>・変えた場合の理由</p> <p>・変わらない場合の理由</p> <p>○貸倒引当金の取扱いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 変えた 変わらない

・変えた場合の理由	・変えた場合の理由
-----------	-----------

22. 新型コロナウイルスの影響

ABL一般	畜産ABL
(新型コロナウイルスの拡大は、今後のABL融資に影響を与えるか。)	(新型コロナウイルスの拡大は、今後のABL融資に影響を与えるか。)

II 畜産ABL利用者

資金利用者名 _____
調査実施日 令和 年 月 日
調査者氏名 _____
金融機関随行者 _____

1. 現在の経営概況等を教えてください。

①経営概況

- ・経営方針
- ・近年の経営状況(売上高(販売高)、年間出荷頭数、収支の状況等)

②経営規模・飼養規模

(乳用牛 頭)
(肉用牛 繁殖牛 頭、肥育牛 頭)
(養豚 頭)
(その他 頭)
(牧草地 ha)

③従事者数等

人(内訳についても確認することが望ましい)

2. 現在、畜産経営のために必要な資金等どのように調達されていますか。

- ①融資機関から借り入れている(・農協 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・政策金融公庫 ・その他())
- ②営農ローンのような貸越制度を利用
- ③農協の購買事業・預託制度を利用
- ④飼料会社を利用
- ⑤リース会社等を利用
- ⑥その他

3. 調達された借入金額及び資金使途を教えてください。

①資金使途

②借入金額

4. 畜産 ABL という融資手法があることをどのようにして知りましたか。

- ①金融機関から聞いたことがあった
- ②地域の畜産経営者仲間からの情報
- ③畜産協会や飼料会社等から聞いたことがあった
- ④ネットや情報誌等を通じて知っていた
- ⑤リーフレット等を見たことがある
- ⑥その他()

5. 畜産 ABL という融資手法を利用するようになったきっかけは何ですか。

- ①自ら ABL を利用したいと申し込んだ
- ②借入相談に行ったときに金融機関から勧められた
- ③地域の畜産経営者仲間から勧められた
- ④畜産協会や飼料会社等から勧められた
- ⑤その他()

6. 畜産 ABL を借り入れるまでにどれくらいの期間がかかりましたか。

相談～借入申込みまで 約 日間程度
申込みから貸付決定まで 約 日間程度

7. 融資決定までの貸付審査は他の資金と比べどうでしたか。

- ①思ったよりも審査に時間がかかった
- ②思っていたよりも短時間で融資を受けられた
- ③他の資金借入とほとんど変わらなかった
- ④農業信用基金協会の保証に付すよう言われた
- ⑤担保が不動産ではなかったのでこのようなものかなと思った
- ⑥その他

8. ABL の利用には、不動産等の担保と関係がありましたか(既に担保に出している等)。

- ①既に不動産等は担保に提供しており、新たに提供する不動産がなかった
- ②提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると言われたため
- ③その他

9. 提供している担保は牛・豚等生物だけですか。畜舎等も担保に取られていますか。

(また、畜舎等の他に売掛債権も担保にというような話も聞きますか)

- ①牛・豚等生物のみである
- ②牛・豚等生物のほか畜舎等も担保提供している
- ③牛・豚等生物、畜舎等の他、売掛債権も担保提供している
- ④その他

10. モニタリングについて(報告事項・内容、報告回数、実地確認対応等について)具体的に教えてください。

実地確認には融資機関の担当者が来られるのですか。それとも、融資機関以外の方が来られますか。

①報告事項・内容について

②報告回数について

- 1) 月 1 回程度
- 2) 2 ヶ月に 1 回程度
- 3) 四半期に 1 回程度
- 4) 不定期
- 5) その他()

③実地確認対応等について

実地確認に来るのは

- 1) 融資機関担当者のみである
- 2) 融資機関担当者以外(例えばモニタリング委託(依頼)者のみである
- 3) 融資機関担当者及び融資機関担当者以外(例えばモニタリング委託(依頼)者

11. モニタリング後の結果等のフィードバックについて

- ①モニタリング後の結果等のフィードバックが(・ある ・ない)
- ②モニタリングの際、課題点があれば(・課題点もフィードバックされる ・課題点はフィードバックされない)

1 2. 畜産 ABL を利用して良かった点はなんですか。

- ①不動産等の担保余力がなくても借入れできる等、安定した資金調達が可能となった
- ②現状を常にモニタリング(経営の数値化)してもらうことで、資金が必要な時期にスムーズな借入れが可能となった
- ③これまでは担保の関係で借りられなかったものが借りられたことにより、規模拡大や所得の増大につながった
- ④経営状況の変動を早期に把握できるため、関係者への相談を早めに行うことが可能となった
- ⑤経営状況を自ら把握できるようになり、経営の見直し等に役立っている
- ⑥その他

1 3. 畜産 ABL を利用して不自由に感じている点

- ①報告事項が多い
- ②報告回数が多い
- ③現地調査対応が大変である
- ④その他

1 4. 畜産 ABL に対する要望事項等がありますか。